

第 12 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 19 年 3 月 5 日 (月 曜 日)

出席議員 (22 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛	16 番	川 田 真 悟
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1 名)	7 番	松 尾 文 雄		
		午後3時より早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (30名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 参 事	湯 浅 政 己	ス ポ ー ツ 振 興 課 課 長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住宅管理課長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 会 長 総 務 課 長	山 口 清
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男	消 防 長	加 藤 隆 久
	業 務 課 長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠 席 者 (1 名)	福 祉 課 長	内 山 導 男		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
日程第 2 . 会期決定の件
日程第 3 . 行政報告
日程第 4 . 議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
日程第 5 . 議案第 2 号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について
日程第 6 . 議案第 3 号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について
日程第 7 . 議案第 4 号 にしはりま環境事務組合規約の一部変更について
日程第 8 . 議案第 5 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について
日程第 9 . 議案第 6 号 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合規約の一部変更について
日程第 10 . 議案第 7 号 工事請負契約の変更について
日程第 11 . 議案第 8 号 工事請負契約の変更について
日程第 12 . 議案第 9 号 町道路線の廃止について
日程第 13 . 議案第 10 号 町道路線の変更について
日程第 14 . 議案第 11 号 佐用町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について
日程第 15 . 議案第 12 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
日程第 16 . 議案第 13 号 訴えの提起について
日程第 17 . 議案第 14 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
日程第 18 . 議案第 15 号 佐用町総合計画基本構想の策定について
日程第 19 . 議案第 16 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 20 . 議案第 17 号 佐用町副町長定数条例の制定について
日程第 21 . 議案第 18 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第 22 . 議案第 19 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 23 . 議案第 20 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 24 . 議案第 21 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 25 . 議案第 22 号 佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 26 . 議案第 23 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 27 . 議案第 24 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 28 . 議案第 25 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 29 . 議案第 26 号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 30 . 議案第 27 号 佐用町合併振興基金条例の一部を改正する条例について
日程第 31 . 議案第 28 号 佐用町鉄道経営対策事業基金条例及び佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 32 . 議案第 29 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 33 . 議案第 30 号 佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 日程第 34 . 議案第 31 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 . 議案第 32 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 . 議案第 33 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37 . 議案第 34 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 38 . 議案第 35 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 39 . 議案第 36 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 40 . 議案第 37 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 41 . 議案第 38 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 42 . 議案第 39 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 43 . 議案第 40 号 佐用町個別排水処理施設設置管理条例の全部改正について
- 日程第 44 . 議案第 41 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 45 . 発議第 1 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 46 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 47 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 48 . 日程第 49 ないし日程第 60 について
- 日程第 49 . 議案第 42 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 50 . 議案第 43 号 平成 18 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 51 . 議案第 44 号 平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 52 . 議案第 45 号 平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 53 . 議案第 46 号 平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 54 . 議案第 47 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 55 . 議案第 48 号 平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 56 . 議案第 49 号 平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 57 . 議案第 50 号 平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 58 . 議案第 51 号 平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 59 . 議案第 52 号 平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 60 . 議案第 53 号 平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 61 . 日程第 62 ないし日程第 76 について
- 日程第 62 . 議案第 54 号 平成 19 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 63 . 議案第 55 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 64 . 議案第 56 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について

- 日程第 65 . 議案第 57 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
日程第 66 . 議案第 58 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
日程第 67 . 議案第 59 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 68 . 議案第 60 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
日程第 69 . 議案第 61 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
日程第 70 . 議案第 62 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
日程第 71 . 議案第 63 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
日程第 72 . 議案第 64 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
日程第 73 . 議案第 65 号 平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
日程第 74 . 議案第 66 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
日程第 75 . 議案第 67 号 平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
日程第 76 . 議案第 68 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
日程第 77 . 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第 78 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第 79 . 選挙第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
日程第 80 . 委員会付託について

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 12 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、今期定例会に付議される案件は、人事に関する案件が 2 件、条例に関する案件が 33 件、工事請負契約及び建設工事委託に関する基本協定等の変更に関する案件が 3 件、平成 18 年度各会計補正予算案等の案件が 12 件、平成 19 年度各会計予算案等の案件が 15 件、議員発議案件が 1 件、道路、町道、道路に関する案件が 2 件、農業共済事業事務に関する案件が 1 件、訴えの提起に関する案件が 1 件、佐用町総合計画基本構想の策定に関する案件が 1 件、特別委員会設置に関する案件が 2 件、選挙に関する案件が 1 件、今定例会に付議されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜りこれら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いを申しあげまして、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 12 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお今期定例会のため地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、助役、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日、住民課長おかれましては、お父さんがちょっと悪くなったというご報告を受けまして、

〔「福祉課長です」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ああ、福祉課長です。失礼します福祉課長。それで、湯浅参事が出席をいただいております。

なお、本日2名の傍聴、申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中に守らなければならない事項を遵守していただきますようお願いを申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。15番、石黒永剛君。16番、川田真悟君。

以上の両君をお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第2に入ります。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日3月5日より3月26日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日3月5日より3月26日までの22日間と決定いたしました。

日程第3．行政報告

議長（西岡 正君） 日程第3に入ります。

これより行政報告を行います。

町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。

今日は、少し朝から荒れ模様ですけれども、今日からの3月定例議会、今議長からのご挨拶のようですね、たくさんの重要案件を提案をさせていただきます。どうぞ、慎重ご審議いただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、宜しく願いを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、最初に広域組合の関係から報告をいたします。

まず、播磨高原広域事務組合議会が先月2月21日に開催をされまして平成19年度の一般会計12億5,517万7,000円の予算が決定をされました。播磨高原事務組合におきましては、斎場の運営また高原都市の上下水道の事業会計運営を行っております。

また、本年度におきましては、新しい事業として、木戸口公園の整備事業、サッカー場の増設整備を行います。工事費が約3億5,000万。用地費として5億4,600万。少年サッカーが3面とれる、Jリーグサイズのサッカー場が建設を行いナイターの設備も設置される予定でございます。このサッカー場を後に、県の支援をいただきながら、組合で運営を、管理を行っていくということになっております。また、テクノ、科学公園都市の町開きが、丁度10年を迎えるということで、10周年の記念事業イベントが行われ4月29日、スプリングフェアにおいて、式典が、記念式典が行われる予定になっております。

次に、にしはりま環境事務組合の議会が2月23日に開催されまして、18年度の補正予算1億3,200万円を減額して1億2,500万円あまりりの補正予算、減額予算になっております。これは、18年度に発注をいたしました敷地の測量業務、地質調査設計業務、予算上1億2,000万余りを持っておりましたが、4,500万あまりで落札決定したということ。また、施設の仕様書、設計書を18年度に発注をしていく予定でありましたが、19年度に繰り越したということでの減額であります。19年度予算につきましては、8億1,800万あまりとなりまして、施設整備事業費として7億3,600万あまり、19年度におきましては、焼却ゴミ処理施設の発注仕様書の業務。また進入道路、敷地造成の事業。また用地の購入等、そういう事を予定いたしております。建設に係わる法的な手続きといたしまして、先般、都市計画の決定をいただきました。2月に2回の佐用町の都市計画審議会を開催していただきまして、西播磨高原都市計画に係る当該施設の建設の都市計画決定をいただきました。上郡、宍粟においても異議無く決定をされておりました、3月末までに県との協議、同意を得て、最終決定する運びとなります。

以上が、広域事務組合関係の報告とさせていただきます。

次に、2月25日の議員連絡会でも申し上げた点と重複する点がたくさんありますけれどもご報告をさせていただきます。まず、久崎、双観橋の撤去につきましては、去る2月23日に入札を行った結果、株式会社上野組が落札し3月末までに完了を目指して、工事を行います。今後は、国道373号線の新双観橋への早期歩道機能回復に向けて、県土木関係への要望に鋭意努力をしております。

次に、国道県道事業関連であります。ご案内のとおり一般財源化を前提とした国の道路特定財源全体の見直しの中で、今後の道路整備、特に本町のような中山間地域には、非常に厳しいものがございます。そのような状況下で、まず中国横断自動車道姫鳥線の進捗でございますが、1月末現在の工事進捗率は、兵庫県側で67パーセント、岡山県側で44パーセントとなっております。平成21年度供用開始に向けて順調に進んでおります。また、佐用北インターにつきましても、21年度完了予定で、事業主体であります兵庫県と連携を図りながら、種々の課題整理に係る集落及び地権者の方々への取組等調整をいたしているところでございます。

次に、12月議会でもお知らせをいたしました、国道179号線徳久バイパス事業の取組でございますが、その後、12月21日に建設促進協議会を立上げ、地元総意を汲み上げた県提案のトンネル案を受け入れ、去る1月30日に多くの関係集落住民の方々への参加を得て、説明会を開催し、建設へ向けての積極的なご意見もいただき、バイパスルートは、トンネル案とすることで、出席者全員のご理解を得たところでございます。今後は、平成21年度事業着手に向け、地元と県並びに町が連携を深めながら鋭意推進に努めていきたいというふうに考えております。

次に、播磨道の建設についてであります。播磨道の新宮インターから中国縦貫道山崎ま

での延伸でございますが、平成9年12月に都市計画決定がされた後、平成10年12月に第31回の国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経て整備計画が策定をされまして、この平成18年2月に西日本高速道路株式会社が建設すべき、新設道路として事業の指定がなされまして、この18年度末から事業着手に入るという事を通知されております。完成は、平成32年を目指すということでありまして。

次に、県道上三河平福線の一部区間の国庫補助格上げにつきましてでございます。国庫補助事業に格上げをされるという事につきまして、報告をいたします。本路線につきましては、合併支援路線として、3工区に分けて国庫補助事業並びに県単独事業で鋭意事業推進を図っていただいておりますが、この度老人ホーム朝霧園から下庵区間1,220メートルを国庫補助事業として格上げし、実質19年度1年間で完成予定を目指すこととなりました。

次に、県道中三河佐用線改良促進協議会の設立についてであります。この路線につきましては、県単独事業として暮らしの道づくりで整理が進められておりますが、特に以前から三河と佐用を結ぶ最短道路として通行不能箇所解消と全線の改良が要望されたところでございますが、合併後のまちづくりの上で、この改良につきましては、高い効果が期待できるということ、期待をされるということで、この度沿線の三河地区、長谷地区並びに金近地区関係集落自治会長を会員とする改良促進協議会を立上げられまして、先日設立総会がありました。私といたしましても、このような自主的な協議会が組織されましたことを大事にいたしまして、長期的な取組になろうとは思われますが、実現に向けて今後努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、道路関係の報告とさせていただきます。

次に、さよひめ団地土地分譲についてでございます。平成13年度にさよひめ団地を24区画を分譲完売しておりましたが、購入者から返却申し出があり、建築意思が無い事を確認いたしましたので、1区画を買い戻し特約により買い戻しいたしまして、再分譲を行います。再分譲いたします物件は、企画番号21番の面積334.5平米で、分譲価格は1,058万6,400円といたしております。分譲受付期間は、3月12日から4月10日間の1ヶ月で申込者多数の場合は抽選により決定をいたします。

次に、消防関係であります。今年の1月20日宝塚市のカラオケボックスの火災で8名の死傷者が発生し店舗の無届や消防用設備等の未設置が問題となりました。消防署ではカラオケボックス店や類似店の特別査察を実施し、建物の所有者に対して防火意識の向上や、法令に基づく届出及び消火器など消防用設備等の設置の確認や指導を行ったところであります。また、この3月1日から7日までの1週間は、春の全国火災予防運動を行っております。消防団と関係機関との連携を図り、火災予防等の一層の強化に努めてまいります。

次に、訴訟関係についてであります。平成17年10月6日付けで土地売買代金請求民事事件として訴訟をうけておりましたが、平成18年7月21日に原告の請求を却下するという判決がありました。しかし、平成18年7月22日に原告が控訴し、控訴審となっておりますが、この2月29日に判決の言渡しがあり、原審と同様、却下となっております。控訴期間を経過いたしました、2月28日に担当弁護士より上告もなく判決が確定したとの連絡がありましたので、ご報告をいたします。

最後に、町長公聴会の実施についてを報告をさせていただきます。合併してから1年が経過し、1年半が経過し少し落ち着いて参りましたので、新年度から試みとして、今まで以上に私が直接住民の方の声を広くお聞きして、町制に活かすために、町長公聴を実施いたしますので、ご報告をさせていただきます。方法は、毎月1日の午後、町民の方に町長室にお越しいただいたり、電話で気楽に町民の方々から建設的なご意見をお聞かせいただくよう考えております。また毎月15日には支所へ出向き、午前と午後に分けて2つの支

所において支所の仕事を見ながら町民の方からのお話も聞かせていただきます。以降、毎月支所を順次回るように考えております。

2つ目は、地域づくり協議会が組織されましたので、協議会にお伺いし、行政報告をしたり、いろんな協議会からのご意見も聞かせていただく懇談会を実施をいたします。

3つ目は、町内のいろんなグループにも出向いて行って、懇談をしたいというふうに考えております。詳しい内容につきましては、広報誌や防災行政無線、ホームページ等でお知らせをしたいというふうに考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

日程第4 議案第1号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第4に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしております。ご熟読のことと思しますので、会議の進行上、朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議案第1号「兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第1号「兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更」につきまして、提案のご説明を申し上げますが、助役、収入役に関係する議案が多く提案いたしておりますので、まず始めに、今回の改正の趣旨をご説明させていただきたいと思っております。

今までは、助役について、町長の補佐役としておくこととされておりましたが、今回の改正は、副町長の職務として、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに町長の権限に属する事務の一部について委任を受け、その事務を執行する規定が追加されております。また、収入役制度については、公会計の適正な執行を確保する特別職として設置されてきましたが、しかし、近年会計事務は、電算化の進展や監査制度の充実等により適正に執行することが可能になったことなどの点から、一般職である会計管理者を置くこととされたものであります。また、職員においては、吏員、その他吏員、事務吏員、技術吏員等の区分が廃止されたため、例規中「職員」に置き換えが必要となったものであります。この議案第1号につきましても、収入役制度が廃止に伴い会計管理者に改め、吏員その他の職員を職員に改めるものであります。また、平成19年3月31日付けで、南但老人ホーム一部事務組合、中播消防事務組合及び美方広域消防事務組合が兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴い、規約の変更をしようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより、本案につきまして、本日即決したいと思います。
これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案について、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論もないようでございます。これで本案についての討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第1号「兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。全員ですね。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第2号 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第5、議案第2号「兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程されました、議案第2号「兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更について」提案理由のご説明をいたします。
議案第1号と同様に地方自治法の一部改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に改め、会計管理者が一般職となることから、必要な文言を改めるとともに、吏員制度の廃止により職員等の用語について改めるもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めらるものでございます。
ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決いたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、これで本案について質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第2号「兵庫県市町交通災害共済組合理約の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第3号 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第6に入ります。

議案第3号「兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） ただ今、議題とされました議案第3号兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この改正は、議案第1号と同様、地方自治法の改正に伴い収入役制度の廃止により、会計管理者1人を置くよう規約を変更するものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第3号「兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 . 議案第4号 にしはりま環境事務組合理約の一部変更について

議長(西岡 正君) 続いて、日程第7、議案第4号「にしはりま環境事務組合理約の一部変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) それでは、ただ今上程をいただきました、議案第4号「にしはりま環境事務組合理約の一部変更」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の変更は、文言の修正等のほか、第5条では議員定数を22人から14人に改め、関係市町村ごとの定数では、宍粟市を8人から4人に、佐用町も同様に8人から4人に改めるものでございます。

姫路市、たつの市、上郡町については従来どおり、それぞれ2人ずつの議員定数であります。

これは、組合が発足した当時、関係11町からそれぞれ2人ずつの議員を選出し、22人の定数となっておりますが、合併により3市2町となったことから、関係市町間の均衡を図る為に改めようとするものでございます。

第8条と第9条では、地方自治法の一部改正により、「収入役」を「会計管理者」に「姫路市助役」を「姫路市副市長」に改め、第8条第3項のただし書を削るなどの整理を行うものでございます。また、第12条で定める別表の経費負担割合については、従来は全ての経費について平等割30パーセント、人口割70パーセントとしていましたが、これは、附則において、施設建設に係る経費については、施設建設段階までに必要な見直しをすることが明記されており、今回見直しを行うものでございます。

施設整備計画策定段階では、共通する経費の占める割合が多いことから平等割30パーセント、人口割70パーセントとしていましたが、施設建設に係る経費につきましては、ゴミの排出量による負担割合が基本となることから、施設建設段階の事業経費及び起債償還額については、平等割15パーセント、人口割85パーセントの負担割合に改めようとするものであります。この負担率の改正により、施設建設に係る経費及び起債償還についての佐用町の負担率は、従来の25.007パーセントから22.573パーセントとなり、2.434パーセントの減となります。

附則においては、規約の施行日を平成19年4月1日とし、変更後の別表の規定は平成18年4月1日から適用することとしていたしております。

その他、管理者、副管理者及び収入役の役職について規定をしております。

以上、にしはりま環境事務組合理約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　ただ今議題となっております、議案第 4 号につきましては、3 月 8 日一般質問終了後、引続き本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 8 . 議案第 5 号 播磨高原広域事務組合理約の変更について

議長（西岡 正君） 　　続いて、日程第 8 に入ります。
議案第 5 号「播磨高原広域事務組合理約の変更について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） 　　ただ今上程をいただきました、議案第 5 号「播磨高原広域事務組合理約の変更について」提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正により一部事務組合の規約の改正が必要となったこと及び現在、播磨科学公園都市内に県がサッカー場を整備し、組合が管理運営をしています。1 市 2 町の協議により、今回国庫補助及び県の支援を得て、組合施工により、現在のサッカー場を含めた木戸公園として整備するものであります。

管理運営についても、共同で事務処理することを確認しており、播磨高原広域事務組合の共同処理する事務に、当施設の設置及び管理運営を加えるものであります。

内容は、第 3 条第 1 項中に都市公園木戸公園の設置及び管理運営に関することを加える。

第 9 条第 3 項で収入役を廃止し、会計管理者を置く。

第 11 条で、吏員とその他の職員の区分を廃止する。

以上の内容により、播磨高原広域事務組合理約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題となっております議案第 5 号につきましても、3 月 8 日一般質問終了後に引き続き本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 9 . 議案第 6 号 庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合理約の一部変更について

議長（西岡 正君） 日程第 9 に入ります。

議案第 6 号「兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合理約の一部変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 6 号兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合理約の一部変更につきましてのご説明をいたします。

兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合は、佐用町と宍粟市を構成町として、昭和 30 年 7 月 20 日より現在に至っております。

今回の規約改正は、平成 19 年 4 月 1 日に地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規約を改正するものでございます。

変更内容につきましては、地方自治法の改正により、助役が副市町長に、収入役は会計管理者に改正されることによる現行規約の改正でございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 6 号「兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合理約の一部変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 7 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 10 に入ります。

議案第 7 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第7号工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

第7回定例議会、議案第151号で議決をいただきました久崎小学校屋内運動場建設工事につきまして、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額2億779万5,000円を変更し、変更後の契約金額を2億1,686万7,000円とするものであります。

変更の主なものは、既設屋内運動場の杭基礎、用具倉庫地下ピット、井戸水配水管等の撤去費の増額、新設屋内運動場の鉄骨耐火被覆、雪止めの設置、アリーナ天井下地仕様の変更、既設校舎の防火ガラスの入れ替えなどによる工事費の増加と雨樋の仕様変更に伴う減額などを調整したものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 本案につきましても、本日即決いたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 質問いたします。まず900万円あまりの増額変更でありますけども、変更内容を、今いろいろ言われましたけども、まずお伺いしたいのは、金額的に最も大きなね、変更内容は何だったのか、それを伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） それではお答えいたします。

最も大きなものは、アリーナ天井下地の仕様変更による経費の増加であります。これは鉄骨構造の中で照明とか配線関係があるんですけども、その部分の隠ぺいが非常に難しいということで、下地をして天井を張るといって、そういう工法に仕様を変更いたしました関係で、これが一番大きなものとなっております。以上です。

〔町長「これが幾らぐらいになるん」と呼ぶ〕

教育委員会総務課長（山口 清君） ええっと、これが約200万程度の変更になると思います。後、もう少し付け加えさせていただきますと、鉄骨の柱の耐火被覆、これは岩綿の吹き

付けになるんですけれども、これについては、当初、岩綿被覆なしという形で申請を上げておりました。ところが、鉄骨の表面に加工しております壁が落ちた場合どうなるんだということで、岩綿被覆をするようにという指示がありました。これが180万ぐらいあります。校舎との離隔要件、例えば、例えばというより、今度新築の屋内運動場と既設校舎の間が10メートル以上離れてないと、体育館の方から出火した場合、通常のガラスであれば、ひび割れが入って落ちてしまうということで、これは設計の段階で、前とあんまり要件変わってませんので、当然既設校舎の方にもガラスが入っていたという判断でやったようなんですけれども、再度確認の段階で、既設校舎に入っていないということで、急遽入れ替えということになりました。

それから、屋根の雪止めの設置ですけども、これにつきましては、非常に久崎の方面、雪が少ないということで、当初外しておったんですけれども、いくつか大雪の時なんかで、急に落ちてきたら危ないということで雪止めを屋根に設置させていただきました。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 仕様変更については、今の説明で分かりました。

そこで伺いたいのは、今の変更、仕様変更についてでありますけれども、この10日に竣工式が行われます。もう完成はしております。それで、問題は、これらの仕様変更というのh、当然工事中の内容ですから、この変更契約、議決を経て本契約になりますけれども、仮契約として、いつ結ばれたのか、本日議会に提案されてますけど、その点を、ちょっと確認したいんですが。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 仮契約という形ではなくって、指示書の中で、指示をしているという状況です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） いや、まあ普通仮契約だと思うんだけど、まあ指示書にしてもね、この3月議会に出して来たということについては、どうなのかということ、ちょっと確認したいんですよ。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、こういう工事の場合ですね、どうしても、当初設計から、いろいろ工事の段階で変更する必要性、変更した方がいいということで、検討の結果、指示をして変更をさせます。その場合には、増額も出てきますし、減額もあるわけですが、当然、いくらぐらいの事業費が減額するか、増額するかということについては、その度に担当の方ですね、きちっと指示をしながらやっておりますけれども、ただ1つ1つをですね、工事の段階、非常にいろいろと段階がありますから、順番に逐一変更契約をすることは、なかなか難しいです。当然、こうしてある程度、最終工事が完成をする中で、まとめてですね、それを最終的に請負業者との協議を経て、こちらもしっかりと査定をして、設計事務所の審査を、査定をさせて、そして、その設計によってね、議会に提案をさせていただくという形になりますので、これによって、今日議決をいただいて、契約、変更契約を行い支払っていくという段取りになりますので、その点は、ご了承いただきたいとします。

議長（西岡 正君）　　はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君）　　4番、岡本です。

今ですね、この900万程の追加された中でですね、今、運動場の今、どう言うんですか、全面的な排水状態を良くしとるんか、正土入れ替えしておるんか分かりませんが、そういう工事が行われておりますけれど、これについては、当初から初めから入っておったんかということが1点と。それと、校舎の前にですね、いわゆるアスファルトで駐車場をつくっておりますけれど、これについては、どうなんですかね。運動場が狭くなってね、子ども達が、そういう運動をしてる、例えば、ソフトボールなんかよくやっておりますが、そういう所へ止めた時にね、そういう自動車が破損したりとかいうようなことでトラブルが起きたりしないかと、ちょっと心配しておりますが、そこら辺はどうですか。

議長（西岡 正君）　　はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君）　　お答えします。

まず、グラウンドの件ですが、これにつきましては、当初から設計の中に入っております。

それから舗装の関係ですが、従前、一部分どうしても学校の前に車を止めておられたわけですが、今回体育館が、旧体育館より大分表へ出ております。従来の、あそこへ養魚池って言うか、堀があった辺りまで出ております。それで、体育館の出っ張った分と合わせて駐車場という形で整備をしております。ただ、今までもそうですけれども、授業時間中等に、あそこへ若干止められる車があると。後、放課後になっていくと、職員等の車、当然、あそこにはありませんし、通常使っていただく分には、支障はないと考えております。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番(山田弘治君) 関連で、ちょっと私も尋ねようと思ひよったんですけども、校舎の、あの狭い運動場の中で、あそこに車を止めるということは非常に危険であるということで、上月町の議会の中で、そういう話をさしていただき、極力止めんようにしようということで、智頭線の高架下に置いたり、裏側に置いたりということであったと思います。ただ、どうしても止めるということになり、便宜上止めざるを得んだらうということですけども、いよいよ本格的にね、舗装するということは、もうどうぞ止めていいんですよということになりますとね、あの狭い運動場で、果たしてどうかなという、私も、昨日ちょっと通ったら、ちょっと見たら、そういうものがあつたものですから、そういう話、課長に、ちょっと聞いておきたいなということなんですけれども、舗装する必要あつたんですか。あれ。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） ええっと、ご承知のように、来客用の一時止めていただくような駐車場がございません。裏面も全部教員の車と、それからあぶれる分については、全部智頭線の高架下、小学校の方に駐車場としてお借りしております。そういう中で、じゃあ、来客用の駐車場をどこにするんだということありますけれども、今回、まず体育館が、かなり広くなって来たということで、後、あの運動場の中、使いやすいようにということで、振り子を取ったりしながら、整備を進めております。そういうふうな事で、充分、あの部分でいけるという判断をいたしました。ただ、中学校のような使用法はなかなかでないと思います。小学校であるグラウンドとしての必要な部分は備えているんじゃないかと思ひますんで、いつでも、あそこを一番最初に駐車場に利用していくという、そういう形は、今後の学校運営の中でも非常に無理かと思ひます。他の駐車場を使いながら、授業中の来客者等については、表を開けるといふ、今回、自由に出入りするといふ条件ではありませんので、また校長の許可を得ながら、あそこを開けて止めてもらうといふ、そういう形になろうかと思ひますけれども、そういうことをご理解いただきたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございませんか。

ないようですので、これを以って質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第7号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 8 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 日程 11 に入ります。

議案第 8 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 8 号工事請負契約の変更につきまして提案のご説明を申し上げます。

町道原円光寺線平谷橋上部工工事につきましては、昨年 7 月に公募型指名競争入札を実施し、臨時議会において議決をいただいたところであり、契約の相手方は、株式会社富士ピー・エス神戸営業所、契約額は 1 億 3,020 万円でありました。

工事も順調に進み、精算にあたり工事中諸数量の変更がありましたので、変更契約をするものであります。

その主なものは、県道吉永下徳久線本線復旧にあたり、佐用土木事務所並びに佐用警察署との協議を踏まえ、片側 24 時間交通規制を実施する事により、まず舗装構成の変更に伴う約 80 万円の増額と別途盛土 530 立米を追加購入土としたことによる約 90 万円の増額。更に 2 車線交通開放までの 45 日間の交通誘導員 134 人分の追加変更による約 480 万円の増額などであり、その他区画線の追加及び現場精査による舗装工面積等諸数量の変動等々で、当初契約額に 732 万 7,950 円を増額して変更後の契約金額を 1 億 3,752 万 7,950 円にしようとするものであります。

変更契約に先立ち、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町条例 47 号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決が必要でありますので、お願いをするものであります。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、700 万円あまりの変更額の一番大きな 7 割近く占める 24 時間誘導員体制 46 日間 134 人分ですか、80 万円。これについて伺いたいんですが、兵庫県の場合は、夜間の場合電気ではなくって、ガードマン体制というように聞いております。そういう事が分かっているながら、これは当初からこのような設計がなされていなかったのかどうか、その点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 先程の質問でございますけれども、議員ご指摘のように、夜間につ

いてはですね、そういった指示ではございますけれども、当初、この大きな変更につきましては、全て今町長が言いましたように、吉永下徳久線の復旧工事に係るものでございまして、当然、昼間にですね、都合良くできるのではないかなというふうな考えをしておりましたので、その点が、ちょっと甘い判断があったかなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、確認したいんですけど、夜間で電気誘導を考えていたということじゃないんですか。ちょっと確認したいんですが。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、そういうことでございます。工事用信号機で対応を当初は考えておりました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それは、どうなんですか、そのかなり関係者は、もう兵庫県は、岡山県はええけどね、兵庫県はあかんと言っているんだけど、それはそのような判断が無かったということですか。建設課長。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） そういうふうに理解されても止むを得ないなというふうには、思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。他にありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 同じ関連ですけど、兵庫県の場合は、そうやって、夜間の場合もガードマン張り付け云々と言われておりますけれども、国道みたいにですね、たくさん通るような所については、夜間でも通ると思うんですけど、吉永南光線についてはですね、私達もよく利用してですね、交通量そのものは、よく知っておりますんでね、果たして、そういう張り付けがいったんかどうかということは、今の、いわゆる機械でですね、対応で

きたいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺まで考えた時にね、やっぱり張り付けんとあかんということが、何か警察が事故が起こったらかなわんで、付けてくれいというような事を、当初ですね、この入札当初の入札かけた時に、そのような話があったと思うんですけど、そこら辺は、建設課長としてどうですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ご指摘のようにですね、鍋島議員もおっしゃったように、当然、夜間の通行、仮に少なくとも、当然、そこが工事中であるという明示のなかでですね、当然、この工事については、申し訳ないんですけども、当初から県庁なり佐用土木あるいは佐用警察ですね、当然、佐用警察ということは、県の公安委員会のご指導を得たなかで設計をしていると思いますけども、それがですね、見通しが甘かったという一語につきるんではないかなというふうには思います。そこで、当然ですね、去年の10月末ぐらいでしたか、警察協議の最終調整の中で、それはあくまでも、吉永徳久線の復旧工事にあたってですけども、最終確認の段階で、そういった機械もんでは駄目だと。ご指摘のようにね。それについては、当然人間を立てなさいというふうなご指導がありましたので、変更させていただいたということでございます。

車の通行量云々は関係ないと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 課長にちょっと確認したいんですけども、この変更が生じて来たんは、いつ頃出てきたんですか。これは。こういう事が生じた時期は。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 確か10月の中旬以降だったと思います。何回も言いますように、県道の復旧工事にあたってですね、そういった仮設道を利用しての復旧じゃなくって、当然、町長も言いましたように、購入土も増えますし、当然、安心安全の交通体系をつくれというふうな中で出てきたんですけども、これについては、確か11月8日だったと思うんですけども、臨時議会で、町長の方からご無理言っていただきまして、当然、精査については、後刻の定例会でお願いしたいということでご案内はしたつもりではございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） その今確認したんは、こういう結構増額という形が出とうわけです。それまでも、産業建設常任委員会は開いとうわけです。それ以降にも。その、我々が聞

かんさかいにいわんのやなしに、当然、こういう事は所轄の委員会に事前に、実はこういう事が生じとんでいう説明が、私は、あっても良かったのではないかと。私、思うんです。私らが知らん間に出て来る。これは当然認めますよ。だけど、私が聞きたいのは、やっぱり所轄の常任委員会いうもんを、もうちょっと重要視してもろて、事前に我々に説明してもらおうと、そういう形の中で、出してもらうと。これは、どこの課長さんでも一緒なんですけども、そういう形は、内容によりけりですけども、私は、そういうに、踏んでいただきたいなという気がします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然、そういう事前にですね、分かる面については、少なくとも議会の議員の皆さん方に、特に、それぞれの所轄の委員会がありますから、そういう説明をさせていただくということで考えておりますし、この件につきましてもね、先程課長言いましたように、11月の臨時議会にですね、こういう変更が生じますということで、事前に、予算上は、現在の既決の予算の中で対応しますけれども、精算については、最終的にしますと、こういう内容でやらしていただきたいということで、説明を、図面も付けて説明をさせていただいたと思っております。ですから、全員の議員の皆さんの中でやっておりますのでね、特別に改めてまた委員会に諮ったということとはございませんけどもね、全員の議会の中で説明させていただきましたので、その点は、ご確認をいただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） うんうん、それは分かるんです。だから、今、今後においてもね、そういう形が生じて来る。いろんな形で出て来ると思っています。そういう時には、そういう形をとっていただくことが、せっかく常任委員会あるんですから、そこで事前に、そういう説明をして、それぞれの議員さん、所轄の委員さんが、議員さんが、そうやなという形でやっていただくことが、私は望ましいんじゃないかということだけ申し述べておきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですね。他にありますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
続いて、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第8号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 9 号 町道路線の廃止について

議長(西岡 正君) 続いて、日程第 12 に入ります。

議案第 9 号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) ただ今、上程をいただきました、議案第 9 号「町道路線の廃止」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

上月地区において、平成 15 年度～17 年度に公営住宅整備事業等により木造住宅合計 34 戸を建設したところであります。

そのことにより、上上月住宅 2 号線、総延長 95.79 メートル並びに上上月住宅 3 号線、総延長 56.91 メーターは、建設後町営住宅の敷地となり一般交通の用に供する必要がなくなったため、両路線全部を廃止し整理するものでございます。

以上、2 路線の廃止につきましては、道路法第 10 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

町長(庵逄典章君) これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8 番(井上洋文君) はい、井上です。これちょっと手順をお聞きしたいんですけど、これ住宅建ててから廃止ということなんですけれども、これ住宅を建てるまでに、路線を廃止するというのが、本筋じゃないかと思うんですけど、そこらちょっとお聞きしたいんです。

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) 道路法上は、確かに今議員おっしゃるように、それが正しいかと思うんですけども、佐用郡佐用町ですね、旧 4 町ともですけども、前回にもご指導いただきましたけども、工事が終わった段階でということで、甘えさせていただいてますので、今回挙げるということと。時期的にですね、私も、これ三日月の人間でして、あまり全て把握してなかったんですけども、この案件挙げること自体は、もっと早くても良かったんじゃないかなというふうに思います。ちょっと 2 年程経ってますので、この点については、申し訳なかったというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

8 番（井上洋文君） はい、了解。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。
ないようですから、質疑を終結いたします。
ただ今、議題になっております、

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ありますか。鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、委員会付託の案件じゃないんですか。

議長（西岡 正君） ええっと、委員会付託、ただ今議題となっております、議案第 9 号「町道路線の廃止について」は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号「町道路線の廃止について」は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 13．議案第 10 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 13 に入ります。
議案第 10 号「町道路線の変更について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 只今、上程いただきました議案第 10 号「町道路線の変更」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の原円光寺線平谷橋橋梁整備工事により、平谷橋架設箇所が上流へ移動したことにより、原円光寺線の起点終点は変更ありませんが、経過地に変更が生じ総延長において 2 メートル減の 2,154.18 メートルとするものであり、また隣接する原 4 号線は橋が上流へ移動したことにより起点を櫛田 2676 番地に変更し、総延長において 45 メートル増の 651.65 メートルとするものであります。

次に、旧上月町における一連の上月中学校施設整備事業により横原線の一部が学校敷地となったことにより起点終点は変更ありませんが経過地の変更が生じ総延長において 24 メートル増の 733.25 メートルとするものであり、また隣接する路善田堤防線は終点を上月 911 番地の 1 に変更し、総延長において 60 メートル減の 128.99 メートルとするものであります。

以上、4 路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 2 項の規定により、議会の議決を

お願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。

簡単な事なんですけど、ちょっとお伺いしたい思います。

県道と町道とですね、ダブって同じ町道の認定でですね、県道の部分をしておるわけ
でございますけれど、このダブった部分については、ほとんど県道が、どういうんですか、
維持管理もしてくれるということで、ただ認定だけさせていただくと、こういう解釈でい
いんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 議員ご指摘のとおりで結構かと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですので、質疑を終結いたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 委員会付託ですね。

議長（西岡 正君） いや、分かってます。

21 番（鍋島裕文君） 分かってますか。

議長（西岡 正君） まだ提案、こっち言ってませんので。

ただ今、議題となっております、議案第 10 号「町道路線の変更について」は、産業建
設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号「町道路線の変更につ
いて」は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

本協定の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 14 に入ります。

議案第 11 号「佐用町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を当局から求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 只今、上程いただきました、議案第 11 号「佐用町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更議決について」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この協定は、旧上月町第 295 回臨時議会において、議案第 61 号をもって、議決いただいておりますが、「上月町特定環境保全公共下水道根幹的施設の基本協定」の協定金額を変更する議案でございます。

「上月浄化センターの第一期建設工事」は、下水道事業団法により設立された「日本下水道事業団」に、処理場建設を町に代わって、発注、施工管理委託をしておりますが、委託している基本契約について、事業費が確定をいたしました。

議決の協定金額 2 億 800 万円を 6,292 万円の減額し、変更額を 1 億 4,508 万円にするものであります。

契約金額の減額理由は、大部分が入札減であります。

具体的には、まず、「汚水処理槽の増設工事」で、5,290 万円の入札減、続く「電気設備その 3 工事」で、20 万円の入札減、第 3 の「場内整備工事」で、1,800 万円の入札減となっております。

入札方式は、公募型・指名競争入札であります。

その他の差額は、「汚水処理槽工事の詳細設計による増額」200 万円。「電気工事の内容変更」で、660 万円の減。「場内整備工事」では、地元要望の場内・植栽工事を追加し、増額いたしました。が、県発注のトンネル工事との調整による減等で、減額をいたしております。完成は、3 月中旬の予定でございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

あっ、失礼しました。第 3 の「場内整備工事」では、180 万円の入札減となっております。訂正をいたします。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決したいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。

ええっとですね、大変金額が減って、町にとっては、大変喜ばしい事なんですけれど、約これ 3 分の 1 近くですね、こういう入札することによってですね、金額が減額してあるわけでございますけれど、これそんだけ、やっぱり競争さしたら、メリットいうんか、いい事がある訳でございますけども、これどんなんかな。もっと査定が、ちょっと甘いとい

うふうじゃないんですか。そこら辺はどうなん。下水道課長。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） はい、これ下水道事業団は全国的にたくさん設計しております。確かに、安かったら設計が甘いと言われるかも知りませんが、あくまで、これ全国的にたくさんやって、その基準でやっております。ただ、確かに競争で、この件については、非常に安くなったという事は事実で、低価格入札に入っておりますが、充分審査されて契約されております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあまあ、直接は関係ないんでうすけどね、とりあえず議案が配布されておると、今回変わってるんですよ。当日。やはり、これは提案される前に差し替えをお願いするということをしちっと言ってもらわないと、文言的には、確かに定例会と臨時議会の違いという部分ですけども、やはり修正なり差し替えなら差し替えて、やっぱりキチット事前に言ってもらわないと、こちらが貰ってるんと、提案とが違うというふうな状況が実質生まれて来るんでね、確かに配っておりますよ。けども、それは提案する前に報告をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 申し訳ありません。定例会の部分を間違っておりまして、臨時会という事で気が付きまして、事務局の方へお願いして、さしていただきました。申し訳ありません。

議長（西岡 正君） 他に。ありませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第 11 号「佐用町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 . 議案第 12 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 15 に入ります。

議案第 12 号「農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 12 号「農業共済事業費事務費の賦課総額及び賦課単価の決定」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

賦課総額につきましては、288 万 3,460 円。賦課単価につきましては、前年度と同様で、「水稻共済割」は 1,000 分の 2.7。「麦共済割」・「家畜共済割」及び「畑作物共済割」については、いずれも 1,000 分の 5.0。「園芸施設共済割」は 1,000 分の 2.0 となっております。

農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げ提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思えます。

これより本案について質疑に入りますがございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええ、じゃあ、ちょっと伺いたいんですが、前年に比べて 18 年に比べての変化ですね、麦共済割の賦課総額が約半分に減っております。

それから、畑作物共済割が賦課総額がこれだけですけども、前年比より増と。2 万円程ですかね。このあたりはどのような理由なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農業共済課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（城内哲久君） 掛金につきましては、前年と同様でございますけれども、それぞれの加入者の件数とか面積が違っておりますので、変化が生じております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） あの、その理由は分かりませんね。

議長（西岡 正君） はい、農業共済課長。

農業共済課長（城内哲久君） 例えば、19年度から品目横断的關係が入って参りますので、その關係で、若干その加入者の変動はございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に、ございませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第12号「農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第13号 訴えの提起について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第16に入ります。
議案第13号「訴えの提起について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第13号「訴えの提起について」提案のご説明を申し上げます。

国と地方における厳しい財政運営の状況におきまして、新町発足以来、公平な納税と最大限の町税収入の確保、町民に信頼される税行政、新しい時代の要請に応える税務行政を基本として、地方税法に基づく公正公平な納税に取り組んでいるところであります。

公正公平な納税を確保し、住民の付託に応えるため、その高額かつ長期の滞納事案については、差押債権支払命令の申立ての提訴を行うものであります。

この訴えの提起については、納税義務者、株式会社上月カントリー倶楽部に係る地方税法第373条第7項による国税徴収法第54条に基づく差押における差押債権の債務者、株式会社上月グリーンマネージメントに対し、支払期の到来している差押債権につき、任意に履行しないことから、民法第414条第1項の規定により、裁判所の支払い命令の申立て

の提訴をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

訴えの相手方は、佐用町上秋里 1061 番地の 4。株式会社上月グリーンマネジメント。訴えの要旨として、納税義務者、兵庫県佐用郡佐用町早瀬 669 番地の 1、株式会社上月カントリー倶楽部の滞納税金の滞納税額、税金、平成 11 年度 3 期分から平成 18 年度 4 期分までの固定資産税の本税額、督促手数料及び地方税法による延滞金の合計金額について平成 16 年 9 月 9 日上通税第 277 号及び平成 19 年 1 月 12 日佐税第 9 号にて差し押さえた債権。納税義務者が株式会社上月グリーンマネジメントに対して有する平成 14 年 11 月 30 日付業務委託契約に基づく業務委託料の支払請求権につき、支払期の到来している差押債権の支払命令の申立てを提訴するものであります。

訴訟方針として、訴訟代理人、姫路市安田 3 丁目 103 番地の 2。弁護士藤田和也。同、川崎志保。同、岸本 悟の 3 名により、相手方に対する差押債権支払命令の申立てを神戸地方裁判所龍野支部へ提訴、上訴、和解、その他本件処理に関する事項は、町長、訴訟代理人に一任するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきご承認を賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本件につきましても、本日即決したいと思えます。
これより本案について質疑に入ります。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まず 1 点目にお伺いするのは、上月カントリーの平成 11 年度 3 期分から 18 年度 4 期分までの本税と延滞金の滞納総額の問題であります。従来からプライバシーということですね、これは明らかにできないということになってたんですが、それで聞きたいのは、出訴、つまり裁判を行うということでの提案であります。裁判は公開が原則でありますけども、そういう趣旨からして、こういう問題が訴えとして、議案として出た場合に、滞納総額等は明らかにできないのかどうか。この点を、まず伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） その点につきましても上部機関に確認しております。それは、先日お話しているとおりでございます。地方公務員法、それから地方税法、これは刑法規定が適用されます。その辺につきましては、十分に注意しなさいという指示をいただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それじゃあ、2 点目でありますけども、上月グリーンマネジメントに対する債権、業務受託料の 17 パーセントというような報告は聞いておりますけども、この平成 16 年 9 月 9 日の上月それから本年 1 月 12 日の佐用の、この差し押さえですね、この内容について何か違いがあるのかということと。

それと、17 パーセントの受託料を差し押さえたということでありまして、例えば、16 年の 9 月に上月が押さえた時には、その日からの 17 パーセントの金額として押さえているのかどうか、このあたりはどうなっているのか、伺います。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） ちょっと後の問題が、ちょっと理解できなかったんですけど、もう一度お願いします。

最初の問題につきましては、これは上月町につきましても佐用町につきましても、これは滞納処分として、滞納処分の手続きといたしまして、その上月カントリー倶楽部がグリーンマネジメントに持つ債権につきまして差し押さえを行っております。これは同じことでございます。

議長（西岡 正君） すいません、もう一度お願いします。鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 2 つまとめて聞きます。時間ないんでね。

あのね、平成 16 年 9 月 9 日に上月がグリーンマネジメントの債権を押さえていると。勿論、受託料分ですけどね。だったら、その時点からの金額として、もう押さえているのか。差し押さえというのはね。17 パーセントの受託権だけ押さえているのか。それとも 9 日付から 17 パーセントのいわゆる上月カントリーの分について金額として押さえているのかどうかという確認です。1 点目。

それから 2 点目に査証方針で町長に一任ということになっております。それで、伺いたいのは、今後、上訴や和解調停ですね、こういうことになった場合に、ここで一任を議決したら、議決はいらぬのかどうか。

この 2 点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 差し押さえしておるのは滞納金額に満までという差し押さえをしております。

それから、2 点目につきましては、これは地方自治法の規定によりまして、訴訟につきましては、議会の議決が、起す場合には、議会の議決が必要であるということで、今回議決をいただきましたら、これは弁護士の方に、議会の議決したという証明いただきまして、支払命令いうんですか、を添付いたしまして弁護士の方が手続きを行います。

〔町長「後、和解をする時に、町長に一任をしてしまうと、もう後は、議会の議決なしに、町長が独自に全部でいるのかというご指摘です」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁してください。

町長（庵逄典章君） 当然、ここに書いてありますように、町長に一任するという形で貰って、その議会の今後、その例えば、判決がある程度出て、それに対して上訴するという時に、それに対する議決はいらぬということになると思います。

ただ、当然、これは、議会に報告をしながら進めて行くことですから、そういう手続きについては一任をされるということでご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 訴訟という事で、行政訴訟の一文にあると思いますけども、今まで佐用町ではこういった事は初めてですけど、全国的に、こういった訴訟は、ある程度あると思いますけれども、もう判決も、いろいろ出ておられると思いますけれども、そういった判決の状況等は調査されとんですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長答弁願います。

税務課長（大橋正毅君） 私の聞いてるところでは、こういう財産債務者に対して支払命令の訴訟を起すということは、これは県下では、県下というんですか、この近辺では、こう何か珍しい、あまり例はないというように聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 全国的には、こういった判例は、まだ出てないということですか。初めてのケースということになるんですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 断定までは、初めてと言える断定まではできませんが、一応県から聞いたり調べておる所では、あまりこう例はないということ聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16 番（川田真悟君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 先だっの説明の時にも、ちょっとお伺いしたんですけど、佐用町の住民が従業員として何人勤めておるんかということの回答が前回もなかったんですけど、分かりましたか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 特別徴収義務者としては18人佐用町から勤めておられます。
これは従業員云々と言うよりも、この訴訟につきましては、これは当然国民の義務として当然果たしていただくことに対して、ことですから、その点をご理解の方をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、裁判となれば最終的な方法だと思うんですけども、これまで納税のね、どういうふうにも、その進めて来られたんか。例えば、旧三日月ではね、三日月カントリーに対して、土地を、そのまま差し押さえする分を買ったというわけではないんですけども、そういうこととして、土地があったら、それを買って、その押さえてもらおうとね、形としては、そういうことになったんですけど、そういう方法もあった。今までどういう努力をされて来たか、その点、お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 旧上月町の時から新町になりましても、この滞納処分できるものにつきましては、全て滞納処分やってきております。それで、旧上月町の時から、こういう手続きを踏んでおりますし、新町になりましても、交渉事と言うんですか、既にやってきております。いろんな約束事言うんですかね、上月カントリーさんにつきましても、努力しようということでもあります。ただ、従業員さんの方といるんな約束をしておりますも、これが入るか入らんかということになりましたら、それはオーナーの一決になってくるんじゃないかと思えます。まあ、そういう状況が続いて来たものと、私は思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案について、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第 13 号「訴えの提起について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 . 議案第 14 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について

議長（西岡 正君） 日程第 17 に入ります。
議案第 14 号「三日月木工加工施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 14 号三日月木工加工施設の指定管理者の候補者の選定を佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 2 条の規定により、公募した結果、1 社の申し出があり、選定を行いましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者を指定したく考えております。
指定する施設の名は、三日月木工加工施設。
指定管理者の所在地、佐用郡佐用町三日月 535 番地。名称、テノン合同会社。代表者、代表社員、迎山直樹氏。
指定の期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間でございます。
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。
よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げまして提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） ここで話しよんやけども、合同会社いうたら、どういう会社なんだろうという。株式でも、有限でも、合資会社でもないという話が出とんですけども、分からん。私も、ちょっと分かりません。あまり聞きなれん会社名で、どういった組織ですね、会社の組織いうのを教えてもらいたいな。単なる、屋号なんかどうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） このテノン合同会社というのは、2名で会社をつくられておりまして、有限というふうに登録ではなっております。有限会社というふうに思っております。

〔川田君「有限会社」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） あの、有限と書いてあります。会社名、テノン合同会社。内容、括弧して有限と書いてあります。その会社組織として登録されておるといことです。

〔山本君「後なん、前なん、後、前、分かんないの、前株とか後株言うやん。有限が前に付くんか後に付くんかどっちって」呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 名称は、テノン合同会社になっております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本君。

11 番（山本幹雄君） 普通、前株とか後株いうてあるやん。括弧株何々会社とかね。何々会社括弧株とかあるやん。だからそれを、有限会社言うんだったら、括弧有限会社テノンなのか、テノンの合同なのか、その後に括弧有限会社となるんか、どっち言うて聞きよんです。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） すんません。名称はですね、称号につきましては、テノン合同会社、その中の内容で出資及びその責任の中に文面化してあるのはですね、全て有限責任社員というような表現がしてあります。

〔山本君「法人化、個人か」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） すんません、個人というふうに判断しております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 事業内容を、ちょっとお聞かせください。このテノンの。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。事業内容。

農林振興課長（大久保八郎君） この会社はですね、木製家具のデザイン、製造販売、それから室内装飾設計、施工。日用品雑貨の製造販売それから飲食店の経営。そういうふうなことが目的として書いてあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） これほなら、ちょっとよう分からのやけども、これいつ、この会社いうんか、会社となっとうけど、会社なんか。

〔高木君「合同会社や」と呼ぶ〕

11 番（山本幹雄君） いや、だけど、あれな、何かよう、2人でしょういうだけであって、要は個人でしょ。で、個人だったら会社言えるんかどうかいのんが、よう分からの思ったりしよんやけど、これいつ事業立ち上げて、その前年度の、その売り上げとか実績、何年ぐらいの実績があるんか、ちょっとそこらへん詳しく、ちょっと説明願います。

議長（西岡 正君） 実績に関しての答弁お願いします。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この方はですね、平成6年に岡山の美作市の方ですね、

〔山本「ちょっともう一変」と呼ぶ〕

〔高木君「平成6年」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） 平成6年に美作市の方ですね、家具製造販売されております。それでですね、平成17年の所得青色申告なんですけれども、その内容の売り上げでは、1,180万の申告が出ております。

〔山本君「18年が1,800。ちょっといつが1,800」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） 17年度、

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。山本幹雄君。今の質問もう1回してください。

11 番（山本幹雄君） 今、ちょっとよう分からのんだんで、17年度に1,180万円の売り上げがあったということですね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

農林振興課長（大久保八郎君） 17年度、青色申告の時にですね、売り上げ金額として1,183

万 9,000 円が出ております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あんまり大きい会社ではないんだというのは、良く分かりますけれども、ここに指定管理者にした、その理由というか、どういうあれで、この人を、そういうふうにしたんか、ちょっとよう、この辺を伺いたいな。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 指定管理者、実は、三日月の木工館ですけれども、昨年4月に広報で募集しておりました。後2名程問い合わせがあったんですけども、正式に出てきたのは、この1名の方から申し込みが出てきました。そういうふうなことですね、三日月出身の方なんです、家族4名でこちらの方、昨年ですか、親が亡くなられて、こちらの方へ帰って来られるというようなことですね、計画を、こちらの方で仕事をしたいということで、家族4名でございまして、子どもさんのこともありますし、その時期を、いろいろ検討しておったというようなことも聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ほなら。はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） これ、ほなら 17 年度のこれは、三日月の売り上げじゃのうて、美作市での売り上げのこと。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、そうです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 指定管理者制度そのものについて、ちょっとお尋ねしたいんですけど、これまで指定管理者制度にしていたものとしては、町が委託しているものであるとかが、行われた経過がありますけれど、今回そうではなくて、公募という形で初めて民間、いわゆる民間の事業者に対して町の施設を指定管理者として指定してくという、そういう大きなものに、指定管理者制度そのものに対してなっていると、今回の議案は思うんですけど、その点について、三日月の木工加工施設そのものができてきた経過などからして、

今回の指定管理者制度として、その公募された理由についてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 三日月の木工加工施設につきましては、一応当初はですね、町が一応、その管理者を移譲しまして、一応、そういった木工加工についての管理をされておりました。その後ですけれども、森林組合の方に委託をいたしまして、森林組合の方で、木工加工施設をですね、管理運営されておりました。ところが、まあ、過去にですね、そういった管理者、指導者が2名程ですね、怪我をされた経緯がありまして、合併前にはですね、一応休業ですか閉鎖をせざるを得ないといった状況もありました。一応まあ、森林組合にも委託しておったんですけれども、4町合併した時点ですね、森林組合の方から解約の申出がありまして、町の方にまた町が管理運営するというような状況で持っておったんですが、その後ですね、一応学校が休みとか、そういった、利用されたい方の申し込みがあれば、林研グループ等の方において施設を開けておったというような状況です。現在はですね、非常にまあ、運営ができていない状況ということで、今回、一般公募を行ってですね、指定管理者制度に方針を持って行ったという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待ってくださいね。

平岡議員よろしいですか。

はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） ちょっとお伺いするんですけど、指定管理者制度いうものは、各種団体とか、そんなものに委託するんじゃないかと思うんですけどね、個人にはね、やはり、借地というんか、その貸借対象じゃないですけど、貸したり借りたりする。

実は、平福地区で元桂隆山荘が大島さんに、貸し付けるとき、月何ぼ、年何ぼっていう契約金でやね、個人には貸してあると思うんですけどね、これは木工加工館ならば、そこで商売もできるんでね、個人でやって個人でもうけするような所に貸していいもんか、指定者管理いうもんか、そういうもん契約結んでいいもんか、ちょっと心配するんですけどね。団体なら、結局平福の道の駅、郷土館、それぞれ各団体ですね、そういった所に貸して、こうやるんですけども、個人に、そういった指定者管理というのがあると、果たして、こう行われていいもんか疑問に思うんですけども。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 先程、農林振興課長言いましたけども、個人ではありません。ここに書いておりますようにですね、テノン合同会社という法人格ですんで、

〔山本「法人じゃない言うたやん」と呼ぶ〕

財政課長（小河正文君） それは、訂正してもらいます。これは、個人との契約ではありません。ですから、法人との契約に基づいて先行させていただいておりますので、先程大久保課長言いました個人ではないということを、ここでさせていただきます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） これは、公の団体ではありませんね。個人じゃなくっても、法人でもあっても、会社個人です。民間です。指定管理者制度の中です。これは、その民間会社とも、当然そういう指定管理者として、管理者としてですね、指定することはできます。ここで収益が上がって、そこでいろんなことを事業を行うということもですね、これは、当然可能なわけです。ただ、元々ですね、その辺は、町としても、この施設が、木工加工所としてつくってもですね、それで実際の事業行って事業の採算性がとれるようなものではないと、そういう、その結論の中でね、この施設を有効活用したいということです。

この施設は、先程農林課長言いましたけども、森林組合で、一応管理委託をして、そこでやりましたけど、実際、森林組合としても、そこで収益が上がるような事業は、とてできなかったということです。それから機械もですね、まあある程度、じゃあ、子ども達が使えるような一般の方が使えるような物かと言うと、それ以上、ある程度使える部分もあるんですけども、非常に危険な部分がたくさんあるんです。それで過去にも、そこに管理者、管理していただいた人がですね、大怪我をしてですね、2名怪我をされたということで、そういう木工教室とかですね、一般的な形で使うのは、非常にまあ、これは難しい、危険だという判断をしております。そういう中で、これはとりあえず、三日月、あの施設をですね使って、林業、この森林の、今そういう木材の需要ですね、加工ですね。そういうものも、振興にもですね、少しでも役立てればということで、今回、そういうことが可能な人、使える人を募集したらということの中で、先行したというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、高木議員、よろしいですか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） この種の目的がですね、それぞれ各町、上月町にも加工施設があります。三日月もあったというようなことの中から、このようなことが、本当に地域の中で、今まで利用されて来たかということが非常に問題でありまして、上月の場合も、あまり使用されていない現状であります。その中で、今言うような格好の中で、三日月もですね、手後をあぐんでしまったというような状況のものなのかなと思っております。そういったものを、個人に貸すということは、非常に目的からして非常におかしいと思う点があります。これらについてもですね、今、ここで論議するというよりも、付託というようなこともありますのでですね、もっと早く、これらについても、やっぱり各委員会に付託し、いろいろな事を相談の上ののって、こういうような物を提案されるべきではないのかなと、このように思います。個人が営利目的のようなことの中から、町は、名目は良く指定管理者というようなことになりましたけれどもね、若干不信に思うような面もあります。

従って、よく産業建設の方ですね、再検討願いたいと、このように思います。

議長（西岡 正君） はい、大下議員の方からもありましたけれども、本案件につきましては、付託にされることになっておりますが、その点お含みの上、質疑をお願いします。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） なぜ、指定管理者ということになりますと、他の施設ですと、指定管理者委託費用というのが挙がってるんですね。それで、これちょっと19年度の予算なんか見ますと、今現在挙がってませんよね。今回の指定管理者に関しての指定管理者委託料というのは。ここでおそらく議決がいただいたら、補正かなんかで挙がるんかどうかわかりませんが、どのぐらいを考えられているのか。委託料。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一応、新年度予算につきましては、3ヶ月程度の維持管理費だけは予算化させていただいておりますけれども、指定管理者で承認をいただければ、この施設については、維持管理、運営等につきましては、もう全て維持管理、指定管理者のですね、業者負担若しくは、それ以上の経営の状況にもよるとは思いますが、逆にですね、使用料等ですか、そういった面も還元していただくようなことは、考え、話は、持って行きたいなというように思っております。それと、条例で目的がありますので、そういった木工教室、そういったものを定期的に計画してもらうように、申請の中でも、そのような計画も出て来ておりますのでPRに向けてもやっていただけるようには、そういう話は、今はやっております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 何か、指定管理者制度の、これまでの部分と、全然整合性あえへんのんやんな。ちょっと理解しにくいな。どういうあれか分からんけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 指定管理者ということの中でですね、その相手方との契約は、いろんなケースがあります。だから、その施設がかなり収益が上がって利益が上がってくるといことがあれば、それは、そこからですね、逆にその施設の使用料、賃借料をもらうということもできますし、逆に元々、町がですね、施設が委託するのに、採算性が合わないと、それを少しでも削減することを目的の中で、やはり最低限の維持管理費というものを支払って、逆に町の方から、管理者に払っていかなくちゃいけないという場合もあるわけです。だから、それは、その施設の内容によつての契約ということになりますので、今回の

今までのね、公の施設として、それぞれ指定管理者ということで、施設の管理運営なんかを頼んでますけども、それは、当然そこから上がって来る収益というのは、その、その管理経費には、全く見合わない金額しか上がって来てないわけでね、それを、そのまま管理委託をして、それに必要な経費を町から負担、支出、そこに指定管理者に支払っているというケースが一般の、今までの、駅、道の駅とか、いろんな平福の郷土館とか、そういうようなのも、そういう形でしているんじゃないかというふうに思っております。今回は、その点について、目的がね、木工という形での事業を、今後ひとつやっていただくということが1つ。それと、元々の施設の目的であった、そういう、その木材の利用促進、それに伴う啓発ですね、そういうことも、この1つの事業の中に取り組みでいただきたいというのは、この指定者との契約の中で話をしていきたいということなんです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 町長の言われるの良く分かるんですけども、やはり民間ですからね、やっぱり収益が上がらなったら、その町が言うような、そういう要望に答えてやってくれるということはないんじゃないかと思うんですけどね。その自分の、やはり企業としての仕事を優先に収益を上げるようにやってきて、町民が求めるようなことは、やらないんじゃないかと思うんですけど、そこらを心配するわけですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まずはですね、今、言われるように、その事業として、ここで、採算を、きちっと採算性のある事業を展開していただかないと、この施設を運営することはできないわけです。ですから、その上に立っての話です。例えば、木工教室なんかについてしてもですね、そこで、ちゃんと、その専門の方が付いて、当然その木工教室の利用料とかですね、教室の料金というのを、いくらか、当然負担していただいて利用していただくという形になるわけなんでね、まあ、それ以前に、ここで、その機械を使って、ここは木工製品ですね、そういうものを作っていて、それが味わいの里三日月なんかなのですね、地域の特産品としても、販売そういう対象の商品になっていけばなというようなことも考えているわけです。ですから、お互いに、この辺は、民間の、そういう力というね、その技術なり、そういう物も一緒になって、この地域の活性、いろんな事業展開、活性化につなげていければということを考えておりますのでね、なかなか、採算性がどうだとか、事業として、儲かるか、儲からないか、これは本当に、指定管理者で、ここでやっていただく人が、どれだけの技量でやっていただくかということに係ってますしね、今の中で、見通しをキチット立てることはできないと思うんですけども、とりあえず、あれだけの施設がありますので、それを何とか有効活用したいということでの取組ですので、まあ、ひとつ経過も実際やってみながら、考えさせていただきたいなというふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上博文君。

8 番（井上洋文君） まあ、町長ハッキリ言われて分かるんですけども、これ普通、民間の企業としてですね、元手大体 1,000 万円ぐらいの、その売り上げですか。収益じゃなしに、売り上げが 1,000 万円ぐらいの会社なんですよ。そういう会社がここへ来てですね、代表が来てやられて、これ僕、採算合わんとですね、直ぐ辞められるというのを、僕は心配するんですけど、これ 1 億も 2 億も売られている会社がですね、来て、この指定管理者になってやられるということであれば、心配ないんですけども、売り上げ 1,000 万円の木工でですね、その本体の方はいかれてしまうんじゃないかと思うんですけど、そこらをちょっと心配するんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この施設をですね、活用して、いろんな事業をしようとするということになると、ある意味では個人的なですね、やっぱり事業でしかないと思うんですよ。そういう会社が社員を雇ってですね、ドンドンいろんな、いろんな製品を生産していくっていうんじゃないかって、やはり、言うたら個人的な注文とかですね、いろんな少数の製品を工夫した物を作っていくとかですね、そういうことで家族経営的な、当然会社と言っても、2 名しかいないわけで、そういう会社だからこそ、こういう施設がですね、運営できるかなと思います。これを、そういう大きな資本を持った会社がいってと言ってもですね、そういう形での運営は、元々、採算性は合わない。人件費の中でね、通常の人件費を自分達が働いて、自分の人件費分が稼げるというぐらいな、やっぱり事業じゃないとですね、今の、その木工とかという形では、私は、なかなかやっていけないんじゃないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） もうちょっと、ほな聞きますけど、三日月へ、この人は帰ってくるんやね。もう美作は引っ越して、こっちへ。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 迎山さんは、三日月に家がありますので、三日月の方に今は、空いた状態ですので、こちらの方へ帰って来たいけども、子どもは岡山の学校へ行かれておりますので、その事も時期を考えて帰ってきたいということを言われております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 要は、向こうの事業が、あんまり芳しくなくなって、言い方悪いか

も分からんけども、そうかな。それは、それでええと思うんですよ。要は、僕ら、変な言葉悪いけど、この佐用町に人が帰って来てくれるということは、ええ事なんでね。美作から帰ってきてくれるということは、非常にええ事なんだけど、ただ指定管理者制度というのは、町長が今、言われたような形で、お金儲けできる所もあれば、そうではなく、町として維持管理せなあかんのやと。あんたにやってくださいよって指定する場合があると思うんですよ。僕、一番指定管理者制度で、今後、気をつけなあかんというのが、ずっと感じとんがありまして、一般質問の中でもさしてもらおうかなと思うとったんですけど、指定管理というのは、要は、利益、ここ出さへんと。出さへんなら、町が、ずっとお金出しながら、ここへ維持管理してくれという部分が出て来て、そうなった時に、そういう先が、行政の天下りになってはいかんという部分と、指定管理者制度は、そのものを、ハッキリ言って町民の多くが、まず知らない。そんなもん、この議員の中でも、知らない人がようさんいてると思う。だって指定管理者制度って言うたら、ハッキリ見たら、法人だろうが個人だろうがかまへんってなっとうわけだから、だけど、そうでしょ。で、指定管理者制度というのは、委託じゃないんですよね。あんたに管理してくださいよっていうだけだから、別にね、管理費用なんか出すか出さなかなんて、それも分からへんやん。

で、そういうような問題があるわけですよ。

で、そういう中でね、指定管理者制度ですよいうのを、公募したらしい。僕知らなんだんやけど、公募して、町民が、こんなもん受けるか言うて、知らんのに受けるわけがないと僕は思うんです。

町長知らんのに応募します。せえへんわな。

だから、指定管理者制度いうものを、もっと何なのかというものを、町民に言うて、そうではなかったら、今後、こんな形で、ボンボンしよったってやで、気が付きゃあ、どうもお前、昔、行政に関係あった人間ばかりが給料もろてやっとながない、何か言うて、天下りやがないようなことだけは、ないようにしてもらわなあかんという気がしとんです。だから、この天下りとは言わんけども、指定管理者制度というのを、ちょっと、出してから、2年程前だったかな、地方議会人良く見るんですけどね、4月号にビッシリ書いてましたわ。ああ、そうか、こんなもんかいうのがあったけど、その時は思えへんなんだけど、ちょっと何か、こういう形でいきよったら、ちょっと怖いという部分と。

例えば、この人、名前何言うた。これ何と読むん。

〔農林振興課長「むかいやまさん」と呼ぶ〕

11 番（山本幹雄君） むかいやまさん言うたん。

例えば、これ、議決は迎山さんを議決するんや議会はね。解任する時には、議会の議決いれへんのんでね、指定管理者制度は。町長の一存でできるんですよ。法的に、そうなってますよね。そんな事も本来おかしいんです。指定管理者制度は。町長がして、議会諮ったんなら、極端な話、明日にでも、議会で認めて、明日にして辞めたいって、他の人にする。他の人にはできんけど、他の人にするには議決がいるからね。あかんとも言える。

だから実際もんだ、ちょっと、この運用というのは、よう考えてもらわなあかんという気がします。ちょっと関係ないとこ行きましたけどね。本来の趣旨からずれたけども、ちょっと、そういう部分だけ言わしてもらおかと思って。

議長（西岡 正君） 答弁はよろしいか。

11 番（山本幹雄君） 答弁、ほなら、あの。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、これまでですね、いろいろな施設が建設されたり、時代の状況によって、なかなか、運営自体が、非常に経費が掛かって、町としても、経費の削減を、方法としても考えていかなきゃいけないし、また活用も考えていかなきゃいけないということの中で、指定管理者制度という、こういう法律ができたわけですけども、この運用についてはね、まだまだいろんな研究をしなきゃいけない部分、たくさんあると思います。今、山本議員言われるように、慎重に、当然、これ運用を考え、実際に、いろんな例が出て来ると思うんでね、その度に考えていきたいと思うんですけども、まだ始まったばかりです。これも、一旦ほなら管理者指定したら、いつまでも永久というわけではありません。当然、その内容によっては変更もあり、向こうから、じゃあ、もう辞めたと言われれば、これもまたいつまでも、それを強制的にお願いするわけにはいかないということで、これは1つの自由契約の問題です。ただ、指定管理をする場合には、こうして議会の議決を以ってしていきますのでね、その時には、その内容またその先の人物、そういう事については、いろいろと議会としてのチェックをいただければというふうに考えております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本。ああ、ごめんなさい。森本和生君。

19番（森本和生君） この件についてね、委員の皆さんから、こういろいろ出とんですけども、これ産業建設の常任委員会にね、付託されるという案件でございますので、2つ程だけ、ちょっと町長に聞かせてもろといた方がええんかなと思うんですけども。

この施設について、元々旧の三日月町はね、何のために、この木工館を建設してされたんか、多分子ども達とか、地域の人に木工のことを、いろいろと勉強してもらって、また地域興しの産業として、そういうもんを利用して何とかしようと思うてした施設であると思うんです。そやけど、その経緯も分かりませんので、それ、きっちり聞かせてもらいうことと。それから、もう1つは、経費の問題なんですけれども、今度、委託管理する相手を決めるわけなんですけれども、その人が、将来三日月町の旧の三日月町の、この木工館を建てた時の目的、その目的に添うたようなことを、今後続けて行ってもらえる人なんか、それで、管理委託した時に、町の方から、税金投入を、町長、今言われたように、しますよってというようなことは、地域の住民の人や、子ども達に、そういう理解ができて、税金投入しますよってというようなことは、ハッキリと明確にあるようなことを続けてもらえる人なんか。この人は、単なる商売のために、この木工館を使ってやりますよっていう人なんか、その辺ね、ハッキリしておかなんだら、個人だろうが会社だろうが、自分達の営業のために、この施設を使ってやりますよってというような者に指定管理をしていくってというようなことを、議会の私達の手わずらわしてまでやるような必要はないって思うんですけども、ただ、住民の人がね、三日月では、木工というようなもんを、地域の地場産業として、これからドンドンやっていきますよとか、子ども達のためにとかというようなことで、税金投入するんですよと言うんだったら分かるんですけど、その点、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初、建てられた時の、その目的は、いろんなたくさんの、いろんな事を考えてやられたと思います。当然、こういう森林、林業の低迷の中で、少しでも木材の需要拡大。それと木工と言うですね、そういうものの中で、子ども達にも、そういう工作、木工を楽しんでもらうとかですね、教育面でも考えられたかもしれませんが、また、それを森林組合にも委託したということはですね、森林組合が、何とか、これを使って、少しでも収益が上がるようなこともできないかということも考えられたのではないかと思います。しかし、現実として、なかなか、そういうふうには、今まで活用ができてきていなかったのも事実じゃないかなという経過を、私見てですね、思っております。ただ、機会、あれだけの施設と、そこに入っている木工機械、そういうものが実際に、活用なかなかできない状況の中でね、当初の目的どおりのことを指定管理者に全部やってくださいと言っても、これも、なかなか、それは無理だというふうに思います。

この新しい機械を、ある機械ね、現在の施設なり整備を利用して、これをうまく、個人の会社の経営ということも、当然、その事業としても、成り立つものでなければならぬと思いますけれども、その結果がですね、地域の森林、材木なんかの需要なんかに貢献してただける木材というものをね、見直す機会になるとかですね、そういう、また木工教室みないなことをやっていただいて、今度具体的に木の良さというようなものを伝えていくとかですね、そういう場にもなれば良いと思っておりますし、また、そこで作られた製品が、その会社としては、事業としてやられてもね、1つの地場産業と言えるということまで言えないか分かりませんが、やはり地元でできた製品、木工品というのは、1つの農産物だけが、今販売になってますけどね、林業の木で作った物が、地域の1つの製品として味わいの里なり、佐用町内にある、いろんな特産品の直売所、そういう所でのね、1つの販売商品としてですね、売れていけば、地域としても、この産業としても貢献できるわけですし、また、それが個人の経営としても、しっかりとやっていただくという、そういう施設の中でね、利用していただければと思うわけです。ただ、それに税金を投入するとかというような話ですけども、今回、それをやっていただくに、先ほど言いましたように、今回の考え方は、この施設を利用して活用して事業をやっていただく。個人的には事業をやっていただくということですから、それに対して、町が管理料を払うとか、施設料の一部を賄うとか、支払うとかというようなことは考えておりません。ですから、まあ、それによって事業がうまくいけばですね、その収益が上がってくれば、その土地なり建物の使用料を逆にいただくようなことをね、ある程度、その中に盛り込んでいきたいと、そういうふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 突っ込んだ話は、また委員会の方で話が出ると思うんですけど、大まかなことだけ、ちょっと聞かせてもらいよんですけれど、この施設、今このまま放ったがしておいたら、管理費いうもんが要りよんか。いや、この管理費が、例えば、相当要りますよと。誰かに管理してもらわななら、大変な施設なんですよってというような施設なんか。そうじゃなしに、今、私、町長は、前にお金を何ぼか出してでも、その管理をしてもらわなあかん部分がありますよっていう事を言われたさかいに、ちょっと聞いたんです

けども、そうじゃなしに、今は、もうこれはお金を1円も使わんと、管理してもらう人があったら、やってもろたらええんですよっていう話だったと思うんで、その辺のことだけ、また細かいことはね、委員会の方でしますけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい、委員会ですな、またこれまでの経過から、いろんな資料等、当然、揃えて、まだいろんな細かい説明をさせていただきたいなというふうに思っておりますけど。私は、管理費が、町から支払ってでも、指定管理としてやっていただかなきゃいけない施設と、また逆の場合もありますよと。だから、指定管理というのは、決して、その契約の内容というのは、その施設なり、その目的によって内容によって、いろいろと違うんですっていう話をさせていただきました。ですから、この今回の木工所につきましては、現在ね、特別に管理費としては、建物も傷めば直さなきゃいけませんし、電気代とか、そういう事を使えば要るわけですけども、当然、今は閉めた状態にしていますから、大きな周辺の清掃ぐらいな所で管理はしておりますよね。逆に。その代わりに、何も使っていないということです。ただ、これまえ、旧三日月町でやってた時には、森林組合に年間、何百、100万か200万ぐらいな委託料というものを払って、一応管理をしていただいていたというような状況です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

ここで質疑を終結したいと思います。

ただ今、議案第14号「三日月木工加工施設の指定管理者の指定について」は、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「三日月木工加工施設の指定管理者の指定について」は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。昼食等のため、午後1時15分まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

休憩に入ります。

午後00時04分 休憩

午後01時17分 再開

議長（西岡 正君） 再開をいたします。

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 18 に入ります。

議案第 15 号「佐用町総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 15 号佐用町総合計画基本構想の策定について、提案のご説明を申し上げます。

総合計画は、地方自治法第 2 条 4 項の規定に基づくもので、行政運営の総合的な方向性を示した基本構想と各施策を明示した、基本計画からなる町の最上位計画であります。

本計画は、合併協議会で策定した「新町まちづくり計画」をより詳細かつ具体的にしたものであります。

平成 19 年度を初年度とする新たな総合計画の策定作業を「佐用町総合計画策定審議会」に諮問し、2 月 23 日に答申を受けました。

この計画の策定は、佐用町に住む人々や、働く人々が充実した人生を過ごせるように、地方分権社会にふさわしい組織体制を構築し、町民ニーズ、地域特性、社会経済情勢の変化に対応したまちづくりの推進。急速に進展する少子高齢化社会への対応。生活圏の拡大への対応と広域的な視点に立った施策の推進。財政安定化への取り組み等の 4 つの取り組みに基づき、合併効果を町民と行政が一体となって、最大のものとするための施策を示し、豊かな町と豊かな暮らしを作っていくために策定するものでございます。

策定に当たっては、町制の主役である町民の意見を大切にするため、町民、各種団体、佐用高校生等からアンケート調査を実施するとともに、町職員によるワーキングや専門委員による指導や講習会等を実施し、策定をいたしました。まちの将来像については、「ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用」を、基本理念については、1 人ひとりを大切にするまち、協働で未来をひらくまち、自然と共に生きるまちで、将来像と基本理念を実現していくために、きらめく基盤づくり、きらめく人づくり、きらめく自然づくり、きらめく出会いづくり、きらめく心づくり、きらめくまちづくりの 6 つの基本目標を設定して、推進していくよう提示されております。

地方自治法第 2 条 4 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議いただきご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題しております、議案第 15 号「佐用町総合計画基本構想の策定について」は、3 月 26 日の本会議で質疑、討論、表決を行いますので、これで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

日程第 19 . 議案第 16 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 19 に入ります。

議案第 16 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 16 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

改正の内容については、議案第 1 号と同様の趣旨により、それぞれの関係条例について、助役を副町長に収入役を会計管理者に変更し、職員については文言を整理いたしております。19 年 4 月 1 日から施行するものであります。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

第 5 条の中で、2 条中の第 138 条の 4、第 4 項を第 238 条の 4 第 7 項に改めるとありますが、ちょっと調べてみたところ、よく分からないので、説明お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、説明をお願いします。総務課、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） この条項につきましては、行政サイドの使用料の関係でですね、許可を得て、使用料の関係を貸し付けたりとか、そういう部分があるんですけども、これが、地方税法の条項が変わったということでございます。

ただ、内容的には変わっておらないということでございます。

4 条の 4 項が、4 条の 7 項になったということの内容的には変更ございません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 6 項まであって、4 項が 7 条になるといって、繰り上がっていくのですか。現在、238 条の 4 というのが、(6)まであるんですけども、それ 4 項抜けたらね、それを 7 項に持って行くと、そこ抜けてしまうわけなんですけど、その所はどうなるのですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 関係条例、詳しくは、ちょっと未だ、4月からということでございますので、その中にですね、新しい条項が加わったというふうに理解をいたしております。他の条項がですね。というふうに理解しております。内容的には変更ございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 16 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 . 議案第 17 号 佐用町副町長定数条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 20 に入ります。
議案第 17 号「佐用町副町長定数条例の制定について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 17 号「佐用町副町長定数条例の制定」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
従来助役の定数について条例で制定する必要はありませんでしたが、この度の法改正に伴い、条例で定数を定めるものとされたため、現状のとおり、人口、財政規模からして定数を 1 人とするものでございます。
ご承認賜りますように、お願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論についても終わります。
これで、本案について採決に入ります。
議案第 17 号「佐用町副町長定数条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 . 議案第 18 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 21 に入ります。
議案第 18 号「佐用町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、議題とされました議案第 18 号「佐用町課設置条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、合併後 1 年半を経過いたしました。が、財政は非常に厳しい状況であり、効率的な行財政運営が求められているところでございます。そういう中におきまして、現在進めております行政改革、職員の適正化計画等を踏まえ、組織機構を改正するものでございます。

内容といたしましては、国体等の終了により、スポーツ振興課を生涯学習課に統合し、出先機関として上月体育館にスポーツ振興係を配置して、今までの業務を実施いたします。

また、住宅管理課を建設課に統合し、今までの業務を建設課で実施し、福祉課においては、学童保育、幼保一体的な保育の充実、保育園の建設計画など子育て環境の充実をはかるため、福祉課に子育て支援係を設置し、新しい時代に即応した簡素で効率的な事務事業の推進を図って行くことを考えております。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決したいとます。
これより本案について質疑に入ります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番(井上洋文君) これ課を統合するわけなんですけども、これ管理職だけと違って、この職員の人数はどんなですか。兼務等で職員の人数も少なくなるんか。これ、ちょっとお聞きしたいんです。

議長(西岡 正君) はい、説明願います。

〔助役 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、助役。

助役(高見俊男君) ただ今のご質問でございますけども、スポーツ振興課それから住宅管理課。それぞれ、この4月にですね、若干の人員の減で対応いたしたいと考えているところでございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、井上洋文君。

8 番(井上洋文君) 若干って、どのくらい減るんですか。

〔助役 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、助役。

助役(高見俊男君) それぞれの、今の現況の人数等もでございますけども、概ねですね、1つの課で管理職含め、職員が1名、合計2名ぐらい程度を考えているところでございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

8 番(井上洋文君) はい。

議長(西岡 正君) はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

6 番(金谷英志君) スポーツ振興課についての統合については、国体等が終わったから、業務が少なくなったということなんですけれども、行革の段階で、その他の課もね、考えられたんかどうか。この度は、その2課だけですけども、他の課も考えられるのか。今後ね。どういうふうな方向なんか。今回、2課の統合は、どういう、特にどういう理由なん

かね。スポーツ振興課は、1つ挙げられましたけども。

議長（西岡 正君） はい、助役。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まだ、合併して新町として1年半ということ、これから本格的に2年目に入る段階です。まだまだ事業業務についてですね、充分調整できてない点もあるんですけども、今後当然そういう各課の事業を推進する中で、と同時にですね、人員の削減計画という中で、課の統合ということも、他の課もですね考えたり、また新しい組織の業務を行って行くための組織改革というのは、常に考えていかなければならないことだと考えております。まあ、今回は、一番まだ業務としてはスポーツ振興課は国体というね、1つの大きな事業が完了いたしました。そういう中で、当初には、国体室というものをですね、置くことも、当然あったわけですけども、旧町からの引き継ぎで、たくさん各町が持ってた国体事業というのが4つもあったものですから、それを行うということで課を設置したというのが、当初の考え方でした。それが終わりましたので、振興課は、スポーツ振興課につきましては、生涯学習課に統合させていただきます。

また、住宅管理課につきましても、住宅建設、これが今のところですね、直ぐに住宅建設ということにはなりません。管理という部門の中で、大体業務も一応、大体整理ができてきておりますのでね、今回住宅管理の一元という部門で考えれば、管理においてもですね、建設課と統合してできるのではないかという考え方の下に住宅管理課を建設課と統合するというようにしております。

先ほど言いましたように、まだこれから人員、定数の削減等も含めた中でね、そういうものと絡んだ考え方をしていかなければなりませんので、今後、来年、再来年、そういうことについては、充分研究しながら進めて行きたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第18号「佐用町課設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 19 号 佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 22 に入ります。

議案第 19 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 只今議題とされました議案第 19 号「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

行財政改革の推進に伴い、費用弁償出張にかかる日当について、議会議員、常勤、非常勤特別職、職員等においてそれぞれ西播磨地域内を基本とする円内エリアを日当の支給しない区域に、それ以外の県内を基本とする円内エリアを 1,100 円にその他県外等については 2,200 円に改正するものでございます。

また、駐車料金、有料道路料金について、旅行雑費として追加整備をいたしております。ご承認賜りますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決としたいと思います。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、20 番、吉井です。

私どもは従来から費用弁償について廃止するべきだという立場にありますが、この日当についてですけれども、2,600 円を 1,100 円にする。この金額の根拠というものはありますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） 助役、はい。

助役（高見俊男君） 根拠と言いましても、今までに支出しておりました金額、それと手元にありますような行政改革、そういった事から勘案してですね、特に、我々は、職員であります職員組合とですね、そういった所の交渉もございました。ですから、基本的にベ

ースが職員を念頭に置いておりますけれども、ここの特別職等におきましては、100 プラスのですね、1,100 となっておりますけれども、今、言いますように、職員の半額程度と、従来の半額程度ということと、特にこの旅費の日当につきましては、いろんな、この考え方がございますけれども、出張等で考え方として、昼食代程度ということを念頭に考えさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、これを以って、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、討論ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、20 番、吉井です。

議案第 19 号に反対の討論をいたします。先ほども申しましたが、私どもは、議員の費用弁償を 1 日につき 3,000 円について廃止を訴えて来ましたが、今回の条例改定案は、日当の減額であります。日当についても議員の場合、報酬に含まれているものと考えますので、廃止すべきだと主張して反対をいたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 19 号「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 .議案第 20 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 23、議案第 20 号「佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 20 号「佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、農地法にかかる標準小作料について、19 年度が 3 年に 1 回の標準小作料の見直し時期にあたるため、協議会委員の日額報酬として 5,400 円を別表に追加し、費

用弁償日当部分について職員と同様に改正するものであります
ご承認賜をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。
本案についても、本日即決といたします。
これより本案について質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 20 号「佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 . 議案第 21 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 24、議案第 21 号「佐用町特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今議題とされました、議案第 21 号「佐用町特別職の職員で常
勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の
ご説明を申し上げます。

この改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、「助役」を「副町長」に収入役制度
を廃止し、行財政改革の推進に伴い、議員同様、出張旅費日当について、西播磨地域内を
基本とする円内エリアを日当の支給しない区域に、それ以外の県内を基本とする円内エリ
アを 1,100 円に、その他県外等については 2,200 円に改正するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案についての質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論については終結いたします。
これで、本案について採決に入りたいと思います。
議案第 21 号「佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 25 . 議案第 22 号 佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 25 に入ります。
議案第 22 号「佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今議題とされました、議案第 22 号「佐用町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
この改正は、旅費等の関係で旅行雑費について追加するものでありますが、旅費日当については、町長同様に改正するものであります条例では、町長等に準ずることとなっております。
ご承認賜りますように、お願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。
本件につきましても、本日即決したいと思います。
これより本件について質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論についても終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 22 号「佐用町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 26 . 議案第 23 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 26、議案第 23 号「佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 23 号佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申しあげます。

この度の改正は、平成 18 年の人事院勧告に基づき改正するもので、扶養手当にかかる 3 人目以降の扶養を 6,000 円に改正するものであります。

ご承認賜りますように、お願い申し上げ提案理由の説明といたします

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 23 号「佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 27 . 議案第 24 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長(西岡 正君) 続いて、日程第 27 に入ります。

議案第 24 号「佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長(庵造典章君) ただ今、上程をいただきました議案第 24 号「特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、行財政改革実施計画に基づき、特殊勤務手当の見直しをするもので、改正点は、滞納整理手当、行旅死亡人等取扱作業手当、出向手当を廃止し、消防職員の出勤手当については、緊急時において、極めて危険な消防・救急活動を実施する場合及び救急救命士等による特定行為を実施した場合に支給するように統一し、当務手当については減額、し尿、ごみ等作業手当については月額を日額に変更、技術管理者手当の廃止、現場主任手当の減額をするものであります。

ご承認いただきますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします

議長(西岡 正君) 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田議員。

5 番(笹田鈴香君) 笹田です。お尋ねします。

まず 1 点目なんですけど、現行と改正案の表がありますが、その中でお尋ねしますが、手当の種類が現行では 12 種類あるわけですけども、この中でこの手当を、仕事はしているけども、付けてないというものなどがあるかどうか。

それと、特に(3)と(4)番ですが、行旅死亡人等取扱作業手当、病弱者介護手当、これらは現実 18 年度にどれぐらい、何件あったかお尋ねします。1 点目。

そして、2 点目の質問は、手当が結局削除されたり、また減額に全体を見るとなっているわけなんですけど、危険を伴う仕事もあります。削除したり、減額をすべきでないとは思いますが、ここで尋ねたいのは、職員組合との話し合いがついてるかどうか、それを 2 点お尋ねします。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。総務課長。

総務課長(小林隆俊君) 実際に仕事をしていて出ていないという部分でございますけども、

まず、(1)番のですね、滞納整理手当、これら税務課の方でですね、差し押さえ等換価までやっている部分がございますけれども、これにつきましては廃止ということで、これらについては、国等におきまして、こういう手当がないというようなこともございます。そういう中で、行革の一環として廃止をすることでございます。

それから3点目の行旅死亡人等作業手当ということでございますけれども、18年度が実際何件あったかということは、そこまで調査はいたしておりませんが、まれにこういう事例があると、親族とかいろんな方おられないということですね、町で作業するという場合がございます。これも現在は出していないという状況でございます。

それから出向手当等につきましては、これは県等への出向する場合、1万円ということで出向手当を出しておりますけれども、これも行革の一環で廃止をすることでございます。

以上ですけれども。

〔笹田君「4番」と呼ぶ〕

総務課長（小林隆俊君） 組合等との話につきましては、それぞれ理解をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それからさっき聞きました、もう1つ病弱者介護手当は、利用というか、そういう事はありましたか。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） この件につきましては、佐用の朝霧園の勤務の者でございますので、これは実際に出しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

委員（笹田鈴香君） これで、病弱者介護で手当を出されるんだったら、この行旅死亡人なんか、大変な仕事だと思うんで、残された方がいいのかなという感じがしたんですが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔助役 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） ここで特殊勤務手当として拳がっておりますから、同じ様な事と考えられるんですけども、先ほど申しました、病弱者介護というのは、職員の宿直等の制度上のものでございます。行旅死亡人等というのは、この時々来られるような、行き先がどうだと、住所不定の方が来られて、その時から、例えば、佐用町に来られたら、隣の上月町まで自動車賃だけを上げるような、そういう姫路までとか、そういう短期的と言ったらいいでしょうか、一時的なものでございますので、これらについては、ほとんどわたししておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。他に。

〔石堂君 拳手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。

1番（石堂 基君） すみません、先ほどの笹田議員の質問と、ちょっと重複すると思うんですけども、事前に組合の方と協議がされて、合意をされているという説明だったんですけども、正確にお願いしたいんですが、これ特勤手当の中で、災害活動等ということで、消防署の職員、署員を対象にしたもんがあると思うんですが、当然のことながら、消防署の署員は、労働組合員じゃありません。その辺り特にクリーンセンターの現場の方、それから消防署の職員の方、この手当直接受給に係わる職員と、本当に話しをして納得を、了解を得たのかどうか、あるいは、またその話の中で、どのような要望が現場の方から出てきたのか、その点について、教えてください。

〔助役 拳手〕

議長（西岡 正君） 助役。

助役（高見俊男君） 確かに、ご指摘のとおり、消防業務等におきましては、組合等ございませんけども、この件につきましても、この3月の2日に、私直接ですね、消防署の朝礼と言うんでしょうか、通常のね、職員全員を相手に消防長と懇談をいたしました。

特に、今回の、こういった特殊勤務手当、あるいは今後の、また昨今の行財政の状況等詳しくお話をさせていただきまして、約2時間程度お話をさせていただきました。

その中で、いろいろと意見が出てきたわけでございますけれども、職員についても、クリーンセンター等についても、やはり現在もらっている物が削減というような事になりますと、誰しもですね、両手を挙げてというような事ではございませんけども、そういった、初期的な観点、特に消防業務等におきましては、たくさんの項目がございます。そういった物も含めてですね、行財政改革では、できる事ながら、この特殊勤務手当については、全廃を考えているという事でございますけども、そういう中で、消防の業務あるいは、クリーンセンターの業務等を勘案してですね、これについては、著しく危険な行為であるとか、その通常の業務でない部分、業務の特殊性を鑑み、廃止をしたもの。そして残したも

の、そういった事を考慮した結果が、こういう事でございます。
一応、話し合いはさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 私、さっき質問の時に伺いましたんですけれども、十分な説明、十分な協議、そしてまた向こうの理解が得られておるかという事でお伺いしたんですが、今、助役の方の回答でしたら、実際現場の職員に3月の2日に説明に行ったというて、去る3月の2日って言うけど、よう考えたら先週の終わりですよ。もう既に議案も何も作った上で、よう考えたら、議案書僕らの手元に来とうですわ。まあ削減の内容について、私は、いろんな財政計画、これまで実行されてきたプランの中で、相当内部的には検討されてるんで、それは止むを得ないかも分からないんですけども、実際、現場の職員、あんたらどう考えとんやというようなことですね。質問の趣旨は。やる事を前程でもいいんですけどね、やっぱり早めに現場の職員というものを大事に思って話をしないと、議案書作りしました。やる事決めました。議員に送付してます。そんな中で、説明に行きましたって、それは形式に済ませただけの話じゃないんですか。というふうな事を、つつい思ってしまうんです。職員の経験がある者としたら。内容について、別に改めなさいとかっていう意見ではないんですけども、もう少し、その辺り、特に、これからですね、外部の職員だけじゃなしに、内部の職員に対しても、いろいろと賃金の面でもそうですし、労働条件でもそうだと思うんです。その時にね、やっぱり、職員に対して、理事者側が、もう少し思いやりを持って接していかないと、こういう事に対する理解を一方向的に押し付けるといようなのはね、ここは、やっぱり仕事をやる上でのね、職員の気質まで影響してくると思うんです。その辺りいかがですか。町長。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） 助役から説明させますけども、助役のちょっと説明が悪いんです。そんな事、最終的にこないだもしましたという事なんですけども、それまでに、いろいろと職員、今の管理職の中で説明して組合とも協議をして何回もやっております。もう一遍助役の方から正確に説明をさせます。

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） 今、町長が申したとおりでございます。

それまでにですね、これだけの事を進めようとするすと、やはり人数が、いろいろな相手でございます。特に消防の件でも申しましたけれども、それまでに消防長とも話し合いをして、また消防長の方から職員にも、そういう投げかけがあったりですね、組合とも何回も何回も交渉した結果として、先ほどの3月2日に話し合いをしたというのは、端的な1例を申し上げたまでで、そこまでに来るまでに、相当の仕事の現場であるとか、状況であるとか、そういった事を粒さに勘案した結果として、こういう事ができてきたという事でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） すみません、最後でしつこいようなんですけども、私は、ほぼ同じ年代の消防署の職員おります。この事について耳にしたんいつやと言うたら、3月の2日が初めてやと。以前には、そういう話は内部的にはあったんかも分らんけども、直接的に具体的な説明受けたんは、3月の2日やったと。協力要請も含めてですね、だから、一番最初の助役の答弁が正解だと思うんです。実質的には。ただ、それまでに、例えば、消防署の署長交えての話等はされていたかも分かりませんが、実際に職員が耳にしているのは、そういう実態があるということを確認していただいて、これから職場の職員に対する、いろいろな協議あるいは、交渉等に当たっていただきたいというふうにお願いします。以上です。

議長（西岡 正君） 答弁は、要りますか。

1 番（石堂 基君） 要りません。

議長（西岡 正君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 従来から、議会は、職員の待遇問題はね、組合職員組織と理事者側との合意したものについては、尊重するという立場で理解はしています。

でも、今、石堂議員の質問聞いていたら、その点があやふやであればね、これは議会としては、尊重するというわけにいかないわけだから、その点、実態として、本当にキチットした合意が取れてるのかどうか、この辺りが明言できるのか、できないのであれば、これは、ちょっと置いてもろてね、置いてもろて、その辺りを明確にしないと、議会としては、合意が取れてれば尊重しますよ。それでやってきておるんだから、その点については、明確にしていきたいと思います。

議長（西岡 正君） 答弁はいるんですか。そちら。

21 番（鍋島裕文君） 明確にして、明確。当局側。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） ほな、助役。

助役（高見俊男君） この件につきましては、今も申し上げましたように、一例として消

防の業務、消防につきましては組合組織がないという事で、石堂議員からの答弁、質問があったと思います。

その他のクリーンセンターをはじめ、職員につきましては、組合組織がございます。そこ先ほども言いましたように、幾度と無く話し合い、あるいは交渉を持ちまして、ご理解をいただいております。明確に申し上げます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、私の質問のやり方がまずかったもので、議員各位に誤解を招いたと思いますけども、今、助役の方が答弁された内容で、それぞれの関係者においては、特に組合のない消防署については、確認事項として文書的なものではありませんけども、それぞれに、一応、理解を得たという事で、そういうような状況でありますので、補足させていただきます。すみませんでした。

議長（西岡 正君） よろしいですか。他にありますか。
ないよですので、これを以って質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 24 号「佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 28 . 議案第 25 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 28 に入ります。
議案第 25 号「佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程いただきました議案第 25 号「佐用町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の改正は、人事院規則の改正に伴い、改正するものでありますが、住民サービスの向上を図るため休息時間を廃止するとともに、勤務時間を15分延長し終了業務時間を、午後5時30分までとするものであります。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第25号「佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第29．議案第26号 佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第29に入ります。

議案第26号「佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第26号「佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましても、提案理由のご説明を申し上げます。

行政改革の推進に伴い、議会議員、常勤非常勤特別職と同様の考え方により、西播磨地域内を基本とする円内エリアを日当の支給しない区域に、それ以外の県内を基本とする円内エリアを1,000円にその他県外等については2,000円に改正するものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 26 号「佐用町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 30 . 議案第 27 号 佐用町合併振興基金条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 30、議案第 27 号「佐用町合併振興基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 27 号佐用町合併振興基金条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。
今回の改正は、基金から生じます運用益金の処理方法を歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的達成のため、事業に要する経費の財源に充て、剰余金は、佐用町合併振興基金に積立てるものでございます。
承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決したいと思います。
これより本案について質疑に入りますがござますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まず 1 点目は、合併振興基金 21 億 8,000 万円、この条例上では、確実かつ有利な方法の保管あるいは有価証券というのが条文であります。どのような保管をされているのか、その点をまず伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 保管方法と言いまして、ペイオフの関係等ございますんで、そういう中で、定期預金等でこれまでは運用さしていただいております。そういう中で、今後ペイオフ対策として、この合併振興基金だけじゃなくしてですね、これからの他の関係の基金、直ぐに使う物、使わない物を整理しながら、国債等の運用も図って行きたいなというふうに考えておりまして、今回、他案件でも出させていただきますのが現状でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 現状は、定期預金という事で、今後国債等というようなプランでありますけども、それで今回の条例改正でありますけども、18 年度 21 億 8,000 万ですから、かなりの運用益が出てまいりますけども、これが、いくらぐらい見込んで、で、この条例改正の本旨ですけども、それを何に使って、使おうという事で改正されとうというように思いますので、何に使って、剰余金をまた繰入るということですが、どのくらいの運用益それからそれを何に使おうとしてるか、この点、2 点について。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 18 年度、確か議員言われますように、この基金、21 億 8,000 万分、これまた借入いたしておりません。この 3 月中に借り入れる事といたしております。そういう中で、利子が生まれるのが、19 年度からということで、その運用益につきましては、まちづくり協議会等の関係、合併による部分に充てたいというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、他の基金条例との関係でね、違いとして、大体は、その運用益は、一般会計へ計上して、基金に入れるというんだけど、この条例だけは、あえて事業に役立つ、事業に使って、剰余金を入れるというふうにしてるんだけど、他の基金条例とは違う点、その点、まだちょっと明確にお答え願います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基金の目的がですね、合併振興基金ということですから。合併後のまちづくりに、役立つためにという事で、借り入れるわけです。これは、当然起債ですから、

これも償還もしていかなきゃいけないという部分があるわけですね。ただ、その基金がハッキリと21億8,000万というものが、合併振興基金として別枠で置くわけで、その中で、できるだけの運用を図って、その目的はですね、合併後の新町の一体的なまちづくり、地域の、今回佐用町の場合、各13のまちづくり協議会、地域づくり協議会を設置しております。その地域づくり協議会での、いろんな活動資金として、まず充てていきたいというのが、1つの大きな目的です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。

議案第27号「佐用町合併振興基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第31．議案第28号 佐用町鉄道経営対策事業基金条例及び佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第31に入ります。

議案第28号「佐用町鉄道経営対策事業基金条例及び佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第28号佐用町鉄道経営対策基金条例及び佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金歳入歳出予算を定めるところにより、繰替え又は、繰入運用することができる文言を追加するものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案についても本日即決したいと思います。
これより本案について質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、1 点目に、本町の基金条例の中で、この繰替え運用規定がないのが、この鉄道と住宅とそれから後、地域福祉、地域活性化事業基金ですね。この 4 つが繰替え運用の規定がありません。

そこで伺いたいのは、ない 4 つの中で、その鉄道と住宅を上げて、後の地域福祉や何やらは、繰替え運用の規定を、今回改正しないと。これは、どういう事で、このようになっているのか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） まず 1 点目の地域活性化事業の基金条例言われてますように、これ旧佐用町の法人と言いますか、道の駅、それからゆう・あい・いしい等からの収益を以って、積立てさせていただいておる部分で、これを繰替え運用文言ではできないという中で、それはハッキリ置いておこうという関係でございます。

それから、もう 1 点は、地域福祉基金、これも旧町 4 町、それぞれの出し方と言いますか、旧上月では、町の方は、条例に残っておると。それから他の所は、出資とか、いろんな文言がありますので、それにつきましても、社協の方で管理していただいていた関係で、現在協議中という事で、まだこれは整理できてないという中で、後の 2 件は、今回提案させていただいてる次第でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） この振替え運用の中の確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて云々というふうにありますけども、ここで確認したいんですが、この期間というのは、年度を越える事ができるのか。この点については、どういうふうに見解もっておられますか。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 現在ですね、この繰替え運用等につきまして、先ほど言いました国債等の問題もありますし、そういう期間について、まだ実際どれだけのものが、本当に長

期的に預けれるのかどうか、また、そういう期間3年5年というような長期に亘ることが可能かどうかという以前の問題が、まだ処理できてないのが現状でありますので、今後、充分検討させていただいた中で、運用して行きたいというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 実際にやるかどうかじゃなくて、法的解釈としてね、これ確認したいのが、旧自治省が、いろんな財務の実務や判例出しておるんですけども、その中に地方財務実務概要っていうのがあります。この中に、年度を越えたとしても、毎年の予算計上をすれば、それは、年度越えができるというような内容になっておるんですけども、こういった解釈に立っておられるんかどうか、ちょっと確認したいんです。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 長期に亘って、鍋島議員言われますように、毎年予算計上等させていただいて、処理をしていきたいというふうには考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 繰替え運用を新しく条項まで作られてね、作られるという事は、繰替え運用して、運用をどのような、具体的には、どのような運営するか、運用するかいうのを考えておられるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この関係、職員と言いますか、の関係で作っておりますペイオフ対策委員会というのがございます。そういう中で、安全な運用方法等検討させていただいて、そして、また町長の方の決済をいただくという運びにしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですので、これを以って質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 28 号「佐用町鉄道経営対策事業基金条例及び佐用町営住宅等共用施設整備基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 32 . 議案第 29 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 32、議案第 29 号「佐用町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） ただ今、上程いただきました議案第 29 号佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

県営の西播磨西部地区の指定を受け、平成 16 年度から実施しております地籍調査事業は、平成 17 年度調査分の 4 地区、横坂、皆田、漆野、上本郷について、国土調査法に基づく地籍調査の成果の認証を国土交通大臣の承認を受けるべく、事務の諸手続きをとっているところであります。認証を受けた地籍調査の成果は、正確で権威のある資料として公認され、法務局また町の各部署のあらゆる方面に利用されることになるため、地籍調査の成果の閲覧及び写しの交付にかかる手数料を徴収するため、条例の一部改正の提案をするものであります。また、17 年度以降の地籍調査箇所につきましても、逐次国の認証を受ける計画を進めているところでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決としたいと思います。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） それぞれの手数料があるわけですけども、この手数料、閲覧 300 円。それから 200 円から A 0 判も 800 円まで、この手数料の根拠と、それから閲覧する、どう

いうふうな事を想定しているのか、その2点。

〔地籍調査課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 課長。

地籍調査課長（清水好一君） この手数料でございますが、それぞれ調査した後に、承認、国の承認を受けまして、その承認を受けた書類の閲覧なり交付をするわけでございますが、これにつきまして、金額的には、近隣の市町、他府県の市町の料金設定を参考にしております。

それと、この交付につきましては、個人につきましては、閲覧 300 円なり A 3 判以下です、これが 200 円ということになると思うんですが、ほとんどは、業者の分筆なり、そういう調査に使われる部分が主じゃないかなという事で、今の所は、予算的にも挙げておるわけなんです、名目金額で挙げさせていただいておりますので、件数的には、まだ読んでおりません。

承認を受けるのは、大体 4 月末から 5 月にかけて、国の方へ、国交省へ行きまして承認を受けるということになっておりますので、まだ件数的には、未確定でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に、ございませんか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。

議案第 29 号「佐用町手数料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 33 . 議案第 30 号佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 33 に入ります。

議案第 30 号「佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 30 号佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

　　今回の改正は、区分、土地使用料の種類は、その他の柱類、共架電線その他上空に設ける線類及び地下電線その他地下に設ける線類、地下埋設管を新たな項目として、加える必要が生じたため、改正するものであります。

　　経過措置は、現に使用の許可を受けている者に係る使用料につきましては、従前の例によるものでございます。

　　ご承認をいただきますようお願い申し上げます提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

　　本案につきましても、本日即決といたします。

　　これより本案について質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 　　ただ今、提案理由の説明として必要が生じたために、追加しましたということなんですけれど、具体的にどのような必要性が生じたのか、よろしく願います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） 　　今回、新たに追加させていただきました、先ほどの説明の中でですね、共架電線の部分がですね、光ファイバー等の関係がかなり出て参っておりますので、そういう部分で、他の道路占用と言いますか、道路の方では挙がっておるんですが、この行政財産の方では、細かい、こういうところまで挙げてなかったという中で、今回、この文言を同様に挙げさせていただいたという事で、共架電線部分というふうに解釈いただければと思っております。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。他にございますせんか。

　　ないようですので、質疑を終結いたします。

　　これより、本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 　　ないようですので、討論は、終結いたします。

　　これより、本案についての採決に入ります。

　　議案第 30 号「佐用町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 34 . 議案第 31 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の一部を改正する条例
について

議長(西岡 正君) 続いて、日程第 34 に入ります。

議案第 31 号「佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) ただ今、上程いただきました議案第 31 号「佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明申し上げます。

兵庫県の指定管理を受け、施設の管理業務を行っております、「家族用ロッジ」の利用料金徴収に基づく「佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例」を利用料金条例に改正し減免規定、返還規定を追加、別表では休日の前日について料金を改訂するものであります。

ご承認をいただきますよう、お願いを申し上げます提案のご説明といたします。

議長(西岡 正君) 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決としたいと思います。

これより本案についての質疑に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5 番(笹田鈴香君) お尋ねします。笹田です。まず聞きたいのは、別表中なんです、これを見ますと別表の第 2 条関係の分ですが、現行でいきますと、宿泊に利用する場合、休日 1 室 1 泊につき 8,400 円となっています。その備考の欄を見ますと、平日とは金曜日及び土曜日以外の日ということが書いてあるんですけども、それと、その次の 3 番に、休日とは国民の祝日云々と書かれているわけなんです、という事になりますと、金曜日と土曜日というのは、平日になるのか休日になるのか、ちょっと分かり辛いんですが、それをお聞きしたいのと。それと、この表で言いますと、休日、つまり当日ですね、後これがもし可決されれば、この 3 月一杯までという事ですが、春分の日などは、その当日も 8,400 円とられるのかどうかお尋ねします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔天文台業務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） ただ今のご質問ですけれども、まずここの備考欄で現行説明しておりますものが、非常に紛らわしいという、この利用されるお客さんの方からも、そういったクレームがあったんですけども、当然、備考欄の2によりましては、平日等というような記名がございます。

で、次3番に休日とはと言いますのは2番のところで、休日でない日に限るとかいうような形で断り書きがしております。実際には金曜日及び土曜日以外の日で、これが平日で、ただし翌日が休日でない日に限るということですので、翌日が休日であれば、どういいう日であっても、その休日料金として徴収しておるのが、今の現状でございます。

ただ、これが非常に分かりにくいという、そういった指摘ございましたので、今回、それを統一した形で行おうという事ですので、ここに挙げております。

ただ、また3月の祭日等によりまして、当然それ休日ではあるんですけども、翌日が休日ではありませんので、休日料金にはならなくて、平日の料金でいただいていると。ただし、これも一般的に聞かれますと、当然その日が休日であるのに、休日料金でないというのが、どういう事かという事になるんですけども、この休前日という使い方は、最近、多くの施設で使われるようになっておりますので、そういう一般的な利用で翻ろうされないような形に改めようと、そういった事でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） という事は、まあそれで改正案になったわけだと思うんですけども、今説明はあったんですけども、本当に分かり辛いんですが、と言う事は、これこの別表で、現行の別表ですね、これでいきますと、条例上の問題はないですか。

例えば、休日に、これで見ると料金を徴収するように受け止められるんですけども。

議長（西岡 正君） はい、業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） 備考の2の説明によりまして、一応条例上では問題がないというふうには、解釈しておるんですけども、ただ、これは解釈される側が、利用者の側から見ますと、おかしいんじゃないだろうかというような言い方もされた事は、当然、窓口でございます。でもまあ、こちらとしましては、運用の方法としまして、今のよう形で翌日は休日でない日の場合はこうだという事で、お客さんによっては、逆に何か、こう得をしたような感じを受けるというような場合もあるんですけども、ですけども、単純に、この表を見られた時には、明らかに今日が休日であるのに、休日料金ではないという考えは、若干持たれているようです。ただし、こういった、休日とか、平日料金が適用しておりますのは、宿泊に伴う部分だけですので、理解は早くて、あまりそういった大きな問題にはなっておりませんので、今のところでも、今までは大丈夫だったという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他にございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これ結局ね、最初はこうなってたと思いますけど、条文から見ればね、休日とは云々と書いてあるんだけど、これは祝日は休日ですよ。それは 8,400 円。それで、これが具合悪いという事で、休前日というふうの実態に合わせたというように解釈できます。誰が考えても、これだったらね、条例に違反して運用していたと言わざるを得ないというふうに思うんですけど、休日は明確に書いててね、休日は平日料金という事であればね、それは条例違反というふうに認めざるを得ないんじゃないんですか。現行は。

議長（西岡 正君） はい、業務課長。

天文台業務課長（杉本幸六君） 言われるとおりの指摘も当然、利用者の方からもございました。で、ただ、この条例上で扱っている休日の意味っていうのは、休日というふうに、休日という当然定義がございますので、そういった国民の祝日に関する法律というのがございますので、そういったもので定義をした上で、その休日の混同が当然起こり得るであろうと。ただし、2 によって平日とはという事で、それを打ち消すような形で、その表現はしておるんですけども、ですから過去には、こういった表現でずっと条例整備は、いろんな休日宿泊の場合の実際の実務運用をされていたようです。そういった経緯もありましたので、ただ、最近では、そういった事で、非常に紛らわしいという事と、各地の施設も同じように休前日という言葉が使われるようになりまして、逆に、こういった言葉の方が非常に日常的に使われるようになっておるというふうに、そういうふうに理解をして、今回、そういうふうに変えていこうという事でございますので、当然、その条例上で使った休日というのは、その 2 通りの意味を持たした解釈が存在したという事でご理解願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他にございますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第 31 号「佐用町西はりま天文台公園施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 35、議案第 32 号「佐用町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 32 号「佐用町税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案の説明を申し上げます。

この度、佐用町横坂地内におきまして、新たな鉱泉浴場施設の建設が予定されており、佐用町税条例第 142 条「入湯税の課税免除」を見直す必要が生じたことに伴う改正でございます。改正の趣旨は、現在町内に既存する入湯施設は、公的な健康福祉施設として運営しており、課税免除を行っております。しかし、今回、新たに設置が見込まれる入湯施設は、レジャーと一体化した民営の施設でありますので、地方税法上の目的税の趣旨に添い、標準的な条文に改めるものでございます。

審議いただき、ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決したいと思います。

これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 1 点はですね、これ税率は 1 人 1 日大体どれぐらいを考えられておるかという点と。2 点目はですね、これ現行の 2 の身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者等についてですね、この方には、減免してもいいんじゃないかと。目的税であっても、こういう事を入れてもいいんじゃないかという事を思うんですけども、そこらはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 最初の税率につきましては、標準的な税率といたしまして、地方自治法で 150 円という事が定められております。

それから 2 番目の年齢 60 歳以上それから身体障害者手帳云々という、それから戦傷病者の手帳の交付を受けてる者と、この云々につきましては、これは標準的な条文には、これは入っておりません。佐用町だけが、これは入ってありました。で、これは、一番最後の現行としてある所の 3 番目に、町健康福祉施設に入湯する者という規定がございます。これは、合併時に三日月町が、これがあるという事で、これを設けたものでございます。

で、恐らく旧には上月町もあったとは聞いております。そういうような事で、いろんな

事で、軽くするというような事で、こういう事を、こういう文句を後々入れていったものではないかと想像しております。それで今回つくられる施設につきましては、レジャー施設の中で治療目的とか、それから、そういうどがい言うんですか、福祉の施設とは、ちょっと考えられないという事で、条文を標準的なものに改めるという事で、出さしていただいております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 改正案の中の3番の町の健康福祉施設に入湯する者というのを具体的にですね、どういう人を言うのか、そこらちょっとお聞きしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） これは具体的に言いましたら、三日月けんこうの里に入湯される方でございます。1, 2で該当する方におかれましても、こういう事に該当されれば、ここに入所していただければ入湯税はかからないということになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ちょっと単純な事お聞きするんですけどね、この三日月のけんこうの里ですか、そこに入湯する人については、これ減免という事なんですね。誰でもいう事でないでしょ。どういう人が対象になってるかなという事です。

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（大橋正毅君） 全員です。

8番（井上洋文君） ああ、ああ。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 標準条文の関係で確認します。60歳身障者云々はないから削除ということでありますけれども、逆に年齢12歳未満と町健康福祉施設云々というのが、標準条文にあるのかどうかね。その点を、まず確認します。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 他町の条文言うて、例えば近隣の宍粟市を見ていただいても、最初の2つだけでございます。それから、例えば、これも私も、この入湯税の税率について、入湯税について、ちょっと調べたりなんかしたりしたんですけど、例えば年齢60歳とか、これが目的税の関係もありまして、例えば年齢60歳以上とか、そういう事を云々を入れる場合には、不均一課税にあたると、該当するというように勉強しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、確認したいんですが、この改正によって、まず今の健康施設への関係は免除ですね。それから、今度の佐用ゴルフの、その施設についても、共同浴場、一般公衆浴場云々という事で、免除というふうに理解できます。

では、どういうケースがね、あったら、この免除規定以外で課税されるのか、その辺りはどのように理解したらいいんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

税務課長（大橋正毅君） はい、それは僕は、今度できる施設で利用者が免除とは、僕言っておりません。課税されると、僕言っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） その2番のね、共同浴場、一般公衆浴場に入湯する者というのは、どういう内容なんですか。免除されるのは。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

税務課長（大橋正毅君） 共同浴場と申しましたら、地域の方が共同して浴場を運営されておるような場合がございます。地域で共同して運営するような施設でございます。共同浴場というような事で、インターネットでも開いていただいたら出て来るんじゃないかと思えます。それから一般公衆浴場言うたら、いわゆる銭湯でございます。で、こういう浴場が、例えば、温泉の鉱泉ですね、運営されてても、この場合には、こういう事で、利用言うんか、住民の日々の生活の中で利用されるものであれば、これは免除しますという規定でございます。

〔鍋島君「議長、もう1回だけ、大事な点なんで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

21番（鍋島裕文君） これは公衆浴場法という法律があってね、温泉だろうと、普通の水

の沸かし湯だろうと、代金をもろてやるのは公衆浴場という規定がされとんですよ。

それで、今、課長の説明では、レジャー目的で入るのであれば、課税するが、日々の生活のために入るのであったら、課税しない。そういうような解釈するんですか。ここで、ちょっと確認したいんです。大事なとこです。これ。

議長（西岡 正君） はい、教えてください。

〔助役 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、助役。

助役（高見俊男君） この元々の現行というのは、税務課長が言いましたように、三日月けんこうの施設ですね。これにつきましては、皆さんご存知のように温泉という名前を付けておると思います。その他ですね、具体的には、例えば、平福であるとか、南光の、あれにつきましては、通常のお湯を沸かしている、家庭で言う風呂ですね、温泉と一般の、そういった沸かす風呂とは違うという事が基本にあると思います。ですから、3番のけんこうの里がある以上は、そこで入湯税は課さない。原則的には、温泉の施設に名称が付いているものには、入湯税がかかるというような理解の方がいいと思います。レジャー施設とかの云々の関係じゃなしに、鉱泉とか今言います通常の、そういった沸かしている施設については、入湯税はかからないという解釈はしていただければ分かりやすいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） よけい分からん。

議長（西岡 正君） 他にございますか。ないようですので、

助役（高見俊男君） ですから、今度は、レジャー施設と言われている所は、温泉が出たというような事でございます。

〔鍋島君「だから、入湯税はかからないんでしょ」と呼ぶ〕

〔「かかるんや」と呼ぶ者あり〕

〔鍋島君「かかるんですか」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） かかるんです。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11番（山本幹雄君） これがかかるんだったら、三日月のけんこうの里も書いとう言うて、今、言いよったでしょ。それはかからへんのん。

助役（高見俊男君） ですから3番で減免しているんです。町営の施設ですから。

議長（西岡 正君） 他にございますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第32号「佐用町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第36．議案第33号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第36に入ります。
議案第33号「佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） ただ今上程いただきました、議案第33号「佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、法改正に伴うもので、昨年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、結核予防法が廃止されることとなりました。それに伴い、条例第7条中の「結核予防法第34条」の文言を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」に改めるものであります。なお、結核患者の医療費につきましては、患者負担が5パーセントで変更はなく、その5パーセントを国保会計から結核医療付加金として支給しておりますので、自己負担ゼロは従来どおりで、変更はございません。

施行日は19年4月1日からとなっております。

法改正に伴う一部改正でございますので、ご承認いただきますように、お願い申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決したいと思っております。
これより本案について質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますがございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論についても終結いたします。
これより、本案について採決に入ります。
議案第 33 号「佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫く休憩したいと思います。再開を 3 時 5 分といたします。

午後 0 2 時 4 0 分 休憩

午後 0 3 時 0 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは時間が参りましたので、再開をいたします。
松尾さんから欠席させて欲しいという事で、病院へ通院のためという事で、3時から帰られてますので、よろしくをお願いします。

日程第 37 . 議案第 34 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 37 に入ります。
議案第 34 号「佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 34 号「佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の一部改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険税の基礎課税額に係る医療分の課税限度額が、現行の 53 万円から 56 万円に改正されるもので、施行令との整合性を保つために一部改正するものでございます。
制度の改正による一部改正でございますので、ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案についても、本日即決といたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 委員会付託の動議を提案いたします。

議長（西岡 正君） ただ今、本案について金谷議員より委員会付託にしたいという事で動議がでました。動議について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成、4 人です。本案動議は成立をいたしました。
ただ今、金谷議員より委員会に付託することの動議が提出されました。ここで動議につきまして、賛成者がございますので、委員会付託について動議を採決したいと思います。動議について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数でありますので、本動議は、否決されました。
質問ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まず 53 万から 56 万円の限度額の引き上げは制度改正でありますけども、確認したいんですが、しなければならぬものかどうか、しなくてもいいものかどうか、できるという事で、ねばならないというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。住民課長。

住民課長（山口良一君） 当然、その国民健康保険法というものがあまして、その兼ね合いの施行令の一部改正ですから、各市町ともですね、それに整合性を持たせるために改正するのが本筋だと思います。しなければいけないという義務付けはないんじゃないかと思えますけれども、そのように理解しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 国保税も、実際高くなって、従来この限度額の人、もの凄い高額所得者というような感覚があったんだけど、かなりそうでもないのに、なってきたという事のように感じます。それで、実態として伺いたいのは、現行 53 万円限度額は、本町で何人程おられるのかという事と、その中の所得が最低の人ってというのは、どのくらいで 53 万円になってるのか、その辺りを伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 18年度の当初課税を基準に申し上げますと、限度額を超過しております世帯は43戸でございます。ちょっとまだ計算してないんですけども、所得割とかですね、それぞれの税率ありますので、逆算していかなければ、ちょっと数字的に出ませんので、所得の確認だけでは、ちょっと判断しにくいところありますので、ちょっとそこまでは分かりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それ分かっているんだけど、その中で、所得から見たらね、最低の人が53万円になっているのはいくらかっていうて聞いてるんで、その事をまずお答え願いたいということです。それから、当然のことながら、これ56万円まで上がりますから、その最低所得の人は53万円で、最低所得の人が、今度の計算でやったら、53万円を超えるんかどうかね。その点を確認したいんですけども。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（山口良一君） 先ほど言いましたように、所得だけでなしに、固定資産とか均等割、平等割ありますので、単に所得だけでは、いくら所得から限度額オーバーするというのは、ちょっと計算しにくいところです。それから従来53万が56万になるという事で、その3万の差額が出てきますけども、例えばその55万年間の税がですね、こういう方については、従来でしたら53万円で済んでたものが、56万になるという事で、今言いました43名。19年度でいくらになるか分かりませんが、その上がったために、その最高限度額が超過所帯でないというのは、極わずかだろうと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 鍋島議員の質問にもありましたけれど、所得について、いろいろと計算方法があるので、分からないと言われたんですけど、そのところ、一番知りたいところなんですけれど、例えば、全国的に見て、大阪府守口市の場合、年間53万円の最高限度額になるのは、所得280万円の4人家族の国保料というふうに調べたところありました。佐用町の場合、じゃあ実態はどうかという事で、人数としては43世帯ですか、なるという事だったんですけど、そこら辺、分かりやすく説明して欲しいんですね。国保は、1期、8回に分けて納めるわけで、単純に計算して1回の税額が約7万の人の場合、56万というのが最高限度額になりますので、そういうふうに見て行くと、自分達の生活の実態とか、分かりやすいので、56万になる、53万が56万になるという、3万円上がるんだと

いうだけではなくて、その国保料のあり方なんかも含めてね、分かりやすくして欲しいので、所得がいくらの場合、佐用町でそのようになるのか、53万の人ってというのは、どれぐらいでなっているのかっていう、今の現時点での数字でいいんですけど、お願いできますか。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（山口良一君） 先ほど言いましたようにですね、例えば所得が低い方でも、固定資産税をたくさん掛けてる方もありますので、一概に言えませんが、ちょっと計算してみますと、逆にですね、所得割の税率が5.8パーセントになっておりますので、ちょっと待って下さいよ、均等割とかね、平等割とか固定資産割を考えずに所得だけで計算した場合、ちょっと計算が違ってても分かりませんが、逆にですね、63万を5.8パーセントで割ってみますと965万余りの金額になります。

議長（西岡 正君） よろしいですか。平岡議員よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 国保の税を決める時は、国保運営審議会を開いてね、こういろいろと論議して、その方針を決めたりしますが、今回の53万を56万というのは、法律の政令の改正に伴って出すという提案ですけど、そういった手続きは踏まれているのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 2月の、ちょっと正確な数字覚えてませんが、下旬にですね、審議会は行っております。ちょっと日付見ます。2月の21日に開催しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） じゃあ、その審議会の中では、その56万にするという事については、どういう議論がされたのか、内容をお願いできますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 法改正に伴う改正ですのでという説明で、特に意見はございませんでした。

議長（西岡 正君） はい、他に。ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ほな平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） いいんですか。

議長（西岡 正君） いいです。ありませんから、はい、どうぞ。

18 番（平岡きぬ糸君） 国保、今回の改正は、最高限度額の改正なんですけれども、それに関連して国保証の問題、未交付の問題であるとか、今すごく大変な問題になっていることなども、併せて先ほど運営審議会では、単なる金額を上げるというだけの話し合いだったんでしょうか。国保料が高すぎて払えないという世帯なんかも出て来ているという実態が決算委員会でも具体的に人数も報告されておりますし、そういった町民の生活実態がどういふふうになっているかというような事も含めて、全体の国保のあり方について、2 月に行われた審議会では、されているんでしょうかね。そういう事も、今の時点で知りたいなと思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 当然、資格証ですね、とか短期証、こういった物につきましても、昨年 11 月に更新を行って、12 月でしたか、更新を行っております、その時点で資格証の発行を対象者が何名、短期が何名と、現在がこうなっていますというような状況。あるいは、滞納の整理状況、そういったものも、当然報告しております。

それから、まあ、18 年度の決算見込みなり、19 年度の予算、そういったものについても報告して、承認を得ております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

18 番（平岡きぬ糸君） そういう審議会の中での話なども、当委員会に、私は所属、厚生委員会に入ってますけれど、そういう委員会の中でも、そういう実態なんかは、もっと議論をしたり、その委員の中に周知をしてもらおうとか、そういう手順を踏んで、条例改正などもしてもらいたいと思うんですけど、そういった点はどうなんでしょうか。議会の都合でそうなったという事なんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 先ほど言いましたようにですね、2 月に 21 日に審議会を開催しまして、その答申と言いますか、意見に基づいて条例改正の提案をさしてもらおうという事で

ございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然ですね、国保料の税率の改正とかですね、そういう事を伴うものにつきましては、前回は議会にも、いろいろと事前にお話をさせていただいたり、委員会でも、当然、諮ってお願いをしております。ただ、今回は、法改正に伴う改正であります。限度額のね。そういう事の中で、今回、そういう形で提案をさせていただいておりますので。まあ国保審議会におきましては、当然、今の国保会計の非常に厳しい状況、今後の見込みというような事についても、いろいろと議論はいただいております。ただ、まあ、その中で、この限度額が 56 万になるという事、この点についてはですね、非常に高額になっているんですけれども、今の国保会計から見てですね、これは止むを得ないというような事の総意の中でご承認をいただいているという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、これを以って質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入りますが、ごまますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 議案 34 号の国保税改正について反対の立場で討論を行います。今回の改正は、国保税の限度額 53 万円を 56 万円に引き上げるというもので、所得の高い加入者から税をもらうというものにはなっておりますけれども、最高限度額の保険税を引き上げるということは、住民の負担能力を、私は超えているものと思います。社会保障及び国民保険の向上を目的としてつくられております国保会計、住民に医療を補償するための制度である、この制度が一刻も放置できないような事態にあるので、今回の単なる 53 万を 56 万に引き上げるとい、この金額の引き上げだけではなくて、自治体としての努力も求めて町の裁量にゆだねられている会計でありますから、そういう立場で、国保の今回の改正については、反対いたします。

議長（西岡 正君） 他にありますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。

議案第 34 号「佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成、多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 38 . 議案第 35 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 38 に入ります。

議案第 35 号「佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 35 号「佐用町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険料の第 2 段階については、年金受給額が約 260 万円から生活保護基準に満たない収入の方まで含まれていたため、所得の低い方にとっては、負担が重いという問題があり、特に生計が困難と求められる方に対しては、本条例の中で、保険料の徴収猶予及び減免の特例措置を設けていましたが、平成 18 年度の介護保険法の改正により、第 2 段階が細分化され、第 1 段階と同額の保険料となったため、形骸化した保険料の徴収猶予及び減免に関する事項を整理するものであります。

本年 7 月の介護保険料賦課確定時において、第 1 被保険者 6,452 人中、第 1 段階 43 名、これと同額の第 2 段階 1,009 名であり、平成 17 年度までに特例措置を受けた方は 1 名でありました。

附則において、この条例の施行日、適用日を定めております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入りますが、厚生常任委員会に付託する予定をされておりますので、その点お含みの上、質疑を願いたいと思います。

質疑のある方、発言願います。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 35 号「佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号「佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 39 . 議案第 36 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 39、議案第 36 号「佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正

する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 36 号「佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」の提案理由をご説明いたします。

本条例の改正は、本年 4 月より兵庫県における少子化対策の一環として実施される乳幼児医療制度の拡充、これまで義務教育就学前の乳幼児に対する医療費助成を小学校 3 年生まで拡大されることになったものを、本町では更にその幅を広げ、子育て中の皆さんの経済的支援と子育て環境の拡充を図るため、小学校卒業まで広げようとするものであります。

実際的な運用は、これまでと同様に小学校就学前の乳幼児については、病院の窓口で一部負担金を支払っていただき、後日その領収書をもって償還払いをする方法を継続し、小学生については、通院の場合は 1 医療機関につき月 700 円を 2 回まで、また入院の場合は月額 2,800 円を限度として支払っていただくものでございます。これに対する財源措置は、小学 3 年生までは県の制度として、町と県がそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担し、4 年生から 6 年生までは、町単独事業として町が負担しようとするものであります。就学前の乳幼児に対する償還払いを無くし、全ての病院窓口で清算できる方法をとということで研究を重ねてまいりましたが、現在の事務処理方法では、県と町との負担割合を厳密に区分することができないため、当分の間は償還払いの方法を継続しなければならない状況となっております。また、今回の改正には「学校教育法」の一部が改正されたため、これまでの「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める文言の修正も含まれております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

本件につきましては、本日即決したいと思っております。

これより本案について質疑に入りたいと思っております。質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 　　乳幼児の福祉医療の件で、ちょっとお尋ねしたいんですけども、今まで、6 歳まで、今まで町ではやっておったんですけども、これはどんなんですか、その個人負担がゼロでしたかな。ゼロでしたですね。今回は小学校の 6 年生まで、これは県が制度でやっている小学 3 年生までやっている、入院以外の療養については、1 日 700 円と。それから入院については、1 日 2,800 円という事で、入院以外の通院の場合については、3 回目から負担なしと。それから入院については、4 回目から負担なしということですね。所得制限はどんなんですか、あるわけですか。それちょっとお聞きしたいんですけど。何人が、大体該当するか。それだけ、ちょっとお願いします。

議長（西岡 正君） 　　はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この件につきましては、前にも、こういう制度を設けたいという事で、皆さんにもお話をさせていただいたところです。

小学校就学前まではですね、町として今までやってきたものを継続すると。それから、小学生からの間6年間、この分につきましてはですね、県の制度が3年生までという事がありますけれども、佐用町が県の制度に則って、小学校卒業まで小学生の間制度を拡充するという事です。ですから、制度的には、その分は、県の制度に則っております。

で、後、そういう所得制限というのは、確かにあるんですけども、これは、そんなにたくさんの数にはなっておりません。人数にはですね。かなりの高額所得ということで、以前でありますと、お医者さんですとかですね、そういう方の数名ぐらいだったというふうに聞いておりますけども、ちょっと今日課長が、こうして欠席をしておりますので、詳しい事は申し上げられませんが、前に、そういう事も、大体説明したというふうにしておるんですけども。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 20番吉井です。

私は、この医療費助成、子どもの医療費の助成問題につきましては、義務終了まで何とか無料化して欲しいという事を希望しておりますが、1歳引き上げる毎に必要な経費どれくらいかかるかとか、中学校卒業までやればどうなるか、こういう計算はされておりますか。という点と。それから2点目に2007年度の予算要望の交渉をさせていただいた時にも、そして連絡会の時にも、町長は、中学生にも助成を拡大するというのが、例えば手術ですとか入院とか医療費が高くなる場合について、助成を考えて行きたいという事を言われておりますけれども、具体的には、どのような検討をされて、どういう結論を導きだされているかお尋ねします。

それから、先日の神戸新聞に宍粟市も子どもの医療費助成拡充、これが本町と同じく小学校6年生までやるというように書いてありましたけれども、県に対してですね、やっぱり町独自でやっていこうとすると、町の単独費用で大変な事も分かるんです。そこで、県について、小刻みでなくて、やっぱり本当に少子化対策を考えるなら、義務教育終了まで早期に全額公費負担という道を開くように県の制度拡充を求めて行っていただきたいと思いますが、これまで町長は、そういう事をされてきたのか、やっていただけるのかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 中学生まで、これを広げた場合にね、佐用町としてどれぐらいになるか、それは、細かくは、当然計算できません。段々と子ども達も大きくなるにつれて、病気に掛かる率も少なくなって来ます。だから6歳までが一番、やっぱり病気に掛かる、病院に掛かる率が多くなって、小学生も高学年になるほど少なくなって来ているというような状況だというふうには、思うんですけども、今回、小学校6年生までのやりますけど

も、相当予算的にはですね、かなりの町支出を、この予算計上させていただいております。子どもの数も減ってきておりますので、その推移がありますけども、細かくそれは計算しておりません。それから、そういう拡充について、子育てのいろんな支援についてですね、私も、できるだけ、子育てをされている若い世代の経済的支援、負担を少なくしていく事、これも1つの行政がやれる1つの方法かなという事で、この医療費助成について考えてきたところです。

中学生についてですね、高額な医療があれば、そういう形で、助成する事も考えたいという事も確かにお話をさしていただき、検討もさせていただいております。ただ、今の医療制度の中でですね、かなり高額医療については、限度額が設けられてて、そんなに大きな高額になってないという点、そういうところがありまして今回は、この6年生まで、この助成という形で、19年度はさせていただきます。県の方もですね、少子化局もつくりながら、こういう問題について、かなり積極的に取り組んでいただいておりますので、当然、県にも町の負担を軽減するためにもですね、もっと、そういう問題については、力を入れて欲しいという話は、当然要望もして参りたいし、県の動向も見て行きたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 2点目の問題ですけども、19年度は小学校6年生までという事で、今表明されたわけですけど、高額医療費でカバーできるというのは、高額医療費制度ってというのは、ずっと以前からあるものですから、中学生について、何らかの支援をしたいという検討の課題の過程でね、そういうものも出て来るはずなのに、あえて町長は、中学生の手術とか入院とか、そういった場合に支援していきたいと、そういうふうに、明言されましたから、私は、随分と言いますか、私達の要望からは、まだ遠いですがけれども、前向きな考え方をさせていただいているというふうに歓迎したわけなんですけども、その何か安易な検討じゃないかなと、今のご答弁聞くと、高額医療費でカバーできますけどもね、それまでの段階のものを支援するという意味じゃなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。」

町長（庵逄典章君） 私も、全て熟知しているわけではありませんので、私の方向、考え方として、こういう事で、いろいろと検討していきたいという事で、お話をさせていただきました。で、当然その手術とかね、そこへ行くまでの話しじゃなくって、私は、高額医療ってというのは、手術代とか、そういうものが相当たくさん掛かっている家庭で困られるんじゃないかという事を念頭に置いて話をさせていただきましたし、その通常の医療費については、まだ今回は小学生までという事でお話をさせていただいておりますのでね、ですから、この点については、もう一度今年度19年度には、再度検討は、どういう事ができるか、必要かという事も検討もさせていただきます。しかし、まあ今回、19年においては、小学生までという事で、今回の条例を出させていただいております。

議長（西岡 正君） 他ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まず、新年度予算にかなりの予算をみとるという町長説明でありま
すけども、この提案でいった場合に、小学校 6 年生まで一部負担で拡充ということで、3
年生までは県補助ということで、現行から見て、どれだけの予算増を見込まれているのか、
明らかにしていただきたい。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） 今回の制度拡充によりましてですね、予算計上では約 270 万程度で
あろうというふうに見込んで計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと先ほどから議論されている中学生の問題ですけども、話の
流れからしてね、当然のことながら、高額医療の自己負担分の半分を持つとかね、そうい
った話にならなければ嘘ですね。当然、だって中学生にも支援をしたいと言ってて、高額
医療っていうのは、その時点では分かっちゃったわけだから、中学生にも支援をしたいと言
ってて、高額医療っていうのは、もうその時点で分かっちゃったわけだから、そういった
方向の検討をすべきじゃないかと思えますけども、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今後、そういう事で検討もしていきますけども、今回は、ここまで
という事にさせていただいておりますので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） これそのもので聞きよんかどうなんか、ちょっと自分でも分からん
のやけど、何か、ちょっと今の質問をする内容聞くと、何か僕らの知らんところで、町長ら
と話した、その内容が、ちょっと吉井さんの話によると、思っちゃったんと違うで不満なんや
というような言い方に聞こえたんですけども、僕らの知らんところで、この問題に対して、町

長は、何か、取り引きされとったんか、そこら辺、ちょっと聞きたい。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 要望は、当然、いろいろな形であります。ですから、それは別の私の約束とか、公約ではありませんし、そこで決めた訳でもありません。で、まあ、そういう事に、医療費についてもね、いろいろと子育て支援という事で、考えて行きたいと、これは皆さんにも全体にお話をさせていただいたところです。ですから、中学生等についても、そういう形で検討を、私も考えて行きたいという事は、言ったと思っております。しかし、再度最終的に、今回、検討する中で、私も高額医療についても、そのどれぐらあるのかなということとか、いろんな細かいところまで、担当の方から話を聞いた中でね、今回については、医療費、手術代とか高額医療については、限度額というのが設けられてて、それ程大きなケースでもないという事で、小学生までという事で、今回の提案にさせていただいたという事ですので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 確かにね、連絡会やそれからまた年始の時にね、あつこで文化会館であった時にも、町長、その事を、説明されておりました。その事は、良く存じてます。ただ、先ほど言った中で、そういう部分で決めたのか、ちょっとよう分からなんだんで、ちょっと伺ったんですけども、もう一度、聞きますけども、これは、共産党さんが要望したからとかいう訳ではないんやね。それだけ、ちょっと明確にしてください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然であります。私の方から先にお話させていただいたつもりです。

11 番（山本幹雄君） 分かりました。

議長（西岡 正君） 他に。
ないようですので、質疑を終結したいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今、予算上の問題にしても、本日課長がいないという事も含めてです。内容的には、改善拡充なんだけども、いろいろ議論すべき点が多々あります。そういう点からして、本議案を委員会に付託してね、課長出席の中で充分議論するという事で、委員会付託を動議として提出いたします。

〔吉井君「はい、議長、賛成」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 先ほどの、動議について、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、動議は成立であります。

ただ今、鍋島議員より委員会に付託することとの動議が提出されました。この動議には賛成者がいますので、動議は成立いたします。

委員会付託について、動議を議題といたしまして、採決を行います。

この動議のとおり賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成、少数であります。よって、否決されました。

これより、討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 36 号「佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は可決されました。

日程第 40 . 議案第 37 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 40 に入ります。

議案第 37 号「佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 37 号佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、佐用町高齢者等生活支援事業に、路線バス利用助成事業を加えその費用の一部を利用者から徴収するため、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例を改正するもので、第 3 条に路線バス利用助成事業を加え、1 冊 3,000 円の路線バス利用助成回数券について 65 歳以上の者等からは、1 冊 1,000 円、65 歳以上の者等以外のものからは、1 冊 2,000 円ご負担いただくものです。ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案

の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これにつきましても、本日即決といたします。
これより本案についての質疑に入ります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。2 月から始まって、まだ1月と経ってないんですけど、タクシー運賃の助成と通院等の送迎サービス事業それから路線バスの利用助成ということで、今該当者の方が何人ぐらいいらっしゃるって、どれぐらいな格好で利用されておるんかいうのを、ちょっと2月の分で分かりましたら教えてください。

議長（西岡 正君） はい、福祉課参事。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まだ始まったばかりでですね、その点については、私も課長の方からどうなってるんかということ聞いておりますけども、まだ集計はできておりません。ただ、やはり旧町から、いろいろとこの制度が利用されて来た中で、継続している部分、やり方としてはね、で、やはり旧町でやってた方法が、やっぱり一番使いやすいというような状況で、未ださよさよサービス、デマンド式のものについては、やはり旧南光町が非常に使われております。ただ、後上月とか三日月においてもですね、利用されている方、1 回利用されると便利だという事で、それが口コミで利用されているという事で、徐々に増えてきております。それからやはり、旧佐用町でのタクシーについても、やはり、これもかなり普及して、今まで利用されて来ていましたので、かなりその辺は、タクシーも利用をされております。今のところ大きなトラブルも何もなくでですね、順調に一応、事業としては進めているというふうに、思っております。また、そういう利用状況等につきましては、今後集計なり、そういう資料の整理ができましたら、ご報告をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今回の改正は、路線バスの利用事業を、これまでの要綱から条例化したところなんですけれども、それに伴うところの費用負担というか、利用される方、65 歳以上と 65 歳以下というふうに、負担がそれぞれ 1 冊 1,000 円で購入できる 65 歳以上と以下の場合、2,000 円の費用が必要ですよという分けて改正されるんですけど、お

聞きしたいのは、この制度、合併して要綱の中では、年齢も関係なく、町内町外問わず通勤とか、それから通学者も対象にするというふうには、制度を拡充された中で、利用者も多くなっているというふうには、聞きました。現実に補正予算もありましたので、利用が増えているという事なんですけれども、予算上 18 年度、まだ年度途中ではあるんですけれども、どうでしょうか。利用状況についてですけれども、従来の、従前の、その今の要綱上のやり方から、これに変えるという事で利用者が減るとい、そういう事にはなりませんでしょうか。路線毎に利用率が分かりましたら、それも教えていただきたいと思います。

それと、もう一つは、路線バスの赤字を補填している県との係わりの中で、その予算上、その利用者が減ることによって、その制度が使われなくなるとか、そういった不具合が出ることは、懸念されませんか。その点、回答をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） お答えいたします。路線バスの利用状況ですけれども、今現在の 1 月末ぐらいな時点で言いますと、予算上は、現在、570 万を予算化していただいております。それで冊数にしたら 1,900 冊になるんですけれども、現在のところ、ほぼそれで出払っておると、予算上なくなっておるいう状況になっております。今後、高齢者等の分が、2 月から始まりましたので、その分が、バス等への組み替え言いますか、その利用替えがありますので、その分につきましては、今回の、まあまだ提案されてませんけれども、補正等の中で高齢者の振替の分だけは手立てをしていただこうという状況であります。今のところは、当初予算ありました分は、ほとんど消化されてます。それで、冊数にしましては、現在、その時点で 1 月末ぐらいで、1,640 冊ですんで、ほぼ今現在のところ完売してます。それから、まあ、今後の中で、組み替え、振替の分の 65 歳以上の分だけについては、バスの方へ回られた分だけ対応させてもらおうというように考えております。それから路線毎の利用率という話が出たんですけれども、利用率等は、出しておりませんけれども、売れておる冊数としましては、上郡佐用が 323 冊、佐用中山が 128、それから佐用船越が 770、山崎千種が 416 というような状況でございます。それから、新年度になりますと、新しい制度になると 3 分の 1 と 3,000 円の券が、1,000 円のご負担と 2,000 円の負担ということで、乗車率が減るんじゃないかということなですけれども、その分が定期との見合いとか、通勤なりの状況でありますので、それは、ちょっと見ないと分かりませんが、乗車密度 2 を割ることはないんじゃないかという感じを持っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その乗車率のことですが、2 を割ることはないと言われましたけれども、その路線毎に 2 以上の所と 2 以下の所と全部が 2 以上ですか。ちょっとその点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） この制度自体が、町の単独の中でやっておりますので、その点につきましては、ウエスト神姫なり等も、いろいろご理解をいただいて、全体的に2になるような形で一部調整したりしてますので、全体の調整はとれるという事で考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） ちょっと、私が仕組みが理解が不十分なので、全体で調整できて2以上というのは、その路線がいろいろありますけれど、町内4路線でしたか、それを全体で調整して、県の方に補助なんかは、全部、例え、佐用中山線とかだったら、県の対象外になる線じゃないんですかね。そこら辺、ちょっと分かりやすく説明して欲しかったんですけど。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ご指摘のとおり佐用中山線については、対象外になっております。それで、他の所につきましては、例えば乗車密度を1.9とかいう状況になりますと、県とのこともありまして、ハッキリは言いにくいんですけど、その辺の所を、佐用中山線の売り上げ等の方を、そちらへ回すという形で、2の整理をしておると。全体的に金額等でのことになりますので、計算上は、その不足分で何ばいいう数字になりますので、そういうご理解でいけると思います。

議長（西岡 正君） 他に、ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） ないようですので、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） ちゃんと、県の補助を受けるための、そのクリアしなければいけない条件を、そういう形でできるんだったら、それは平均として、いい事だとは思いますが、今回まだやってみないと分からないということでしたけれど、こういうことによつて、やってみないと分からないということですが、利用者が減るといふ、そういうことにはつながらないということで、提案されているということですね。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 一部、影響ある通勤者なり通学の方がどう動くかというところは、不安要素あるんですけども、全体的に町の予算でありますので、限られた中での有効に2

にもっていく話等と、それから利用促進の両方兼ねてますので、その辺のバランスの中で、考えた数字でありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 私は、タクシーの件でお聞きしたいと思います。先ほど、町長大きなトラブルはないと言われたわけなんですけど、大きなトラブルとは言いませんが、不平というか不満を多分、福祉課の方でも聞かれてると思うんですが、今まで旧佐用町の場合ですけども、24枚を結局無料で無料というか、この利用券、それを、配られていたわけなんですけど、今回は、12枚綴りを1,000円で購入まずします。それから、乗る距離とか運賃によって、こう支払い金額が違って来るわけなんですけど、もし購入しても1回も使わなかったと、そういった場合に、その1,000円がどうなるかっていう声があります。それと、例えば、3回乗ったけど、後それ終わると、1,000円分は使ってないというような不満があるんですけども、そういった場合1,000円の全額とか、その部分的な金額になると思うんですが、繰越ができるのか。また、そういう、これからの対策として、どのような事を考えられているのかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 逆にですね、これまで使う人、使わない人、誰にでも65歳以上の方にお配りをしていたということです。しかし、今回は、自分で必要な方が、必要な枚数を購入していただいて、利用していただくということです。まあ、1枚ずつの、やっぱりね、出すということで、なかなかできませんので、前は24枚ということでしたけども、細かく半分にして12枚ということにしておりますので、それを使わなかったからという事じゃなくて、1年間でということですのでね、私は、まあ、それは、そういう形で、本当に必要な方であれば、充分、それで利用していただけるだろうと思っております。私は、そんな形での不平というんか、不満というのは、私自身は聞いておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 窓口の方には言われたという方がいるんですけども、全体的に見ると拡充されてね、いい事だと思うんですが、ただ、その佐用町の、旧佐用町の方が、やはり今までの、今に比べて、凄く良かったので、そういう事を言われますので、これも後検討

課題とはしていただきたいと思います。それと、その1年間でということなんですけども、この制度が、今回始まったのが、2月1日からということなんですけど、その1年の区切りというのが、どういう所で区切られているのか、例えば2月1日から始まったので、その時から計算して、次のまた1月31日までという事で1年間とされるんか、年度変わりで計算をされるのか、どういうふうにされてますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 年度じゃなく年という事でね、今回12月31日までという形にして、新しいやつを次年にまたしていただくという形に、そういう継続にしていこうという事で、考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案について採決に入ります。
議案第37号「佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第41．議案第38号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第41に入ります。
議案第38号「佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第38号「佐用町農業共済条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明を申し上げます。
今回の改正は、農業災害補償法の一部改正に伴う改正でございます。
大豆の全相殺方式の補償割合が8割から9割に引き上げられ、それに伴い足切り割合が2割から1割に引き下げられるため佐用町農業共済条例の一部を改正するものでございます。
ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 本案につきましても、本日即決したいと思います。
これより本案について質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） これが改正されることによって、どのような変化いうんか、我が町としては、どのような状態になるんですか。課長。

〔農業共済課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農業共済課長。

農業共済課長（城内哲久君） この件につきましては、19 年度から品目的横断的経営安定対策が導入されまして、農济制度の改正がございました。担い手、集落営農の大豆の全相殺方式の最高補償額の割合が 8 割から 9 割になるということで、その農家さんとかいう方につきましては、この 9 割補償の入っておるということで、国からの交付金が出ますので、どうしても、この 9 割補償に入っただくということになります。今のところ該当につきましては、1 農事法人と 1 営農組合。それと、担い手の 3 農家がございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 今回の改正については、全相殺方式の方なんですけれども、一筆単位方式の方も国の方針としては、ならなかったんでね、2 つの方式があるんですけれども、一筆単位方式の方式がならなかったというのは、どういう事なんですか。

〔農業共済課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（城内哲久君） ただ今言いましたように、一般の農家につきましては、一筆方式の方でやっております、品目横断の関係につきましては、今、先ほど言いましたように、担い手とかそれから法人とか営農組合とかいう関係が全相殺方式ということになっております。区分がされております。

議長（西岡 正君） はい、よろしか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） それは区分がされとんは分かるんですが、今回、その全相殺方式だけが、その共済金額としても引き上げられとんでね、それは有利なことなんですけども、単筆の方が、それが引き上げられんかったというのは、何でかいう事を聞いているんですね。

議長（西岡 正君） 共済課長。

農業共済課長（城内哲久君） ただ今、言いましたように、品目横断の関係の方につきましては、この農済制度の改正によりまして、どうしても、全相殺方式に入っておらないと、国からの交付金がですね、その一割の分が空白になるということになりますので、どうしても、その一筆方式じゃなくて、全相殺方式に入ってくださいということになります。

議長（西岡 正君） いいですか。

6 番（金谷英志君） はい、結構です。

議長（西岡 正君） 他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、本案について討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。
議案第 38 号「佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は可決されました。

日程第 42 . 議案第 39 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 42 に入ります。
議案第 39 号「佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 39 号「公共下水道条例の一部改正について」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

使用料金の算定については、一般家庭の人数は、「毎年4月1日現在の住民登録人数」で定めていますが、料金の考え方として「汚水を流す住民、全てを指す必要があり、「外国人登録または、住民票は、ないが、生活実態の居所がある者」を加えた、全ての「ひと」を料金対象に表現を変えた改正でございます。れにより、現場派遣での一時住民、外国からの1ヶ月以上の滞在者、居所のある者も、対象と明確することになります。

事務的には、18年度から、毎月の出生、死亡、転出、転入等の住民異動時の人数の増減の、人数変更届を受け付けています。また、学生等で、『住民票を異動させていないが、実情は、町外への転出をしている不在者』などの場合、4月1日は、住民票があるため、人数減の変更申請を毎年申請していただいておりますが、今回の改正で、入学時の1回の申請で、後は、手続き不要となります。

なお、規則で再度、4月に、家族数の確認通知をするように明記しており、この時点で、人数の確認の月額料金算定表を送り、再度確認をいたします。毎月の住民異動届により、実態の家族数に合うようするための条例改正でございます。

また、住民登録はないが、居所のある者については、申告になります。

工場・事業所等への広報活動と町内の就業状況の確認等と、実情把握の調査で、居所の実態の確認に努めたいと考えております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより本案についての質疑に入ります。質疑のある方発言願います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 多分、今、櫛田の工業団地なんかにおみえになっている方等が、ある程度対象になったりするんじゃないかと思えますけれど、今、このこういう該当されとる方は、何人ぐらいというのをつかんでいらっしゃるかということが1点と。それから大きな会社とか、そういう公のとはですね、数字については、つかめるかも分かりませんが、個人的な方については、そこら辺、どういう調査をされるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 姫鳥線とか、いろんな工事現場とか、それから今、おっしゃるような工場と。それから工場の中にある場合だったら、その工場、まあ上月の工業団地の場合は浄化槽になっておりますので、個人加入ですけれども、いろいろな形で実態、工場等に案内出したり、それからこちらがパトロールと言いますか、排水設備の接続工事とか、そういう形の中で実態を把握しながら進めて行くという格好をとっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） それと、今、尋ねた、大体の数っていうのは、今のところつかんでおるんですか。

下水道課長（寺本康二君） いや、数じゃなく、臨時用水でとらえているとか、いろんな形になりますから、例えば、空き家に入っている場合とか、そこら辺は、そのまま継続しているとかいう形で、申し訳ありませんが、実際のこっただけですという形までは至っておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 39 号「佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号「佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 43 . 議案第 40 号 佐用町個別排水処理施設設置管理条例の全部改正について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 43 に入ります。

議案第 40 号「佐用町個別排水処理施設管理条例の全部改正について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 40 号「佐用町個別排水処理施設設置管理条例の全部改正について」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、浄化槽の設置及び管理方式は、各 4 町とも、異なっておりました。

これを、合併協議で、合併後の浄化槽の設置は、補助金対応とし、20 人槽以下の一般家庭及び店舗事業所等は、「さわやか協議会」が、設置及び管理を受託し、旧、佐用町において町が設置した浄化槽及び、町への帰属浄化槽につきましては、起債償還等の国の財政法の制約上、町で管理のみの条例を制定すべきところを現行条例のとおり、新町の全町域を、町が設置から管理をするという、旧佐用町の条例内容として、新町の条例として、佐用町の条例内容を新町の条例として制定をしておりました。合併時に制定した条例を、合併協議で実施しているとおりの方針である管理条例に全部を改正する内容でございます。

条例・規則の内容は、公共下水道条例、コンプラ、農集の条例、他の市町村の合併浄化槽の条例等と比較検討し、さわやか協議会の管理する浄化槽との整合をはかり、個別浄化槽の管理条例を制定するものでございます。

この条例は、「旧佐用町の設置した浄化槽と、町に帰属した浄化槽」の管理条例となります。

ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入りますが、本案件についても、後ほどお諮りしますが、厚生常任委員会に付託することを含めございますので、お含みの上、質疑をお願いしたいとおもいます。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 40 号「佐用町個別排水処理施設管理条例の全部改正について」は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと求めます。よって、議案第 40 号「佐用町個別排水処理施設管理条例の全部改正について」は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 44 . 議案第 41 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 44 に入ります。

議案第 41 号「佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 只今、上程いただきました議案第 41 号佐用町、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この、条例は、昨年、18 年 3 月の第 6 回定例議会において、第 71 号議案で議決をいただいた、「佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例」とほぼ同じ内容で、「集合污水处理場の管理を一体させる」意味で、同じ趣旨で「汚水量の多い工場、事業所の放流水について、污水处理場の運転管理に不経済な負担をさせないように、放流水質の指導強化」と、「使用料金を規則で定める汚水量の多い事業所を従量制」に改正し、「汚水量と水質」に応じた、「適正な料金」とするため、「公共下水道条例と同様の料金体制」としようとするものでございます。現場工事事務所等についても、公共下水道条例と同じ、「臨時汚水料金」の内容で、改正をしております。また、「一般家庭の人数算定」においても、今回の「公共下水道条例の一部改正」と同じ内容の改正としております。

なお、公共下水道条例と異なる点は、処理場は、小規模であり、処理場毎に、処理能力と処理の方式が異なり、受け入れの汚水水質も汚水量能力においても、制約が個々に大き

く違っており、「町長が定める処理場毎の基準」で新規の受け入れの決定となります。

建設時の設計は、「汚水水質を一般家庭程度」と想定しており、これを超える場合は、「条例及び受け入れ協定書」等で指導し、良好で経済的な管理が出来るように、改正する条例であります。

なお、当初から、集合処理区の管理運営は、公共下水道条例同様と考えており、周知、指導をしてまいりましたが、公共下水道条例と同様に、平成 18 年 3 月に改正すべきところを、今回の改正となっておりますことを、お詫び申し上げます。

条例改正の適用は、平成 18 年 4 月 1 日適用としておりますが、今回の改正内容は、すでに、公共下水道区域同様に、周知させ、水質指導と料金についても、ご理解とご協力をいただいております。

改正により、徴収済みの実質料金の不利益は、生じません。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案についての質疑に入りますが、この案件につきましても、後ほどお諮りしますが、厚生常任委員会に付託する事の予定になっておりますので、その点、お含みの上、質疑を願いたいと思います。質疑に入ります。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 41 号「佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 41 号「佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 45 . 発議第 1 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 45 に入ります。

発議第 1 号「佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

お手元に配布いたしておりますので、事務局長より朗読させます。議会事務局長。

議長事務局長（岡本一良君） 発議第 1 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 19 年 3 月 5 日提出。提出者、佐用町議会議員、山田弘治。賛成者、佐用町議会議員、井上洋文。同じく、高木照雄。同じく、大下吉三郎。同じく、川田真悟。同じく、吉井秀美。

理由、佐用町課設置条例第1条、第2条及び佐用町行政組織規則第113条の改正により、佐用町議会委員会条例の各常任委員会の所管事項について整備するものである。以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。
発議に対する提出者の説明を求めます。15番、山田弘治君。

〔15番 山田弘治君 登壇〕

17番（山田弘治君） それでは、発議第1号委員会条例改正案の趣旨説明をいたします。
佐用町課設置条例第1条、第2条及び佐用町行政組織規則第113条が改正され、所管事務事項の変更になったことから、委員会条例第2条、別表第1を改正するものであります。
これにより、出納室を会計課に改め、スポーツ振興課に關すること及び住宅管理の所管に關することを削除する。
今回の改正で、スポーツ振興課に關することは生涯学習課に、住宅管理の所管に關することは建設課に移管し、各常任委員会の所管事務の変更はありません。
以上、趣旨説明といたします。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。
これより発議に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、発議第1号「佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、発議についての採決に入ります。
発議第1号「佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 日程46及び47につきましては、関連がありますので、一括上程することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしということでございます。

日程第 46 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 47 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(西岡 正君) それでは、諮問第 2 号及び 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、意見書を求めることについて議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めますが、町長につきましても、一括上程していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

議長(西岡 正君) それでは、ただ今上程いただきました諮問第 2 号また諮問第 3 号一括で説明をさせていただきます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてでございますが、現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町西徳久 893 番地の春名美彦氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となりますが、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

同じく、現在人権擁護委員として活躍いただいております、佐用町船越 620 番地の小紫秀真氏の任期が、本年 6 月 30 日をもって満了となりますが、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長(西岡 正君) この際、お諮りいたします。

本案については、諮問案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。

諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第 47、諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり同意されました。

議長（西岡 正君） 日程第 48 に入ります。

日程 49 号ないし日程 60 については一括議題としたいと思います。

議案第 42 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案の提出について。

議案第 43 号平成 18 年度国民健康保険特別会計補正予算案の提出について。

議案第 44 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案の提出について。

議案第 45 号平成 18 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案の提出について。

議案第 46 号平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案の提出について。

議案第 47 号平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提出について。

議案第 48 号平成 18 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案の提出について。

議案第 49 号平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提出について。

議案第 50 号平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案の提出について。

議案第 51 号平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案の提出について。

議案第 52 号平成 18 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算案の提出について。

議案第 53 号平成 18 年度佐用町水道事業会計補正予算案の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました、議案第 42 号ないし議案第 53 号を一括提案をいただきましたので、ご説明を申し上げます。

まず始めに、議案第 42 号平成 18 年度佐用町一般会計補正予算第 4 号につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,977 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 9,549 万 5,000 円に改めるものでございます。

歳入から申し上げます。町税は、滞納整理等精算見込によりまして 1,495 万円を増額、所得譲与税は、確定により 269 万 3,000 円を増額いたしました。地方交付税の普通交付税の調整分により 1,732 万 5,000 円増額をいたしております。分担金及び負担金では、精算見込によりまして分担金を 1,990 万 7,000 円減額、負担金につきましては、外出支援関係経費 195 万円を増額、農林水産業負担金は、三原揚水ポンプ工事関係で精算により 450 万円減額いたしております。使用料及び手数料も精算見込によりまして 1,205 万円減額いたしております。国庫支出金 8,654 万 6,000 円増額の主なものは、合併後の新しいまちづくり、住民サービスの確保のため緊急に必要な事業を実施するための合併補助金 1 億 8,000 万円を計上いたしております。また公立学校施設整備費の負担金補助金は振替清算見込み等により減額をいたしております。県支出金の主なものは、農林災害復旧事業・風倒木対策事業など精算見込により 1 億 2,900 万 3,000 円減額いたしております。財産収入の財産運用収入は、基金から生じます利子分を整理また土地賃貸料は、長谷盛土場分の精算によるものでございます。不動産売払収入 725 万 5,000 円の減額の主なものは、広山団地分を計上いたしておりますが、宅地造成特別会計に組替整理いたしましたので減額しております。寄附金は、事業費等の精算見込によりまして 501 万 1,000 円減額いたしております。繰入金の主なものは、南光ひまわり館の合併浄化槽改修に伴い 1,000 万円を繰り入れることといたしております。雑入では、佐用川河川障害物除去工事等残土処分投棄料 2 ケ年度分で 4,902 万 4,000 円が主なものでございます。町債は、情報通信基盤整備事業など精算

見込によりまして2億4,240万円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが歳入同様、精算見込によりまして整理いたしましたので、主なものにつきましてご説明申し上げます。総務費の合併体制整備事業費1億9,041万3,000円は、歳入で申し上げました合併後の新しいまちづくりを実施するため、南光支所改築工事・消防団統一制服及び図書館システム整備事業経費を計上いたしてはりましたが、繰越明許により平成19年度に事業実施いたします。自治振興費の報償費は、自治会長退任に伴う記念品代等を整理いたしました関係で862万5,000円を増額いたしております。選挙費の県議会議員選挙費は、本年4月8日執行されます事前経費等を計上いたしております。

民生費関係では、特別会計繰出金など精算見込により整理をいたしております。衛生費関係では、簡易水道事業特別会計などの精算見込により整理をいたしております。次に、農業費関係では、農地費で3,210万円を増額いたしております。主なものは、下秋里ほ場整備事業の増に係ります経費でございます。農産物加工センター運営費1,060万円の増額は、ひまわり館合併浄化槽改修に伴います関係経費。林業費関係では、町行造林災害復旧事業・風倒木対策事業など精算見込によりまして減額いたしております。土木費関係では、橋梁新設改良費で、平谷橋の清算及び双観橋撤去経費等の関係経費で2,447万3,000円を減額いたしております。消防費では、人件費かかる整理が主なものでございます。次に、教育費の事務局費では、三土中学校に係ります経費の整理、久崎小学校体育館施設整備の精算見込により施設整備費を4,574万9,000円減額いたしております。またのじぎく兵庫国体費も同様に整理いたしております。災害復旧費関係は、精算見込によりまして整理をいたしております。公債費の償還元金は、淡陽分の支払を変更いたしました関係で増額いたしております。諸支出金の公営企業出資金は、水道事業高料金対策繰出金が主なものでございます。基金費で1億7,905万3,000円の主なものは、財政調整基金に1億7,951万6,000円を積立ることといたしております。南光ひまわり館運営基金積立金は、指定管理者制度への移行の関係で整理をいたしております。次に、予算説明書第2条繰越明許の補正につきましては、4ページ第2表、繰越明許費補正は、総務費で合併体制整備事業経費1億9,041万3,000円を。農林水産業費では、中山間地域総合整備事業・農業用河川工作物応急対策事業の経費4,415万円を。災害復旧費は、農林水産施設、現年災害復旧事業経費6,500万円を平成18年度から平成19年度に繰越すものでございます。

第3条地方債の補正につきましては、5ページの第3表地方債補正内訳をご覧くださいと存じます。

以上が、佐用町一般会計補正予算18年度の補正予算の概要であります。

次に、議案第43号平成18年度国民健康保険特別会計補正予算3号について提案説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億2,784万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億5,180万1,000円とするものでございます。

事項別明細書により歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、総額1,238万1,000円を増額となりますが、滞納繰越分につきましては1,303万6,000円を増額を見込んでおります。国庫支出金の国庫負担金におきましては、説明欄に記載のとおり療養給付費分で267万5,000円の減、老人保健拠出分で3,325万4,000円の減、過年度療養給付費分255万3,000円の増、高額医療費共同事業負担金で246万6,000円の減額等により総額3,610万9,000円の減額となります。国庫補助金におきましては、普通調整交付金が992万9,000円を増額となります。療養給付費交付金では、退職者医療交付金として1億6,257万円の大幅な増額でございます。県支出金では、高額医療共同事業負担金で246万6,000円、財政調整交付金1,840万9,000円がそれぞれ減額となります。共同事業交付金につきましても1,066万円の減額となります。繰入金で

は、準備基金繰入金 974 万 5,000 円の増額を見込んでおります。

次に、歳出について説明をいたします。

第 15 款保険給付費の療養諸費におきましては、説明欄記載のとおり一般被保険者療養給付費で 5,329 万 2,000 円の増額、退職被保険者等医療給付費で 9,592 万 6,000 円の増額などにより 1 億 5,054 万 9,000 円の増額となります。老人保健拠出金については、2,437 万 1,000 円の減額となります。共同事業拠出金では、高額医療費拠出金で 1,015 万 6,000 円、保険財政共同安定化事業拠出金で 936 万 5,000 円がそれぞれ減額となります。諸支出金では、過年度分の療養給付費交付金等を精算により返還するもので 1,281 万 4,000 円を増額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の概要について説明を申し上げます。

続きまして、議案第 44 号平成 18 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 3 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定については既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ 8,336 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 16 億 19 万 2,000 円に改めるものでございます。

歳入より説明をいたします。

主なものは、介護保険料を 138 万円減額し、保険給付費のルールに基づき国庫支出金を 4,996 万 5,000 円、支払基金交付金を 2,163 万 1,000 円、繰入金を 4,032 万円それぞれ減額し、県支出金を 2,966 万 5,000 円増額するものであります。

続いて歳出を説明をいたします。

主なものは、通信運搬費の不用額 153 万 5,000 円、平成 20 年度から始まる後期高齢者医療制度に係る介護システム改修委託料不足額 336 万円、介護サービス及び支援サービス等の保険給付費の不用額 6,542 万 4,000 円、地域支援事業費の不用額 1,602 万 9,000 円であります。

次に、サービス事業勘定については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 444 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 516 万 9,000 円に改めるものでございます。

歳入につきましては、居宅介護サービス計画費の減によるサービス収入 444 万 9,000 円の減額であります。

歳出については、新予防給付ケアマネジメント委託料等不用額 540 万 7,000 円、一般会計への繰出し金 95 万 8,000 円の増額であります。

第 2 条においては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越す経費を定めております。

以上、介護保険特別会計補正予算の概要であります。

次に、議案第 45 号朝霧園特別会計補正予算第 3 号について提案のご説明を申し上げます。本年予算の歳入歳出予算の総額から、歳入支出それぞれ 368 万 1,000 円を減額し、総額を 1 億 2,691 万 4,000 円とするものでございます。

まず歳入では一般会計からの繰入金で 368 万 1,000 円を減額し、歳出では職員給与に関する人件費の内、時間外手当及び臨時職員賃金等を同額減額しようとするものでございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 46 号平成 18 年度佐用町簡易水道特別会計補正予算について提案の理由を申し上げます。

まず、第 1 条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 2,301 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 6 億 6,539 万 9,000 円といたしました。

次に、事項別明細について、歳入より説明をいたします。

分担金及び負担金においては、加入負担金 275 万円を追加、工事負担金を 251 万 5,000 円減額いたしました。使用料及び手数料においては、現年度分使用料を収納状況等を勘案して 1,308 万 2,000 円減額いたしました。前年度に比較し、月平均にして約 100 万円減収の状況であります。一般会計からの繰入金を 704 万 8,000 円減額をいたしました。諸収入において、姫鳥線建設に伴う配水管移設工事補償金 127 万 3,000 円の減額と石綿管除去工事補償金 299 万 3,000 円を追加いたしました。給水工事補助金を 259 万 2,000 円減額いたしております。町債においては、北部簡易水道拡張工事費の充当財源である、簡易水道事業債を 160 万円、過疎対策事業債を 150 万円減額をいたしております。

次に歳出の説明をいたします。

一般管理費においては、役務費では、郵便料及び振替手数料を 60 万円減額、委託料においては、中央監視システム調査委託料を 150 万円減額いたしました。補償補填及び賠償金では、水道管理設補償金 60 万円を追加いたしております。現場管理費においては 6 施設の維持管理費を調整し所要の補正を行いました。需用費では光熱水費 180 万円、修繕費 100 万円、医薬材料費 310 万円それぞれ減額いたしました。役務費では、テレメーター回線使用料等 80 万円の減額、委託料において移設工事設計委託料 38 万 8,000 円、施設清掃管理・ろ過地管理委託料 89 万 8,000 円、メーター検針委託料 41 万 8,000 円、水質検査量 210 万円及びメーター交換委託料 38 万 2,000 円それぞれ減額をいたしました。工事請負費では、給水工事費で 300 万円、石綿管除去費で 300 万円及び国道 179 号線桜橋改良工事に伴う配水管移設工事費 277 万 3,000 円それぞれ減額をいたしました。公債費では、起債償還利子 216 万 8,000 円を減額をいたしております。

以上、平成 18 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 47 号佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4,461 万 9,000 円を減額し 10 億 8,439 万 3,000 円と定めております。

まず、歳入の補正の内容は、使用料 716 万 5,000 円を追加し、分担金及び負担金 60 万円、一般会計繰入金 4,638 万 4,000 円、町債 480 万円を減額しております。

歳入の補正の主な理由は、使用料では、下水道への接続による利用者の増加、従量制料金等の見込み増、及び滞納使用料の収入増に伴う追加であり、負担金の減は、自宅の引き込み工事費の減であり、町債は、事業費の減、一般会計繰入金は、歳出減も含め調整をしております。

歳出におきましては、一般管理費で 978 万円の減額理由は、下水道台帳作成費の契約減 250 万円と 3 地区の下水道認可設計業務委託費の契約減 760 万円を減額し、現場管理費では、浄化センターの管理費 500 万円減額を含め、維持費経費を 1,050 万円減額をしております。

減額の主な理由は、5ヶ所の測定機器の年次点検等を効率的な一括発注等による契約減やマンホールポンプ場等の故障非常出動、悪水流入による対策経費や、汚水管の洗浄経費が工場等の排水指導等により節約できたことによる、不用額でございます。建設改良費では、明許繰越費で、19 年度に繰越施行する予定の佐用雨水排水工事に必要な予算に不足する工事請負費 601 万 2,000 円を追加し、下水道事業実施設計委託料 1,200 万円、処理場建設工事委託金 1,892 万円を減額いたしております。処理場建設工事委託金の減は、上月浄化センター建設を下水道事業団に委託している委託料が、入札減等による不用額であります。実施設計委託料の減は、当初コンサル委託を計画しておりましたが、中央監視装置、雨水管渠工事の一部を職員で設計したこと、及びその他委託設計委託の契約減でございます。

第 2 条において、繰越明許費として 3 月国庫補助事業の追加を受けて、佐用地区の雨

水排水路工事 2,770 万円を計上し、早期発注を予定をしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に議案第 48 号佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 2 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 347 万 1,000 円を減額し、3 億 9,446 万 8,000 円と定めております。

まず歳入の補正の内訳は、使用料 506 万 8,000 円を追加し、分担金及び負担金 180 万円を減額、歳出の減を含め調整し、一般会計繰入金 673 万 9,000 円を減額しております。歳入の補正の主な理由は、使用料では、下水道への接続による利用者の増加、従量制料金の見込み増、臨時料金等に伴う使用料金の増加と滞納使用料の収入増であり、工事負担金の減は、受託の公共ます設置予定工事費の減であります。

歳出においては、浄化槽管理費で 80 万 1,000 円を追加し、集落排水施設管理費で 427 万 2,000 円を減額しています。浄化槽管理費の追加はプロア等の修理、交換委託料の増に伴う不足額と、消費税の不足額でございます。処理場管理費の減額の主なものは、維持経費の節約による減額と新規汚水管増設経費、公共ます引き込み工事請負費の減による不用額 300 万円でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正第 2 号の概要でございます。

次に、議案第 49 号平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 3 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 18 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 3 号の補正は、県支出金の追加補正と予算調整をし、18 年度の公園運営管理の充実を図ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6 万円を減額し歳入歳出予算の総額を 2 億 1,465 万 4,000 円といたしております。

まず歳入では、西はりま天文台公園指定管理料である委託金を人件費の減額と運営費の追加調整で 52 万 1,000 円増額、一般会計からの繰入金は、人件費相当分 58 万 1,000 円を減額いたしております。

一方、歳出におきましては、社会教育費の報酬、職員手当等の減額 354 万 6,000 円、園内整備に伴う賃金、施設内整備工事、備品購入費等の追加額 348 万 6,000 円でございます。

以上、平成 18 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 50 号平成 18 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号につきましてご説明申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 296 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2,814 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入より説明をいたします。診療収入 280 万 2,000 円、基金積立金利子 6,000 円、歯ブラシ売り上げ収入 45 万円をそれぞれ減額し、前年度からの繰越金 29 万 6,000 円を増額するものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。主なものは、歯科医師報酬不用額 48 万円、臨時職員賃金不用額 152 万 8,000 円、歯科技工委託料不用額 45 万円でございます。

以上が、歯科保健特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第 51 号平成 18 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算第 2 号につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の収入支出予算の総額に収入支出それぞれ 135 万 3,000 円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1 億 1,011 万 6,000 円とするものであります。

それでは 4 ページの補正予算内訳明細からの説明をいたします。

まず収益的収入及び支出の業務勘定収入では、受取補助金で102万円を減額し、受取奨励金で17万7,000円、事務費賦課金で26万円それぞれ減額をしております。その内訳は、事業費用減による受取補助金の減額、活動強化事業費助成金等の減額、家畜共済引受金に伴う事務費賦課金の減額などが主なものでございます。

支出では、一般管理費118万6,000円の減額は、手当等事務費の精査による減額が主なものであります。

以上、平成18年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、議案第52号平成18年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第1号につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ11万5,000円を増額し、補正予算総額を、歳入歳出それぞれ391万5,000円と定めております。

内訳であります。歳入では、前年度繰越金の精算金11万5,000円増額しております。

歳出では、予備費に11万5,000円を計上いたしております。

以上、石井財産区特別会計の補正予算の概要でございます。

最後になりますが、議案第53号平成18年度佐用町水道事業会計補正予算第2号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、第2条水道事業収益の営業収益で消火栓維持修繕に伴う一般会計負担額を25万円減額し、営業外収益の高料金対策一般会計繰入金131万9,000円及び基礎年金拠出分一般会計繰入金4,000円を追加するものであります。

支出では、水道事業費の営業費用で、大酒浄水場流量計回路落雷保護対策工事費133万4,000円を追加補正するものでございます。

第3条では資本的収入、他会計負担金の新設消火栓設置工事負担額150万円を減額し、資本的支出、建設改良費の新設消火栓設置工事不用額150万円を減額補正するものでございます。内容の詳細につきましては、予算実施計画補正、資金計画、収入及び支出見積基礎の補正を添付いたしておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

以上で、議案第42号から議案第53号まで平成18年度の各会計の補正予算の概要につきましてご説明を申し上げます。慎重審議をいただきまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 議案第42号ないし議案第53号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ここであらかじめお諮りをいたします。本日の会議を時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。

ただ今議題にしております、議案第42号ないし議案第53号議案につきましては、3月8日一般質問終了後、引続き本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 61 . 日程第 62 ないし日程第 76 について

議長（西岡 正君） 日程第 61、続いて日程第 61 に入りますが、日程第 62 号ないし日程第 76 については一括議題としたいと思います

議案第 54 号平成 19 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 55 号平成 19 年度国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第 56 号平成 19 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第 57 号平成 19 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 58 号平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 59 号平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 60 号平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 61 号平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 62 号平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 63 号平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 64 号平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 65 号平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 66 号平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 67 号平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 68 号平成 19 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました平成 19 年度の佐用町一般会計並びに各特別会計予算案のご審議をお願いするにあたりまして、まず所信の一端を申し述べさせていただきますと思います。

昨年は、合併後の新佐用町にとって、新しいまちづくりの基礎をつくるために非常に多くの課題を抱えた大変重要な一年でありましたが、議員各位をはじめ町民の皆様の深いご理解とご協力によりまして、一步一步ではありますが、安定した行政運営の確立と新町まちづくりを進める体制が出来つつあると考えております。

一方地方財政は大きな転機を迎えており、地方分権を推進するため、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の減額を一体的に行って、国と地方の財政構造を見直す三位一体改革、財政健全化に向けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に沿って、歳出歳入一体改革に正面から取組み、国が示しております「平成 23 年度国と地方の基礎的収支の黒字化」に向け、国の取組と歩調を合わせ、人件費、投資的経費、一般行政経費の見直しを図りながら、財政健全化に向けて取組まなければなりません。今後さらに町財政が厳しさを増していくなかで、安心して仲良く暮らせる住みよい『まち』を築いていくために、その厳しさを正しく理解し、町民みんなで分かち合いながら、一層の努力を続けていかなければなりません。

合併 3 年目を迎える今年は、まず行財政改革を着実に進め、財政の安定化を図りながら、活力ある佐用町の基盤をつくるために、新町建設計画の重要案件の具体化にも積極的に取組んでまいり所存でございます。新しい佐用町の歴史は始まったばかりであり、多くの課題が山積しておりますが、「協働のまちづくり」の理念のもと地域づくり協議会を中心に、

佐用町に住む人々や、働く人々が充実した人生を過ごせるように、住民一人ひとりが新しい自分の故郷をつくる意欲に燃え、ご活躍いただきたいと願っております。

私も皆様とともに、まちづくりの歩みを進めるため、合併効果を町民と行政が一体となって最大のものにするため第1に地方分権社会にふさわしい組織体制を構築し、町民ニーズ、地域特性、社会経済情勢の変化に応じたまちづくりを主体的に進めていくためには、主要事業の策定にあたって、将来を展望した長期的視野に立ち、各地域の課題を把握したうえで地域の特性を生かせるような事業を効果的に展開しなければなりません、また、合併協議会における事務事業の未調整事項を早急に整理するとともに、新町の一体感の醸成を図るための施策をソフトハード両面から実施しなければなりません。本年度の計画では、地域づくり協議会の醸成また平成18年度から取り組んでおります、情報通信基盤整備や自治会要望等の関連事業、町道等の改良舗装などを計画、農林業・商店街活性化のための後継者支援、平成16年台風による風倒木対策の早期解決に向けて、町民の皆様の協力を得ながら実施してまいります。

第2は急速に進展する少子高齢化社会への対応であります。人口の減少や若年世代の減少は、財政規模の縮小や財政負担の増加など様々な課題をもたらすこととなります。高齢者の生活支援や介護福祉医療分野にかかる人材や財源の確保、子育てしやすい環境づくり、少子化若年層流出の抑制などの施策やサービスの展開として、乳幼児医療費制度を小学校終了まで拡充、妊婦健康診査の前後期支援や不妊治療補助など医療費の軽減を図ります。また、佐用保育園の改築に向けての基本計画作り、上月小学校においては、屋内体育館の改修及び校舎の耐震補強、また多動性障害等の児童等の支援として、スクールアシスタントによる特別支援教育推進、また放課後こども教室などの事業を展開してまいります。

第3は生活圏の拡大への対応と広域的視点に立った施策の推進であります。町民の通勤や買い物などの「公共交通の充実」のため、JR姫新線高速化事業、また地方バス等公共交通維持確保のため、路線バス乗車数向上のための回数券の販売、さよさよ外出支援などに取り組んでまいります。

第4は、先ほど述べました財政安定化への取組であります。地方自治体はこれまで以上に厳しい財政環境に直面しており、これを乗り切るためには、平成18年度策定の「行財政改革推進プラン」に基づき、行政のスリム化効率化を一層徹底しつつ、事務事業の仕分け見直しを行い、危機的な財政状況にあることを職員全員が認識し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要であり、経常的経費の削減、地方債発行につきましても、合併特例債や過疎債等の地方交付税算入が有利なものを優先的に考え、後年度負担、将来の負担比率の抑制により、経常収支比率の改善を図ることが、課題解決の第一歩であると考えております。まず、国の予算であります。平成19年度国の予算等の方針につきまして、政府は、昨年12月1日「平成19年度予算編成の基本方針」を閣議決定するとともに、12月19日に「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本態度」を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成19年度予算の概算を閣議決定をされました。

その内容の地方財政についての方針は、国と地方の信頼関係を維持しつつ「基本方針2006」に沿って、平成19年度においても、国の取り組みと歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制する。国地方の財政状況を踏まえつつ、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る。地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税等の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を平成19年度から実施。また簡素な新しい基準による交付税の算定方式を平成19年度から導入。地方の自己規律による財政健全化を促すため、新たな再生制度の整備に向けた取り組みを進める。地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のた

めの指針」等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組むなどであります。

このような方針に基づいて編成された平成 19 年度の一般会計予算の規模は、82 兆 9,088 億円前年度比 4 パーセント増で一般歳出は、46 兆 9,784 億円前年度から 1.3%増となった予算であります。中でも、交付税特別会計における借入金残高が約 53 兆円にも達する状況を踏まえ、地方財政の健全化に資するため、新規借入を廃止し、既往の借入金について、国地方の負担区分に応じてそれぞれの償還責任を明確にするとともに、計画的な償還を開始することとなり、地方交付税の総額は 15 兆 2,027 億円前年度比 7,045 億円、4.4 パーセント減となっております。

平成 19 年度の予算編成に当って、このような状況を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、公平で安心な高齢社会、少子化対策等の地域課題に取り組むとともに、新たな課題に対応しながら、まちづくり計画等に基づいてさまざまな事業を展開しなければなりません。しかしながら合併によって財政状況が好転したわけではなく、合併による財政的な効果はすぐには現れず、今よりも厳しい財政状況が、当分続くと予想されます。健全財政の維持は合併後の大きな目標であり、新町のまちづくり計画の実現と併せて短期間で達成しなければならない課題であります。限られた財源の重点配分によって効率的な財政運営を行わなければなりません。

以上の基本的考えに基づき、財源確保が非常に厳しい状況であります。限られた財源で諸施策に渡っての予算編成をいたしました。

それでは、平成 19 年度予算でございますが、一般会計並びに 13 特別会計の予算総額は、227 億 9,379 万 7,000 円、水道事業会計の収入額は 2 億 1,453 万 8,000 円、支出額は 3 億 3,999 万 4,000 円となりました。

まず議案第 54 号佐用町一般会計予算案の提出について提案のご説明を申し上げます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 127 億 745 万円といたしております。

それでは、歳入につきましてご説明をいたします。

町税につきましては、新設科目といたしまして入湯税の名目予算を計上、個人町民税は、平成 19 年に行われる 3 兆円規模の所得税からの個人住民税への税源移譲は、地方分権三位一体改革の一環として、納税者の多くは、平成 19 年 1 月から所得税が減少し、同年 6 月から減少相当分の住民税が増加することなどによりまして、町税の総額は 23 億 2,274 万円前年度比 2 億 6,487 万 6,000 円 12.9 パーセント増となっております。次に、地方譲与税や交付金関係は、前年度の譲与交付見込みなどに基づきまして、地方財政計画等、見込み数値を基礎に計上いたしております。なお前年度比率は当初比較で申し上げます。

自動車重量譲与税は 8.8 パーセント減の 1 億 3,310 万円、地方道路譲与税は 8.3 パーセント減の 4,860 万円を計上いたしております。利子割交付金は 12.3 パーセント減の 1,280 万円。配当割交付金は 109.3 パーセント増の 900 万円。株式譲渡所得割交付金は 39.4 パーセント増の 990 万円。地方消費税交付金は 6.4 パーセント減の 2 億 130 万円。ゴルフ場利用税交付金は 27.3 パーセント増の 6,490 万円。自動車取得税交付金は 5.4 パーセント減の 1 億 3,710 万円。地方特例交付金は 82.5 パーセント減の 890 万円。特別交付金は、恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成 18 年度を以って廃止されたことに伴う経過措置として設けられた交付金で平成 19 年度から平成 21 年度までの交付期間 3 年で、本年度 790 万円を計上いたしております。歳入に大きなウエートを占めます地方交付税は、17 年度国調人口などが基になります「補正の数値」の変更が予想され、地方財政計画では、4.4 パーセント減であります。対前年度当初比較で 1.3 パーセント増の 48 億 7,866 万 1,000 円を見込んでおります。交通安全対策特別交付金は 500 万円を見込んでおります。分担金及び負担金は 2 億 601 万 8,000 円、主なものは、昨年度から進めております情報通信網加入に係ります佐用上月地域の分担金、中山間地域総

合整備事業の農道、獣害防止柵事業などの関係経費分担金や児童福祉施設負担金、老人保護措置費施設費負担金や外出支援サービス利用負担、にしはりま環境事務組合負担金などでございます。使用料及び手数料は2億8,160万5,000円、主な使用料は、福祉施設関係使用料、キャンプ場使用料及び町営住宅使用料や町民プール使用料、手数料関係では戸籍手数料、し尿処理手数料やごみ処理手数料などでございます。国庫支出金は5億5,135万4,000円、児童手当関係の負担金、障害者支援費負担金また地域情報通信基盤整備推進交付金、上月小学校体育館整備事業等の補助金などが主なものであり、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金は、グループホーム施設及びデイサービス等の施設補助金などでございます。県支出金は9億2,841万3,000円で県負担金関係では、児童手当負担金、軽減保険税負担金や障害者福祉費負担金、補助金は、地域情報通信基盤整備に係りまず電気通信基盤格差是正補助金、医療費関係の補助金など農林水産業費関係では、中山間地域総合整備事業補助金や風倒木対策事業補助金、民有林林道開設事業補助金、農林水産施設災害復旧費補助金として1億3,808万3,000円を計上、委託金では、本年4月8日実施されます県議会議員選挙また参議院議員通常選挙に係りまず委託金、県営地籍調査事業委託金などが主なものでございます。財産収入5,187万円の主なものは、財産貸付収入は、雇用促進住宅駐車場代、幕山にあります風倒木置き場貸付などまた利子及び配当金は基金から生じます利子分を計上、土地開発基金運用収入は長谷盛土場に係りまず土地賃貸料などが主なものでございます。寄附金は、1,046万4,000円で山村振興対策事業分1,000万円が主なものでございます。繰入金は11億1,052万2,000円で、財政調整基金10億2,000万円の繰入、減債基金は、平成15年度から平成19年度まで5ヵ年度計画に基づき5,000万円の繰入、公共施設整備基金から農道舗装単独事業分に係りまず経費3,500万円を繰入るものでございます。繰越金1,000円の名目予算。諸収入1億4,030万2,000円、延滞金加算金及び過料は100万円、町預金利子は200万円、受託事業収入は、他市町から町立保育園へ受け入れます民生受託事業収入、土木費受託事業収入は円応寺橋梁改良事業県負担分、貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金などの貸付金元利収入379万9,000円、雑入は1億2,624万7,000円を計上いたしております。町債総額は15億8,700万円で総務債は9億9,090万円で、そのうち臨時財政対策債4億3,900万円、佐用上月地域に係る情報通信基盤整備事業債に4億9,150万円、また姫新線高速化事業債6,040万円を計上、農林水産業債7,660万円で、県営ため池整備事業債1,680万円、また三日月本郷線林道開設事業債2,330万円、風倒木対策事業債3,650万円を計上、土木債2億9,560万円のうち道路新設改良事業債2億9,200万円は、過疎対策事業債で大畑線外2路線、合併特例事業債で、円応寺橋梁や町道改良分を計上、また坊・弦谷地域の急傾斜地崩壊対策事業債360万円、消防債3,510万円は、タンク付消防ポンプ自動車購入に係りまず過疎対策事業債でございまず。教育債1億8,850万円は、上月小学校体育館建設、同小学校耐震事業などに係りまず合併特例事業債、農林水産施設災害復旧事業債30万円を計上いたしております。

次に歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

議会費関係では、録音装置備品購入経費が主なものでございます。

総務費、総務管理費関係の一般管理費では、書庫の整備に伴いますスチール棚の備品購入経費。財産管理費では、中安農業倉庫解体経費や各公共施設光ファイバー引き込み等の工事費470万円、公用車購入3台分経費を計上。企画費では、路線バス利用促進と乗車密度を2人以上に保ち県補助を受けながら公共バス路線を存続するための、路線バス回数券購入経費450万円、JR姫新線高速ディーゼル化運行に向けた関係経費、播磨高原広域事務組合負担金のうち、こぶし苑の企業庁借入に係る経費を平成19年度から平成21年度まで3ヵ年で支払うため、本年度は2,523万7,000円を計上いたしております。まちづくり振興費では、合併後の佐用町の均衡ある発展と活力溢れる「住民と行政の協働による自立

したまちづくり」を推進する地域づくり協議会等の活動助成関係経費 1,841 万円を計上。支所及び出張所費では、三日月支所のオール電化に向けエアコン整備などの経費 999 万 4,000 円を計上。情報通信基盤整備事業費 8 億 3,819 万 5,000 円で佐用上月地域の情報基盤整備事業などの関係経費を計上。徴税費関係では、賦課徴収費で平成 21 年の評価替えに伴います不動産鑑定評価等の経費 1,901 万 1,000 円を計上。選挙費では、本年 4 月 8 日執行の県議会議員選挙経費や参議院議員選挙経費を計上。統計調査費では、指定統計費で工業統計・商業統計調査等の関係経費を計上いたしております。次に、民生費でございますが、高齢者福祉費では、外出支援サービス事業経費、また敬老会は、本年自治会が主催となりますので助成金 781 万 1,000 円を計上、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金は、グループホーム施設等サンホームみかづき・佐用共立病院への補助金でございます。障害者福祉費で、西播磨児童デイサービス事業に係ります建設費運営費の負担金 1,021 万 5,000 円を計上。老人福祉センター運営費は、雨漏り対策の屋根工事とエアコン修繕関係経費 3,700 万円を計上。児童福祉費、児童福祉総務費で乳幼児医療費制度の小学校終了までの拡充によりまして 4,250 万円を計上。また児童措置費では、0 歳から 3 歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律 1 万円へ増額するための経費。保育園費は 12 園にかかる経費及び佐用保育園建設に向けての基本計画用地測量等関係経費 450 万円を計上いたしております。次に、衛生費の予防費は、昨年同様に予防接種、がん検診や町ぐるみ検診を実施することといたしております。母子衛生費では、妊婦健康診査の前期後期少子化対策として町単独事業不妊治療支援補助金 30 万円を計上。清掃費では、にしはりま環境事務組合負担金 4,527 万 4,000 円が主なものです。塵芥処理費では、ごみ収集パッカー車輛更新に伴います購入経費 650 万円を計上、またし尿処理費を合わせた修繕料は 7,200 万円余りでございます。下水道費は、さわやか協議会負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金などが主なものであります。次に、農林水産業費、農業振興費では、特産品開発、農作物特産定着化対策補助、また土づくりセンターのダンプ車輛購入運営助成、水田農業元気アップ事業補助金として家内、小赤松、大酒地域のコンバイン購入補助 418 万円を計上。農地費では、三日月井堰改修事業測量調査関係経費、町単独土地改良事業として下秋里ほか改良事業経費、また菖蒲谷新池ほか県営ため池事業負担金などを計上。中山間地域総合整備事業費では佐用地区農道舗装事業経費や獣害防止柵事業経費などを計上、また山村振興対策事業費におきましても、三原新宿等の獣害防止柵事業経費を計上いたしております。基盤整備促進事業費は、大坪地区のほ場整備事業関係経費を計上。地籍調査事業費は、横坂・宗行地区、皆田地区や漆野地区及び上本郷地区の地籍調査関係費を計上いたしております。農産物加工センター運営費は、精油ろ過機購入経費を計上いたしております。林業費、林業総務費としては、佐用・南光地区町行造林災害跡地 13 ヘクタールの造林経費や大型獣処理委託料・有害鳥獣駆除活動補助金などが主なものでございます。林業振興費では、森林災害復旧事業、面積約 115 ヘクタール指定被害地造林事業、面積約 63 ヘクタール、被害地造林事業、面積約 81 ヘクタールなど風倒木に係ります関係経費 1 億 6,756 万円を計上いたしております。またみどり税事業として緊急防災森林整備事業、間伐の約 60 h a 分を計上。治山事業費では、高野、船越、大日山の 3 地区分に係る事業経費を計上いたしております。次に、商工費、商工業振興費では、佐用郡内の 4 商工会への助成金、郡商工会連絡協議会助成金が主なものでございます。観光費では、南光自然観察村の木橋架け替え、非常時等の場内放送設備工事関係経費やふるさと夏まつり事業補助金などの経費を計上いたしております。商店街活性化・強化活動支援事業費では、後継者育成支援事業に対する助成金が主なものでございます。次に土木費、土木総務費では、町内 4 箇所、坊・弦谷・三ツ尾・佐用の急傾斜地崩壊対策事業負担金、土地開発基金繰出金は、基金利子と長谷盛土場賃借料分に係る経費を計上いたしております。道路橋梁総務費では旧 4 町を包括した

新佐用町の道路台帳整備経費、土木積算機器保守管理並びに事務機器リース料などの関係経費を計上いたしております。道路維持費では、18年度実施いたしました、自治会要望課題等、通行の安全・安心確保のため道路維持修繕並びに工事請負費等で5,000万円、道路緑地帯等管理委託料で400万円、また冬季に備え凍結防止剤等の購入及び配布委託等などを計上いたしております。道路新設改良費では、集落課題、循環型社会拠点整備等、町道30路線に係る工事請負費3億3,515万円、その内9路線に係る測量登記委託料・公有財産購入費・補償補填等で2,780万円の工事関係経費を計上いたしております。交通安全施設整備費では、道路通行の安全性を高めるための措置として工事請負費554万円を計上いたしております。橋梁新設改良費では、平成20年度工事着手を目指して佐用地域の円応寺橋改良に伴います、測量調査委託料1,870万円を計上。中国横断道姫路鳥取線建設関連事業費は、地元関連事業として佐用地区における工事請負費、土地購入費及び物件移転補償等の関係経費を計上いたしております。河川総務費では、河川内の美化及び通水断面確保のための河川清掃工事請負費2,700万円を計上いたしております。下水道費、上水道費、及び公共下水道費は、播磨高原広域事務組合等への繰出金でございます。住宅管理費は、町営住宅498戸に係ります管理経費で、消防法改正に伴い昨年同様に火災報知器設置経費、山王住宅駐車場の舗装・下水道接続工事、光ファイバ屋内配線等の関係経費を計上いたしております。次に、消防費、常備消防費では、備品購入費で、水槽付き消防ポンプ自動車更新整備を計画いたしております。非常備消防費は、団長以下の団員報酬及び退職消防団員報償金、また委託料で、播磨科学公園都市分の消防業務を赤穂市消防本部に委託しております関係経費1,634万8,000円を計上しております。災害対策費は747万7,000円を計上いたしております。次に、教育費、事務局費では、私立幼稚園振興助成金、三土中学校事務組合負担金と同中学校に係ります地方交付税宍粟市配分金などが主なものでございます。特別支援教育推進費は、多動性障害等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行うためのスクールアシスタントを配置し、指導等の補助活動経費386万円計上いたしました。小学校費、学校管理費では、10小学校に係る教員用パソコン140台を配備するためのリース料、上月小学校に係るグラウンド整備実施設計経費、また江川小学校放送設備更新などの経費を計上いたしております。通学対策費では、利神小学校スクールバス運行委託経費、5小学校に係る通学助成関係経費を計上いたしております。小学校施設整備費では、上月小学校体育館建設事業・同小学校校舎耐震補強に係ります経費2億8,731万9,000円を計上いたしております。次に、中学校費、学校管理費では、4中学校に係ります管理経費、工事請負費は、佐用中学校の窓枠補強、上月中学校の机天板取替えなどの整備関係経費を計上。通学対策費はスクールバス運行経費や通学助成の自動車購入助成。109名分を計上いたしております。社会教育総務費では、子ども歌舞伎育成会負担金など地域でこれまで取組まれております活動助成金、負担金などを計上いたしております。生涯学習振興費では、放課後子ども教室事業経費、また各種講座や美術展など生涯にわたる学習関係経費を計上いたしております。図書館費は、利用者の要望に応えることができる基本的な各種資料の提供や図書館講座の開催などの経費を計上いたしております。さよう文化情報センター運営費では、ホワイエ内の階段手すり増設修繕工事など200万円を計上いたしております。上月文化会館運営費では、冷暖房の配管等老朽化による、各部屋個別対応のエアコン購入経費を計上いたしております。保健体育総務費では、体育協会補助金、町民体育祭運営委託料やマラソン大会に係ります経費を計上いたしております。スポーツ公園運営費は9施設に係ります管理関係経費を計上。体育館運営費は、上月ほたるドーム、勤労者体育センターほか3施設管理経費でございます。学校給食費では、幕山、上月、久崎小学校に係る管理経費また給食センター運営費は、佐用、南光、三日月給食センター管理経費を計上いたしております。次に、災害復旧費は、金谷池・空

山池 2ヶ所の関係経費を計上いたしております。次に、公債費は、元利償還関係経費 20 億 8,510 万 5,000 円。諸支出金、普通財産取得費 11 万 8,000 円は、昆虫館観察ゾーンに係ります。県町土地開発公社返還利子分、公営企業費 2,120 万円。基金費 1,574 万 1,000 円は、各基金から生じます。利子分を計上いたしております。

予備費 1,000 万円であります。

6 ページから 9 ページにかけての第 2 表、地方債 15 億 8,700 万円の内訳につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率を記載いたしておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上が、一般会計予算の概要説明と合わせ、予算編成にあたっての方針を述べたところでございます。

続きまして、特別会計を説明させていただきます。

議案第 55 号、ただ今上程いただきました、議案 55 号平成 19 年度国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の理由のご説明を申し上げます。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 億 1,540 万円で前年度対比 2 億 7,890 万 8,000 円、約 15 パーセントの増であります。

事項別明細書により、歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分では「医療給付費分」及び「介護給付費分」の現年度分と滞納分併せて 3 億 7,951 万 5,000 円でございます。退職被保険者分は、同じく合計で 1 億 3,041 万 4,000 円でございます。国庫支出金の療養給付費等負担金は、説明欄に記載のとおり療養給付費分 2 億 1,906 万 4,000 円。老人保健拠出金分 1 億 3,390 万 6,000 円で合計 3 億 5,297 万円でございます。療養給付費等負担金は介護納付金分で 3,342 万 7,000 円でございます。普通調整交付金 1 億 2,412 万 7,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の一般被保険者分、老人保健医療費拠出金及び介護給付費納付金に対する調整交付金でございます。療養給付費等交付金 6 億 3,116 万 1,000 円は、療養諸費、高額療養費、移送費の退職被保険者分でございます。県支出金の県財政調整交付金は、国庫支出金の普通調整交付金と同様の内容で、7,955 万 2,000 円でございます。共同事業交付金の高額療養費共同事業交付金 2,773 万 6,000 円、保険財政共同安定化事業交付金 1 億 6,039 万 2,000 円は、いずれも同額を拠出金として支出するものでございます。繰入金の一般会計繰入金は、ル・ルに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、内容は説明欄に記載のとおりで合計で 1 億 5,001 万 8,000 円でございます。準備基金繰入金は、2,313 万 4,000 円でございます。

続いて、歳出について説明をいたします。

職員にかかる人件費関係については省略させていただきます。

総務費では、役務費において、保険証の更新を配達記録郵便により行っていました。19 年度は従来のように、各地域に向いて更新を行うよう計画しており、郵便料を約 150 万円減額をいたしております。委託料では、後期高齢者医療制度に伴うシステム開発委託料として、300 万円を計上いたしております。保険給付費の一般被保険者療養給付費は 6 億 2,044 万 3,000 円、退職被保険者等療養給付費は 6 億 2,569 万 9,000 円。20 目の一般被保険者療養費は 466 万 2,000 円。退職被保険者等療養費は 505 万 3,000 円でございます。審査支払手数料は連合会への審査手数料で 343 万 7,000 円でございます。高額療養費では一般被保険者高額療養費で 6,284 万 2,000 円。退職被保険者等高額療養費で 4,340 万 1,000 円を計上いたしております。出産育児一時金は 20 件、700 万円を見込んでおります。葬祭諸費は、200 件分、500 万円でございます。老人保健拠出金は、医療費拠出金が 3 億 9,384 万 4,000 円。事務費拠出金が 807 万 8,000 円でございます。介護納付金は 9,831 万 8,000 円を計上いたしております。共同事業拠出金は歳入で説明しましたように、高額医療費拠出

金 2,773 万 6,000 円。保健財政共同安定化事業拠出金 1 億 6,039 万 2,000 円、歳入と同額を計上いたしております。保健事業費は総額 565 万 1,000 円で委託料において、特定検診等実施計画策定業務委託料として、300 万円を計上いたしております。予備費は前年度同様に 1,000 万円を計上いたしております。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 56 号佐用町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34 億 4,326 万 4,000 円といたしております。本会計の予算総額は、昨年とほぼ同額といたしております。

まず歳入より説明をいたします。本会計の歳入の約 50 パーセントを占める支払基金交付金は、17 億 2,690 万 2,000 円となり国庫支出金は、11 億 4,400 万 1,000 円。歳入に含める割合は、33 パーセントで、続いて県支出金は、2 億 8,600 万 1,000 円。また繰入金は、ルールに基づく一般会計よりの繰入金 2 億 8,635 万 4,000 円を計上いたしました。また繰越金及び諸収入は、いずれも名目予算のみであります。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

高齢者の皆さんに係る医療費を医療諸費として、昨年度とほぼ同額の 34 億 4,325 万円を計上いたしました。その他の費目は、名目予算のみを、また予備費は 1 万円を計上いたしております。

本特別会計の老人保健制度は、平成 20 年 4 月より新たに創設される県内全市町村で構成する広域連合での後期高齢者医療保険制度への移行が既に決定をされ、その本格的な人事も始まっております。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第 57 号平成 19 年度介護保険特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

第 1 条で事業勘定の歳入歳出予算総額を 16 億 6,126 万 4,000 円、サービス事業勘定の歳入歳出予算総額をそれぞれ 838 万 6,000 円と定めております。

まず、事業勘定の歳入より説明をいたします。

主なものは、第 1 号被保険者保険料 2 億 2,994 万 3,000 円、国庫支出金 3 億 9,142 万 6,000 円、支払基金交付金 4 億 7,443 万 4,000 円、県支出金 2 億 3,744 万 3,000 円、一般会計・介護給付費準備基金等からの繰入金が 3 億 2,774 万 1,000 円といたしております。

続いて、歳出をご説明いたします。主なものは、電算システムの保守点検等の委託料 284 万 2,000 円、主治医の意見書料 521 万 9,000 円、介護認定審査会委員報酬 300 万円、地域包括支援センター電算システムリース料 177 万 5,000 円、介護サービス等諸費 13 億 4,663 万 1,000 円、支援サービス等諸費 7,360 万円、高額介護サービス等費 2,220 万 4,000 円、特定入所者介護サービス等 7,027 万 4,000 円、地域支援事業費 2,753 万 4,000 円、予備費 300 万円であります。

続いて、サービス事業勘定の歳入についてご説明いたします。

居宅の介護及び支援のサービス計画作成費のサービス収入を 838 万 6,000 円といたしております。

次に、歳出であります。新予防給付ケアマネジメント委託料として 501 万 8,000 円、一般会計への繰り出し金が 336 万 8,000 円であります。

第 2 条においては、地方自治法第 253 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を定めております。また第 3 条においては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定による歳出予算の流用を定めております。

以上で介護保険特別会計予算の概要でございます。

次に議案第 58 号朝霧園特別会計、

〔「休憩しませんか」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

町長（庵逄典章君） もう、時間もない、

議長（西岡 正君） 思ったんですけどね、これだけ、ちょっと提案してもろてから休憩しようかなと思ひよったんです。

町長（庵逄典章君） ここの会計だけ、ちょっと、もう読ませてください。

議長（西岡 正君） もう少しだけ。

町長（庵逄典章君） もう後少しですから、どうも。

朝霧園特別会計予算についての提案の説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,857万5,000円といたしております。

まず歳入よりご説明をいたします。施設入所者にかかわる事業収入を1億1,649万7,000円とし、一般会計よりの繰入金金を1,099万1,000円といたしております。また諸収入108万6,000円は、短期宿泊事業の費用負担分及び食事代等を計上いたしました。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

民生費の内、一般管理費では、施設職員に係わる人件費を主なものとして9,353万4,000円を、運営費では、施設管理費及び入所者に係わる食事材料費など3,500万1,000円を計上いたしております。前年度当初予算に比べて323万5,000円の減額となっておりますが、主なものは、職員給与の見直しによる削減分でございます。

以上、簡単でございますが、朝霧園特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第59号平成19年度佐用町簡易水道事業特別、

議長（西岡 正君） 町長、暫く休んでもらえますか。

町長（庵逄典章君） ああそうですか。

議長（西岡 正君） 申し訳ないです。

町長（庵逄典章君） そしたら、ほなら、一旦切らせていただきます。どうも失礼します。

議長（西岡 正君） そしたら、6時からしてもらいましょか。

それでは、休憩をいたしまして、18時から再開いたします。

午後05時42分 休憩

午後06時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは全員お揃いですので、再会したいと思います。
再開前に引き続きまして、町長から提案をお願いします。

町長(庵邊典章君) それでは、再開をさせていただきます。ちょっと長くなりますけど、あと暫くお願いいたしたいと思います。

それでは、続きまして、議案第 59 号平成 19 年度の佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 5,564 万 1,000 円といたしました。前年度対比 20.4 パーセントの伸びであります。

まず、歳入より説明いたします。分担金及び負担金におきましては、新規加入負担金及び給水工事費負担金 20 戸分を見込み 1,000 万円計上いたしました。にしはりま環境事務組合負担金 300 万円、水道管理道路修繕工事負担金であります。使用料及び手数料につきましては、平成 18 年度収納状況を勘案し現年度分 3 億 5,300 万円を見込み計上いたしました。前年度対比約 1,000 万減収の見込みでございます。国庫補助金につきましては、中央監視システム整備事業補助金 3,905 万 5,000 円を計上いたしました。財産運用収入につきましては、簡易水道事業基金積立金利子 50 万 7,000 円を、土地建物貸付収入として広山水道管理住宅貸付収入 18 万円を計上いたしました。なお 18 年度末水道管理基金残高の見込みは、9,800 万円であります。一般会計繰入金については、建設改良費・元利償還金等の充当財源として 1 億 6,189 万 4,000 円、人件費相当額として 6,998 万 1,000 円を予定いたしております。諸収入については、姫路鳥取線建設工事及び公共下水道雨水管渠埋設工事に伴う配水管移設補償金 2,560 万円を計上いたしました。町債については、中央監視システム整備事業及び脱水設備整備事業の充当財源として、簡易水道事業債 9,170 万円を計上いたしました。

次に歳出の説明をいたします。

一般管理費については、人件費及び経常経費であります。なお公課費として消費税納付金 1,306 万円を計上いたしました。現場管理費につきましては、6 施設の維持管理経費を計上いたしております。光熱水費、修繕料、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として合計 6,744 万 8,000 円を計上いたしております。役務費におきましては、浄水施設等の電話回線使用料及び火災保険料として 424 万 2,000 円を計上いたしております。委託料については、電気保安業務委託料として 68 万 4,000 円、雨水管渠埋設工事に伴う配水管移設工事設計委託料 260 万円、施設清掃及び汚泥搬出等委託料 1,047 万 7,000 円、メーター検針委託料が 471 万 3,000 円、薬品注入機器等管理委託料が 273 万 7,000 円、水質検査料 20 検体分として 655 万 7,000 円、電気計装設備管理委託料 657 万 8,000 円及びメーター交換委託料 215 万円を計上いたしております。工事請負費については、佐用簡易水道においては、ろ過砂入替工事、配水地内部防水塗装工事、配水管移設工事及びろ過膜洗浄工事として 4,959 万 9,000 円を、中部簡易水道では、配水管移設工事 2 件分及び浄水機器塗装工事として 1,721 万 2,000 円、三日月簡易水道では、配水管移設工事、ろ過膜洗浄工事及び水道管理道路修繕工事として 711 万 9,000 円を計上し、合計 7,591 万 7,000 円といたしております。建設改良費におきましては、委託料として中央監視システム整備事業の実施設設計及び管理委託料を 1,750 万円、工事請負費については、中央監視システム整備費 8,013 万 9,000 円、給水工事費 20 件分 700 万円及び脱水設備整備費 3,500 万円及び若洲簡易給水設備修繕工事費 500 万円を計上いたしました。公債費では、元金 1 億 9,477 万円、利子 1 億 3,777 万 8,000 円を計上いたしております。なお債務負担行為につきましては、別表第 2 の記載のとおり中央監視システム整備事業を平成 19 年度から 21 年度までの 3 カ年計画として予定をいたしております。

地方債の明細につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。

以上で、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の概要でございます。

次に議案第 60 号佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、公共下水道事業の「維持管理運営に要する経費」と「建設改良工事」の予算であり 5ヶ所の処理場と 120ヶ所のマンホールポンプ場、2ヶ所の雨水ポンプ場及び汚水管路等の良好な維持管理業務と建設中の佐用処理区の「浸水対策、雨水排水路工事」の建設工事、処理場施設の中央監視設備工事を計画いたしております。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額を 10 億 7,016 万 3,000 円と定めております。

まず、歳入におきましては、分担金及び負担金 357 万 7,000 円、使用料及び手数料 1 億 8,041 万円、国庫支出金 7,150 万円、繰入金 4 億 107 万 2,000 円、町債 4 億 1,360 万円、繰越金 1,000 円、諸収入 3,000 円を計上いたしております。

歳出では、公共下水道事業費が 3 億 8,371 万 3,000 円で、この内訳は、管理費が 1 億 9,043 万 9,000 円、事業費が 1 億 9,327 万 4,000 円でございます。管理費の内訳では、人件費、庁舎管理の一般管理費が 5,199 万 5,000 円、処理場等の現場管理費が 1 億 3,844 万 4,000 円で 5ヶ所の処理場及び雨水ポンプ場、汚水管路、マンホールポンプ場等の維持管理に要する経費でございます。事業費の建設改良費では、1 億 9,327 万 4,000 円で主な建設改良事業の内訳は、浸水対策下水道事業である佐用・雨水排水路建設工事と汚水処理場の中央監視設備工事として、南光処理場及び三日月処理場並びにマンホールポンプの運転状況常時監視ができる中央監視システムの増設工事に伴う工事請負費 1 億 4,500 万円と実施設計費 250 万円、及び、雨水排水路建設工事の支障移転補償費として、町水道移設補償費 2,060 万円などであります。公債費 6 億 8,595 万円は、借入起債の償還金で長期債元金 5 億 3,261 万 6,000 円と長期債償還利子 1 億 5,333 万 4,000 円であります。

予備費は、50 万円を計上いたしております。

第 2 条では、本年度予定する建設改良事業の地方債借入限度額を 8,200 万円、資本平準化債を 3 億 316 万円。第 3 条では一時借入金の限度額を 1,000 万円と定めております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 61 号生活排水処理事業特別会計につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、農業集落排水事業で建設した佐用地域 3ヶ所、上月地域 4ヶ所、南光地域 3ヶ所の計 10ヶ所の浄化センターとマンホールポンプ場約 50ヶ所を維持管理運営していくための経費と特定地域生活排水処理事業として佐用地域において設置した町管理の約 700 基の合併浄化槽の維持管理運営に関する予算でございます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 3 億 9,765 万 5,000 円と定めております。

まず、歳入においては、分担金及び負担金 212 万 5,000 円、使用料及び手数料 8,529 万 8,000 円、繰入金 2 億 1,923 万円、町債 9,100 万円、繰越金及び諸収入をそれぞれ 1,000 円を予定をしております。

歳出では、生活排水処理事業費は、1 億 3,039 万 8,000 円でその内訳は、浄化槽管理費が 4,584 万 3,000 円で、農業集落排水施設管理費は、8,455 万 5,000 円でございます。浄化槽管理費の主な経費は、浄化槽の保守点検等の管理委託料と水質検査委託料でございます。農業集落排水施設管理費では、人件費等の一般管理費が 2,070 万 7,000 円、処理場等の電気代、保守管理委託料等の維持管理費としての現場管理費が 6,384 万 8,000 円で、主なものは、委託料では、浄化センターの保守点検管理委託料 1,344 万 3,000 円と濃縮汚泥の処分費 1,693 万 8,000 円と道路等の補修工事と新規加入者の公共ます・新設の汚水管工事請負金 860 万円でございます。公債費は、借入金の返済で、元金 1 億 8,959 万円で、利息 7,716 万 7,000 円でございます。

予備費は、50 万円といたしております。

第2条では、地方債の限度額として、資本平準化債9,100万円を計上いたしております。

第3条では、一時借入金の最高限度額を1,000万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の概要の説明といたします。

次に、議案第62号平成19年度西はりま天文台公園特別会計予算につきまして提案の説明を申し上げます。

平成19年度の予算編成方針であります。従来通り県からの指定管理料を中心に一般会計からの繰入金と野外活動センター使用料、家族用ロッジ利用料等を主な財源として編成をいたしております。この中でも75.2パーセントと大きなウエイトを占めております。指定管理料につきましては、県における財政事情も非常に厳しい状況でありながらも予算計上がされております。このことを踏まえ、予算編成に当たっては、これを適正かつ合理的に配分し、適切な公園の管理運営と効率的な事業の執行を行い、これらが公園利用者の増加と地域の活性化に繋がるものを目指した歳出予算といたしております。

それでは、特別会計予算案についてご説明を申し上げます。

平成19年度予算の総額は、第1条により歳入歳出それぞれ2億1,744万8,000円と定めております。次に、第2条におきまして、一時借入金の借入限度額を1,000万円と定めております。

それでは、まず歳入からご説明を申し上げます。

使用料の1,605万は、野外活動センター及び県施設家族用ロッジの利用料収入でございます。県支出金の1億6,431万5,000円は、当公園の管理運営に要する人件費、運営費等としての県からのして管理料であります。繰入金は、3,329万1,000円としております。これは一般会計からの繰入金であります。雑入の352万8,000円は、水道使用料徴収金及びシート使用料徴収金等でございます。

次に歳出についてのご説明を申し上げます。

社会教育費の1億9,890万9,000円は、職員18名分の給与費等9,778万9,000円を含む公園の管理運営に要する経費でございます。新規事業としてグループロッジ運営費においては、視覚障害者用ブロック設置工事25万2,000円、天文台公園運営費においては、望遠鏡関係機材の定期的な保守点検料が2,321万8,000円以外に2メートル望遠鏡「なゆた」の光軸調整を行う保守管理料568万円を新たに計上いたしております。公債費の1,797万6,000円は、水道事業及び野外活動施設整備事業に係わる起債の元金及び利息でございます。その他にも、基金費として積立金26万3,000円、予備費30万円を計上いたしております。

以上、平成19年度にしはりま天文台公園特別会計の概要でございます。

次に、議案第63号平成19年度笹ヶ丘荘特別会計予算についてご説明を申し上げます。

この会計は、笹ヶ丘荘及び交流会館の管理運営に係る予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,031万9,000円といたしております。

まず歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入1億1,136万2,000円、交流会館事業収入588万8,000円、一般会計からの繰入金292万6,000円といたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘の管理運営費1億1,150万5,000円、交流会館管理運営費881万4,000円といたしております。

以上、平成19年度笹ヶ丘荘特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第64号平成19年度佐用町歯科保健特別会計予算についての、提案のご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算総額をそれぞれ3,018万9,000円と定めております。

まず、歳入よりご説明いたします。

保険診療収入を2,734万7,000円、基金積立金利子5,000円、前年度繰越金1,000円、

歯ブラシの売り上げ料、各種保健事業の受託料等の諸収入 283 万 6,000 円といたしております。

続いて、歳出をご説明をいたします。

主なるものは、歯科医師の報酬 750 万円、歯科衛生士等の賃金 710 万 5,000 円、歯科医師派遣旅費 106 万 8,000 円、光熱水費 72 万円、医薬材料費 168 万円、歯科技工委託料 180 万円、パソコンリース代 41 万 5,000 円等でございます。

第 2 条においては、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額を定めております。

以上、歯科保健特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 65 号平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地、早瀬団地、広山団地の分譲及び公債費の償還に係るもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,066 万 1,000 円といたしております。

まず歳入の主なものは、財産売払収入 2,420 万 9,000 円、基金繰入金 626 万円といたしております

歳出の主なものにつきましては、宅地造成基金 2,278 万 5,000 円、公債費の元利償還金 626 万円といたしております。

以上、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算の概要でございます。

次に、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出につきましてご説明を申し上げます。

まず最初に平成 19 年度の各事業の予定量についてご説明をいたします。農作物共済の水稻では、757 ヘクタール、麦は 42 ヘクタールを予定、家畜共済では、1,605 頭を引き受ける予定であります。

畑作物共済は 79 ヘクタール、園芸施設共済は 31 戸、69 棟の予定であります。

損害防止事業として、水稻防除の薬剤費に対する助成、家畜の寄生虫駆除等の薬剤助成を予定しています。

収益的収入及び支出については、総計 1 億 350 万 2,000 円、前年度対比 8.3 パーセント減となります。

それでは、14 ページからの予算内訳明細の各勘定についてご説明をいたします。

農業共済勘定につきましては、872 万 8,000 円で、収入では、共済掛金・交付金・保険金・責任準備金戻入及び特別積立金戻入等で、支出では、共済金・無事戻金・業務勘定繰入等でございます。

家畜共済勘定は、2,987 万 3,000 で、収入では、共済掛金・保険金・受取診療補填金・技術給付金・責任準備金戻入等で、支出では、技術料・共済金責任準備金繰入等でございます。

畑作物共済勘定は、284 万 6,000 円で、収入では、共済掛金・保険金等で、支出は、保険料・共済金等でございます。

園芸施設共済勘定では、84 万 6,000 円で、収入では、共済掛金・保険金等、支出は、保険料・共済金等でございます。

業務勘定 6,165 万 9,000 円は、人件費、事務費、損害評価費及び損害防止費となっております。

収入を説明をいたします。

受取補助金は、4,409 万 5,000 円で、町補助金でございます。受取奨励金 43 万 1,000 円は、機械化経費助成金等であります。賦課金 288 万円につきましては、各共済事業の事務費賦課金を計上いたしております。受取損害防止事業負担金 180 万 5,000 円、目 7 の事業

勘定受け入れ 98 万 5,000 円は、水稲、家畜の損害防止事業分であります。

事業外収益では、受取寄附金として、750 万円を建物・農機具共済会計から受け入れし、業務引当金戻入として 369 万 9,000 円計上いたしております。

次に、支出について説明をいたします。

支払賦課金は、135 万 2,000 円で、各共済事業の県連合会への負担金でございます。

一般管理費は、5,424 万 9,000 円で、主に人件費等でございます。普及推進費 27 万 8,000 円は、農業共済の新聞の購読料等でございます。損害評価費 250 万 2,000 円は、損害評価会委員・損害評価員の報酬、会議費等が主なものでございます。損害防止費 286 万 1,000 円は、水稲及び家畜共済の損害防止事業分でございます。減価償却費 30 万円は、18 年度に購入した公用車の減価償却でございます。

以上、平成 19 年度の佐用町農業共済事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 67 号平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計予算について提案のご説明を申し上げます。

予算総額歳入歳出それぞれ 388 万円と定めております。

歳入内訳でございますが、繰入金 387 万 9,000 円、諸収入は名目予算で 1,000 円といたしております。

次に歳出の主なものでございますが、財産管理費の委託料で森林災害復旧事業経費が 50 万円、予備費に 315 万 7,000 円を計上いたしております。

以上、佐用町石井財産区特別会計予算の概要でございます。

最後になりますが、議案第 68 号平成 19 年度佐用町水道事業会計予算についてのご説明を申し上げます。

近年の水道事業の状況は、景気の回復により営業用及び事業用の需要が増加傾向を示しておりますが、一般家庭においては、人口の減少や節水型機器の使用等により、有収水量が減少傾向にございます。今年度の給水収益は有収水量は減少するものの、大口需要の増加を見込み、前年並みの収益を予定いたしております。今年度は老朽化した中央監視システムの更新を行い、監視機能を高め、水質の監視や設備機器の異常の早期発見に努め、町民の皆さんに安心して飲んでいただける水道水の供給に取り組んでまいります。

第 2 条の業務の予定量として、収益的業務は、給水戸数 1,966 戸、年間総給水量 65 万 3,362 立方メートル、1 日平均給水量 1,790 立方メートル、受託工事 6 箇所を予定いたしております。主な建設改良事業として中央監視制御システムの更新事業を予定いたしております。次に第 3 条、収益的収入及び支出の総額は、収入額 1 億 4,479 万 2,000 円に対し、支出総額 2 億 1,496 万 6,000 円で、予算計上におきまして 7,017 万 4,000 円の赤字が生じる見込みでございます。その主な原因は、減価償却の増加及び企業債償還金利息でございます。第 4 条資本的収入及び支出の予定額は、収入額 774 万 6,000 円に対して、支出額 1 億 2,502 万 8,000 円で、収入不足額 1 億 1,728 万 2,000 円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。第 5 条では、一時金の借入金限度額を 2,000 万円に定めております。第 6 条では、予定支出の各項の金額の流用できる金額を定めております。第 7 条では、議会の議決を経なければ流用できない職員給与費 2,105 万 8,000 円を定め、第 8 条は、他会計からの補助金で、高料金対策補助金として 1,459 万 4,000 円、基礎年金拠出分として 36 万円でございます。第 9 条では、たな卸し資産購入限度額を 59 万 2,000 円といたしております。内容の詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収支及び支出見積基礎、給与費明細書等貸借対照表を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上、非常に長くなりましたけれども、議案第 54 号一般会計から各特別会計 68 号まで 15 件一括して概要説明をさしていただきました。

充分にご審議をいただきご承認をいただきますようお願いを申し上げまして提案説明とします。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案議案第 54 号ないし議案第 68 号、提案に対する当局の説明は終わりましたので、ただ今から議題にしております、議案 54 号ないし議案第 68 号につきましては、平成 19 年度佐用町一般会計並びに特別会計予算であります。

この議題に関しましては、日程第 77 で全員による予算特別委員会を設置するため、次の本会議まで議事を打ち切りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 77 . 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 77 に入ります。

お手元に配付をいたしておりますように、特別委員会の設置及び委員定数について議題といたします。

お諮りします。

平成 19 年度佐用町一般会計、14 特別会計の予算審査のため、全員による予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定をされました。

日程第 78 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 日程第 78 特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の議員協議会において協議がされ、委員長及び副委員長が決定されております。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会予算特別委員会、委員長に吉井秀美君。副委員長に片山武憲君。

以上の諸君が予算特別委員会委員長、副委員長に当選されました。

日程第 79 . 選挙第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

議長（西岡 正君） 日程第 79 選挙第 1 号兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員を選挙することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
議場の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員は21名であります。
お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規程により、開票立会人2名を決めたい
と思います。
開票立会人は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。
5番、笹田鈴香君。6番、金谷英志君。
以上の両君を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
なお事前に、立候補の周知をしておりますので、町長、助役、全議員の24名が被選
挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

議長（西岡 正君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れはなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（西岡 正君） これより兵庫県広域連合議会議員の選挙を行います。
念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席の番号と氏名を読み上げますので、
順次投票をお願いいたします。

議会事務局長（岡本一良君） 1 番、石堂議員
2 番、新田議員
3 番、片山議員
4 番、岡本議員
5 番、笹田議員
6 番、金谷議員
8 番、井上議員
9 番、敏森議員
10 番、高木議員
11 番、山本議員
12 番、大下議員
13 番、岡本議員
14 番、矢内議員
15 番、石黒議員
16 番、川田議員
17 番、山田議員
18 番、平岡議員
19 番、森本議員
20 番、吉井議員
21 番、鍋島議員
22 番、西岡議員

〔 投 票 〕

議長（西岡 正君） 投票漏れはありませんか。
投票漏れはなしと認めます。
投票を終了いたします。
これより開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

議長（西岡 正君） 選挙の結果を報告いたします。
有効投票 21、無効投票ゼロ。
有効投票の内、庵途典章君 16、鍋島裕文 5 票。以上の通りであります。
この選挙の法定得票数は 6 票であります。
よって、庵途典章君が兵庫県広域連合議会議員に当選されました。
ただ今、兵庫県広域連合議員に当選されました庵途典章君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、庵途典章君に当選の告知をいたします。
議場の議場の閉鎖を解きます。

〔 議場閉鎖を解く 〕

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 80 に入ります。

日程第 80 は、委員会付託についてであります。

お諮りします。

お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で本日の日程は終了しました。

なお、明日 3 月 6 日の本会議は午前 10 時開会とし、一般質問を行いますのでご承知くださいようお知らせ申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。長時間、大変ご苦勞さんでありました。

午後 0 6 時 4 0 分 散会
